

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成23年6月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒 100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1  
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ホームページ》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(新着情報配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成23年6月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 23 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

# 目 次

## 【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	5
第1 証券監視委	5
1 委員会	5
2 事務局	5
第2 地方の事務処理組織	5
第2章 証券監視委の活動方針	7
第1 第6期活動方針の概要	7
第2 第7期活動方針の策定	8
1 策定の背景と基本的な考え方	8
2 活動方針の内容	10
第3章 市場分析審査	13
第1 概説	13
1 市場分析審査の目的	13
2 平成22年度における活動状況	13
第2 一般投資家等からの情報の受付	13
1 概要	13
2 情報の受付状況	13
3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話に ついて（未公開株に関する注意喚起）	17
第3 市場動向分析	18
1 概要	18
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	18
3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ 機動的な市場監視	19
4 公開買付けに係る実務及びインサイダー取引の リスクに関する実態把握と対応策の提言	19
第4 取引審査	20
1 概要	20
2 法令上の根拠	20
3 取引審査の実績	21
4 自主規制機関との緊密な連携	22
5 東日本大震災後の対応	24
第5 今後の課題	24

第4章	証券検査	26
第1	概説	26
	1 証券検査の目的	26
	2 証券検査の権限	26
	3 平成22年度における活動状況	28
第2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画	28
第3	金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	35
	1 改正の経緯	35
	2 改正のポイント	35
第4	検査実績	35
	1 検査計画及びその実施状況	35
	2 平成22年度における検査の特色	37
	3 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	37
第5	集中的な検査	38
	1 ファンド販売業者	38
	2 投資助言・代理業者	38
第6	検査結果の概要	38
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	38
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査	47
	3 投資運用業者等に対する検査	49
	4 投資助言・代理業者に対する検査	49
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	51
	6 金融商品仲介業者に対する検査	51
	7 自主規制機関に対する検査	51
第7	証券検査の結果に基づく勧告	52
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく 勧告	52
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく 勧告	56
	3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告	64
	4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	65
第8	無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て	69
第9	今後の課題	72
第5章	課徴金調査	80
第1	概説	80
	1 課徴金制度の目的	80
	2 課徴金調査の権限	80
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額 (不公正取引関係)	80

	4 平成 22 年度における活動状況	81
<b>第 2</b>	<b>不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告</b>	83
	1 勧告の状況	83
	2 勧告事案の概要	84
<b>第 3</b>	<b>今後の課題</b>	96
<b>第 6 章</b>	<b>開示検査</b>	97
	<b>第 1 概説</b>	97
	1 開示検査の目的	97
	2 開示検査の権限	97
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）	98
	4 平成 22 年度における活動状況	100
	<b>第 2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告</b>	101
	1 勧告の状況	101
	2 勧告事案の概要	101
	3 その他	122
	<b>第 3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て</b>	123
	<b>第 4 今後の課題</b>	124
<b>第 7 章</b>	<b>犯則事件の調査・告発</b>	125
	<b>第 1 概説</b>	125
	1 犯則事件の調査の目的	125
	2 犯則事件の調査の権限及び範囲等	125
	3 平成 22 年度における活動状況	125
	<b>第 2 犯則事件の調査・告発実績</b>	126
	1 告発の状況	126
	2 告発事案の概要	126
	<b>第 3 平成 21 年度以前の告発事案に係る判決の概要</b>	134
	<b>第 4 今後の課題</b>	137
<b>第 8 章</b>	<b>建議</b>	140
	<b>第 1 概説</b>	140
	1 建議の目的及び権限	140
	2 平成 22 年度における建議の状況	140
	<b>第 2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置</b>	140
	1 建議の実施状況	140
	2 建議に基づいて執られた措置	141
	3 その他の措置	141
	<b>第 3 今後の課題</b>	142

第9章	監視活動の機能強化への取組み等	143
第1	市場監視体制の充実・強化	143
1	組織の充実	143
2	情報収集・分析能力の向上	143
3	監視を支えるシステムインフラの強化	144
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	144
1	概説	144
2	報道機関等を通じた情報発信	144
3	市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況	145
4	ウェブサイトの充実	145
第3	関係当局等との連携	145
1	金融庁の関係部局との連携	145
2	自主規制機関との緊密な連携	146
第4	海外証券規制当局等との連携	146
1	I O S C O (証券監督者国際機構)における活動	146
2	情報交換枠組みの活用	147
3	意見交換・情報発信	148
4	海外規制当局への職員の派遣	148
おわりに	(個人投資家の皆様へ)	149



## 【附属資料】

1	証券監視委の組織・事務概要	155
1-1	組織及び事務概要	155
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	157
1-3	証券監視委の機能強化	158
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	159
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	160
1-6	機構図	161
1-7	組織・事務に係る法令の概要	163
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	174
2	証券監視委の活動実績等	175
2-1	証券監視委の活動状況	175
2-2	取引審査実施状況	176
2-3	検査実施状況	177
2-4	勧告実施状況	222
2-5	申立て実施状況	290
2-6	告発実施状況	291
2-7	建議実施状況	323
2-8	平成22年度 主な講演会等の開催状況	331
2-9	平成22年度 各種広報媒体への寄稿	335
2-10	証券取引等監視委員会メールマガジン	338
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	348
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	350
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～	351
○	証券検査に関する基本指針	353

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
社 登 法	社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）

金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 267 号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第 53 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する内閣府令（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 37 号）
金 先 法 施 行 規 則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第 18 号）

## はじめに

### —公正な市場の確立に向けて—

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

平成19年7月20日に発足した第6期体制においては、中期的な活動方針として『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年9月5日に公表し、平成22年12月12日まで、当該活動方針に掲げた「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」の2つの基本的な考え方及び5つの重点施策に基づいて活動を行ってきました。

その後、平成22年12月13日に第7期体制が発足し、平成23年1月18日には新たな活動方針を策定・公表しました。策定の背景や内容等については第2章で詳述しますが、第7期活動方針においては、第6期活動方針の2つの基本的な考え方に「市場のグローバル化への対応」を新たに追加した3つの基本的な考え方及び6つの重点施策を掲げており、証券監視委は、当該活動方針に基づき、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

### 1 本年度を振り返って

本公表の対象期間である平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日。以下同じ。）を顧みると、証券監視委は、与えられた権限・権能を活用し、以下のように、機動性・戦略性の高い市場監視に取り組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めてきたところです。特に、上場企業による不適切なファイナンスやそれと絡めて不公正取引や虚偽記載等が行われるような複合事案（いわゆる「不公正ファイナンス事案」）への対応については、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、金融庁、財務局、証券取引所等とも連携して、問題意識の共有や情報収集・分析に注力してきたほか、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」稼働や高頻度取引等による取引の高速化を踏まえた取引パターンや市場構造の変化等についても注視してきました。こうした資料・情報の収集・分析の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における一層の究明を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査については、検査対象先の増大やその業態の規模や特性等の多様化に応じ、リスク・ベースの検査実施計画の策定や予告検査の導入を行ったほか、検査マニュアルの見直しも行ってきました。特に、グローバルに活動する証券会社については、金融庁との緊密な連携の下、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性の検証に努めました。

また、ファンド販売業者及び投資助言・代理業者に対しては、集中的な検査を実施し、当該検査において認められた問題点を取りまとめて公表することにより、これらの業者に対し、法令遵守への取組みを強く求めるとともに、投資者への注意喚起も行いました。さらに、これらの検査結果等を踏まえ、平成22年10月には、事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について建議を行った結果、金融庁において、金融商品取引業者等に関する内閣府令の一部改正が行われました（平成23年4月1日施行）。また、平成23年2月には、投資助言・代理業者の登録拒否事由についても建議を行った結果、金融庁において、金融商品取引法の一部改正が行われました（平成23年5月25日公布）。

無登録業者による未公開株式等の販売や、有価証券の無届募集の事案については、金商法等の一部を改正する法律により、法人への刑罰を盛り込んだ、いわゆる両罰規定が整備されたことを踏まえ、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを、それぞれ初めて行いました。

不公正取引やディスクロージャー違反については、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査・検査を実施し、公認会計士が職務上知り得た情報を元に行った内部者取引や、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦などの不公正取引事案のほか、売上の前倒し計上や架空売上の計上等による有価証券報告書等の虚偽記載及び当該開示会社役員が所有する同社株券売出しに係る目論見書の虚偽記載などのディスクロージャー違反事案について、課徴金納付命令勧告を行ってまいりました。さらに、市場監視行政の透明性の向上等を図るため、過去の勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新・公表も行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、告発を視野に入れた厳正な調査を実施した結果、上場企業の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、有価証券届出書の虚偽記載に加え、初めて偽計を適用して告発を行いました。また、インターネット取引の進展に伴う証券犯罪のローカル化を反映したものとして、大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件を告発しましたが、これは、東京証券取引所「arrowhead (アローヘッド)」稼働後の同取引所における相場操縦行為を証券監視委が摘発した初めてのケースとなっています。

自主規制機関などとの連携については、全体としての市場監視機能強化のため、金融商品取引所や金融商品取引業協会との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきました。また、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すため、全国の各取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や各種広報媒体への寄稿を実施したほか、公認会計士協会や監査法人に対し、粉飾事案に関する講演や意見交換を行いました。さらに、新たな情報発信のツールとして、証券監視委のメールマガジンを発刊し、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信を行っています。

## 2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。また、金融庁等の関係当局及び自主規制機関との緊密な連携のほか、市場への積極的な情報発信等を通じ、市場規律の強化を図ってきました。

一方、国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として引き続き実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。

証券監視委としては、このような環境変化を踏まえて策定された第 7 期活動方針に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を実施していくことにより、公正・透明な質の高い市場を確保し、投資者の一層の保護を図っていくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています（第 7 期活動方針の内容については、第 2 章を参照。）。

また、東日本大震災発生後、証券監視委は、金融庁及び金融商品取引所との緊密な連携のもと、不自然な価格形成や大量の空売り等に対する監視を強化しております。さらに、災害の発生に乗じた違法・悪質な取引や無登録業者による未公開株の勧誘等が認められた場合についても、厳正に対処してまいります。

## 証券監視委の活動状況

# 第1章 組 織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成22年12月13日から第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成22年度（注3）17人、平成23年度16人）が認められ、平成23年度末で合計392人の体制となっている。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。また、平成23年7月1日には、課徴金・開示検査課が「開示検査課」と「取引調査課」に分離されることにより、5課体制から6課体制に強化される予定である。

（注3）年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成22年度20人、平成23年度6人）が認められ、この結果、平成23年度末の定員は、合計で312人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査について

は証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

(注) 証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。



## 第2章 証券監視委の活動方針

証券監視委は、これまで、委員会の各期体制の開始時に、期中3年間の中期的な戦略である活動方針を策定しています。

「はじめに」で触れたとおり、証券監視委は、今年度の活動のうち、4月から12月の9ヶ月間は、第6期活動方針に基づいて市場監視に取り組んできました。更にその後、平成22年12月13日に第7期体制が発足したことから、平成23年1月18日には第7期活動方針を策定・公表したところです。

したがって、この章においては、年度期間中の最初の9ヶ月間の活動方針である第6期活動方針の概要を説明するとともに、第7期体制における新たな活動方針を策定した背景と基本的な考え方及び内容について触れたいと思います。

### 第1 第6期活動方針の概要

平成19年9月に公表した第6期活動方針においては、金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金商法の施行をはじめとする制度の変革などの大きな変化に対応し、証券監視委がその使命を達成していくため、「基本的な考え方」において、2つの柱を掲げました。

第一の柱は、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」です。具体的には、証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を図っていくこと、またその際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指すこと、さらに、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を高めていくこととしました。

第二の柱は、「市場規律の強化に向けた働きかけ」です。これは、まず、検査・調査などの市場監視の結果得られた問題意識のうち、個別事案への対応だけにとどめることなく、市場や業界一般について改善が必要とされる場合などについては、建議などを通じ、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度設計に反映させていこうとするものです。また、このような当局に対する働きかけだけでなく、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、取引所などの自主規制機関などを通じて各市場参加者に積極的に働きかけていくこと、さらに、各市場参加者の取組みを推進していくため、市場参加者との対話、市場への情報発信を強化していくこととしました。

更に、第6期活動方針では、上記の2つの柱に基づき、「重点施策」として、特に以下の5つの点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていくこととしました。

1点目は、「包括的かつ機動的な市場監視」です。発行市場及び流通市場の全体に目を向け、直ちに法令違反とは言えないような取引についても幅広く注意を払い、個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていくこととしました。

2点目は、「課徴金制度の一層の活用」です。課徴金は犯則調査に基づく告発に比べて迅速な対応が可能という特性を活かし、迅速・効率的な調査の実施に努めていくこと、また、課徴金

の対象範囲拡大などの法制度の見直しに適切に対応していくこととしました。

3点目は、「金融商品取引法制の適切な運用」です。金商法改正による証券監視委の検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、内部管理態勢に着目した検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、開示検査については、四半期開示制度の導入などに適切に対応していくこととしました。

4点目は、「自主規制機関などとの連携」です。金融・資本市場の参加者は、機関投資家の他、裾野の広がりつつある個人投資家、国内だけでなく海外からの市場参加者も含まれるなど、多岐に渡っています。このような金融・資本市場の特性を踏まえ、証券監視委単独の活動によるよりも、自主規制機関の行う考査・監査、ルールの整備の面での一層の連携強化を通じて、全体としての市場監視機能の強化を図っていくことがより効率的で効果的です。このほか、市場参加者への情報発信の面でも、自主規制機関などとの連携を深めていくこととしました。

5点目は、「グローバル化への対応」です。クロスボーダーの取引がますます活発化する中、国境を越えた当局間の情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしました。

## 第2 第7期活動方針の策定

### 1 策定の背景と基本的な考え方

第6期体制の活動期間中には、国際的な金融危機が発生し、これを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われました。そして、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、引き続き「市場の公正性・透明性の確保」及び「投資者の保護」を使命として、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく市場監視に取り組んでいるところですが、その使命を達成していくためには、このような市場環境等の変化に適切に対応していく必要があります。

そうした市場環境等の変化を踏まえ、第7期活動方針は、第6期活動方針の基本的な方向性を踏襲しつつ、「基本的な考え方」については、第6期活動方針で掲げた2本柱である「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」及び「市場規律の強化に向けた働きかけ」に、新たに「市場のグローバル化への対応」を加え、3本柱としています。

第一の柱である「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」の、基本的な考え方としての内容は、第6期活動方針と同様です。引き続き、証券監視委の持つ各手段を戦略的に組み合わせ、それぞれの特性を最大限に発揮して、迅速かつ効果的な市場監視を図ることとし、その際には市場の動きにタイムリーかつ機敏に対応していきます。なお、昨今の無登録営業や無届募集などを含め、多様化している違法行為への対応や、国際的な検査、監督の動向など、最近の新たな動向を踏まえた対応が必要となっていることから、その点を新たに明記しました。

第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の、基本的な考え方としての内容も、第6期活動方針と同様です。証券監視委の使命である「市場の公正性・透明性の確保」のためには、金融庁や金商法上の自主規制機関だけでなく、市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体の活動も極めて重要であり、第6期においては、検査や調査により把握した問題意識に関して、

自主規制機関や関係団体に対して問題提起や意見交換を実施するなど、様々な活動を行ってきました。第7期においても、金融庁や自主規制機関、関係団体に対し、証券監視委の問題意識を積極的に伝え、市場規律の強化を図っていく必要があります。

第三の柱である「市場のグローバル化への対応」については、第6期活動方針では、「基本的な考え方」ではなく、「重点施策」の一項目に「グローバル化への対応」として掲げ、これまで多国間MOUの枠組み（詳細については第9章第4参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局との協力・連携体制を強化してきました。この結果、第6期においてもクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきたところですが、昨今、大型公募増資を巡る指摘が海外でも報じられるなど、近年クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化していることから、証券監視委としても、海外当局等と連携しつつ、これまで以上にグローバルな市場監視に取り組んでいきます。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、世界的な金融危機の経験を踏まえ、それに対応するための国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応も行ってまいります。そして、これらグローバル化への対応のためには一層の人材育成や体制整備を進めていくこととしております。「市場のグローバル化への対応」は、このような時代の要請に、証券監視委として応えていくという重要かつ前向きなメッセージとして、新たな柱に掲げたものです。

また、第7期活動方針では、以上の3つの柱に基づき、「重点施策」として、特に以下の6つの点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていくこととしています。

1点目は、「包括的かつ機動的な市場監視」であり、第6期活動方針と同様、第一の「重点施策」としています。ここでは、第6期と同様に、市場監視の空白を作らないことを基本的な姿勢とし、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けることに加え、第7期の「基本的な考え方」の新たな柱である「市場のグローバル化への対応」としてクロスボーダー取引への監視を強化することを明記しました。また、見かけ上は法令違反とは言えないような取引についても、これまでと同様に、日頃から注意を払うとともに、今後とも、幅広く情報収集を行い、市場監視の強化に結びつけることが重要であると考えています。

2点目は、「不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」です。証券監視委として、インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計、虚偽記載などの違法行為に対して、悪質な事案に対しては刑事告発を行うことを通じて、引き続き厳正に対応していくことにより、市場規律の強化を促していきます。さらに、こうした市場監視活動の過程で把握された制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルール改善に向けた貢献を行っていきたいと考えています。

3点目は「ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施」です。開示検査・調査は、第6期活動方針では「重点施策」である「金融商品取引法制の適切な運用」の中の一部という位置付けでしたが、上場企業等における適正なディスクロージャーの重要性に鑑み、ディスクロージャー違反に対し迅速・効率的に対応するという姿勢をより強く示すため、独立した重点施策として掲げたものです。また、企業等が虚偽記載等を行った場合に設置される第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。さらに昨今問題となっている株式等の無届募集については、課徴金納付命令勧告や告発といった対応に加え、金商法第192条による裁判所への緊急差止命令の申立ても含めた適切な対応が必要であると考えています。

4点目は「課徴金制度の一層の活用」です。第6期までの課徴金事案の実績を踏まえると、課徴金調査は、犯則調査が必要な重大性・悪質性が認められない事案を迅速・効率的に処理する上で、今後ともますます重要な手段であることから、第6期に引き続き、独立した重点施策として掲げています。また、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信などを通じた、未然防止の観点からの取組みを強化することを加えています。

5点目は「検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施」です。証券検査については、検査対象先が大きく増大するとともに、その多様性も拡大しています。こうした中、詐欺的な業者に対しては厳正な対応が必要となる一方で、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、「市場のグローバル化への対応」として、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した対応を行っていく必要があります。第6期活動方針では、証券検査は、開示検査と同様に「重点施策」である「金融商品取引法制の適切な運用」の中の一部という位置付けでしたが、証券検査を取り巻く状況がこのように大きく変化していることを踏まえ、今回、独立した重点施策として掲げることとしました。

重点施策の内容としては、検査を取り巻く状況の変化を踏まえ、証券検査においては、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、これまで以上に検査対象先の特性に応じたメリハリの利いた検査を行っていくこととしています。特に、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社については、内部管理態勢やリスク管理態勢の検証や連結財務規制等の導入に対応した検査を実施することとしています。また、投資者保護への取組みとして、悪質なファンド販売業者などへの検査や、無登録業者による未公開株などの販売に対する金商法第192条による裁判所への緊急差止命令の申立ての活用を打ち出しています。

6点目は「自主規制機関などとの連携」です。第6期に引き続き重点施策として掲げていますが、これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や詐欺的な投資勧誘の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めること、また未公開株詐欺などに巻き込まれることのないよう、投資家への情報発信・提供を強化充実していくこととしています。

## 2 活動方針の内容

上記の背景や基本的な考え方を踏まえ、策定・公表した第7期活動方針の内容については、次頁のとおりです。

## 公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

### 1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

### 2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

#### (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

#### (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

#### (3) 市場のグローバル化への対応

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- ▶ そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

### 3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

#### (1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

#### (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

#### (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

#### (4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

#### (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

#### (6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

## 第3章 市場分析審査

### 第1 概説

#### 1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、証券監視委におけるいわば情報の入口としての役割を担っている。具体的には、日頃から、一般投資家等から情報を受け付けているほか、自主規制機関、金融商品取引業者等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について審査を行い、問題が把握された取引については証券監視委内の担当部門に回付している。また、必要な場合には、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）等に基づく情報交換を行っている。

#### 2 平成22年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の急速な進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案の発生等の課題に直面している。こうした中、平成22年度においても、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな金融商品等への対応、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めたところである。

### 第2 一般投資家等からの情報の受付

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている。また、政府広報や講演会においても情報提供を呼びかけるなど、有益な情報が多数寄せられるよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

#### 2 情報の受付状況

証券監視委が平成22年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は、6,927件である。これは、平成17年度（7,526件）、平成21年度（7,118件）に次いで多い件数である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット4,040件、電話2,219件、文書393件、来訪45件、財務局等から回付を受けたものが230件となっており、全受付件数の約6割をイン

ターネットが占めている。また、ここ3年ほど、電話による受付件数の増加が顕著であり、平成19年度（766件）の約3倍に増加している。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,640件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが597件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,142件、その他の意見等が1,548件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが2,468件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが608件、内部者取引の疑いに関するものが463件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが141件、ファイナンスに関するものが64件、適時開示に関するものが62件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブルが219件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が79件など、多様な情報が寄せられている（詳細は別図参照）。

#### 《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直通電話：03-3581-9909

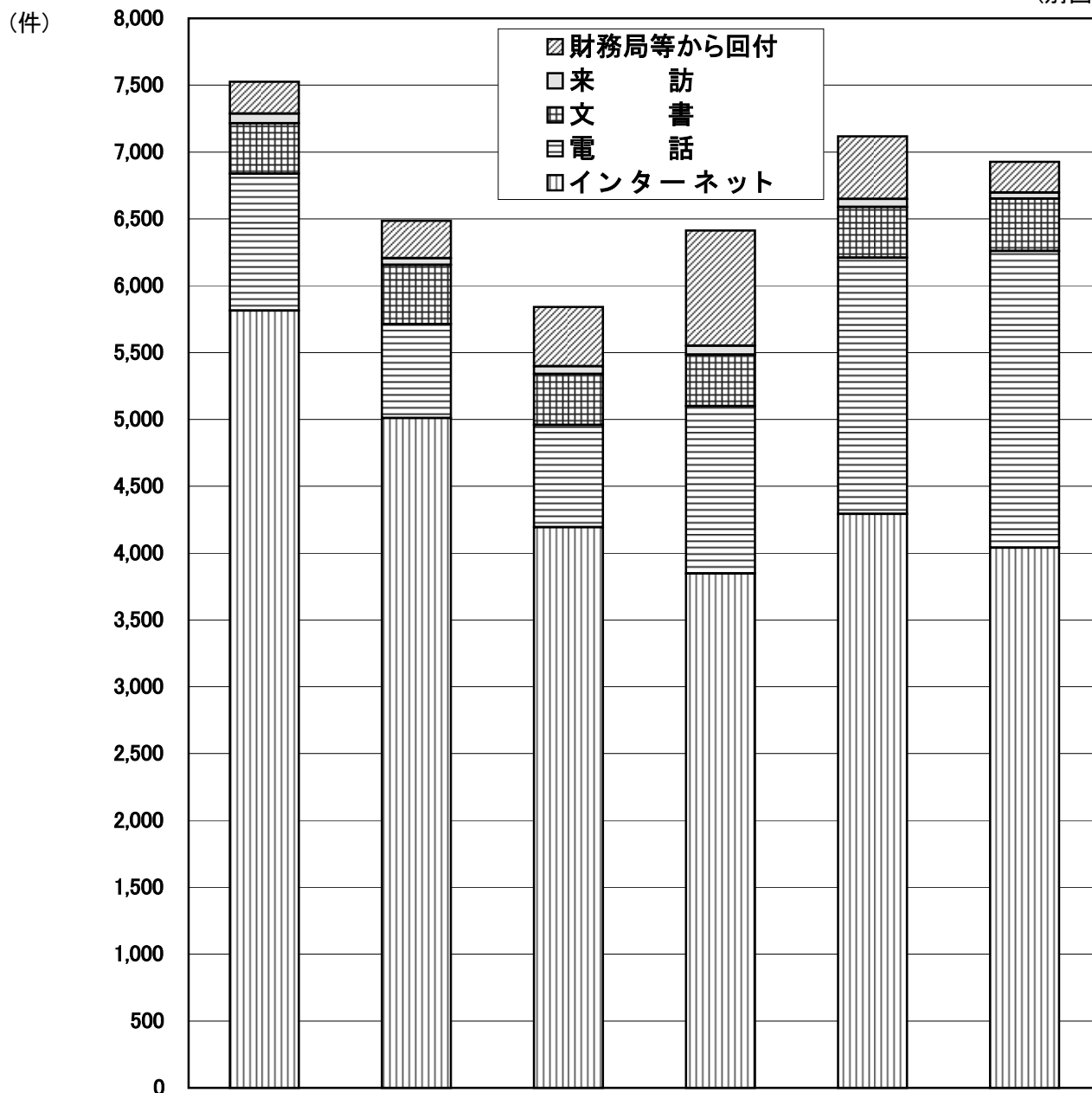
FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>



# 情報の受付状況

(別図)



(件)

年度 区分	17	18	19	20	21	22
インターネット	5,815	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040
電話	1,022	702	766	1,253 (406)	1,917	2,219
文書	377	443	381	384 (93)	380	393
来訪	73	50	58	67 (15)	60	45
財務局等から回付	239	279	443	861 (264)	468	230
合計	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

# 情報の内容別受付状況

## 1. 旧区分(平成20年度まで)

(単位:件)

年度	17	18	19	20
区分				
[個別銘柄等]				
A. 損失保証・補てん	10	4	5	3 (1)
B. インサイダー取引	527	471	558	510 (108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	290	217	189	239 (64)
C-2. 無届募集	69	15	27	44 (24)
D. 相場操縦	2,705	2,678	2,126	1,975 (539)
E-1. 風説の流布	1,614	1,124	995	814 (185)
E-2. その他	175	512	712	1,204 (303)
(小計)	5,390	5,021	4,612	4,789 (1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]				
F. 断定的判断を提供した勧誘	28	14	10	16 (2)
G. 取引一任勘定取引の締結	27	16	8	9 (3)
H. 大量推奨販売	2	2	3	4 (1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	18	8	7	32 (14)
J. 無断売買	97	40	41	47 (15)
K. その他	1,124	997	778	930 (253)
K-1. 吞行為	-	-	-	- (-)
K-2. 法定帳簿に関する不正	7	9	6	0 (0)
K-3. 役職員の手張り	5	7	15	5 (1)
K-4. その他法令違反	100	130	245	160 (31)
K-5. 自主ルール違反	66	334	75	28 (4)
K-6. その他営業姿勢に関するもの	946	517	437	737 (217)
(小計)	1,296	1,077	847	1,038 (288)
[その他]				
L. 委員会に対する意見等	65	52	35	29 (8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	135	38	36	120 (46)
N. その他	640	297	311	436 (186)
(小計)	840	387	382	585 (240)
合計	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)

## 2. 新区分(平成21年度から)

(単位:件)

年度	21	22
区分		
A. 個別銘柄		
a. 取引規制		
1. 風説の流布・偽計	627	608
2. 相場操縦	2,753	2,468
3. インサイダー取引	385	463
0. その他	50	58
b. 開示		
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5
2. 大量保有報告書の未提出	54	34
0. その他	9	4
(小計)	3,889	3,640
B. 発行体		
a. 法定開示		
1. 無届募集	45	29
2. ファイナンス	143	64
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25
5. 内部統制報告	2	5
6. 無届公開買付	14	3
0. その他	65	38
b. 協会・取引所ルール		
1. 適時開示	53	62
0. その他	2	3
c. その他		
1. ガバナンス等	27	17
0. その他	223	210
(小計)	835	597
C. 金融商品取引業者等		
a. 禁止行為等		
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16
2. 無断売買	57	17
3. 損失保証・補てん	4	3
0. その他法令違反	153	101
b. 業務の運営状況		
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79
2. システム関連	141	219
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626
c. 経理		
1. 法定帳簿に関する不正	20	22
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21
d. 協会・取引所ルール		
1. 自主ルール違反	12	3
e. その他		
0. その他	43	35
(小計)	1,349	1,142
D. その他		
a. 意見・要望等		
1. 委員会に対する意見等	34	77
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97
b. その他		
1. 無登録業者	208	258
2. 未公開株	471	732
3. ファンド	29	70
0. その他	196	314
(小計)	1,045	1,548
合計	7,118	6,927

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い吞み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

### 3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成 21 年 2 月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、平成 21 年 6 月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行ったところであるが（附属資料 351 頁～352 頁参照）、引き続きホームページ等で注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

#### 情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※（IP 電話・PHSからは）03-5251-6811

F A X：03-3506-6699

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

### 第3 市場動向分析

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立っているところである。

特に最近では、発行市場において、上場企業による不適切なファイナンスや不公正取引の温床となることが懸念されるファイナンスが多く見られることから、発行市場の動向の分析にも注力してきているほか、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析等にも取り組んでいるところである。

#### 2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンス事例が見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。

こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、証券取引所の上場管理・上場審査部門や売買審査部門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行っている。具体的には、上場企業に係る開示情報や証券取引所からの情報、一般投資家や市場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

平成22年度における重点的な取組みの主なものは以下のとおり。

##### (1) 第三者割当を中心としたファイナンスを巡る最近の動向の調査

第三者割当等のファイナンス事例の動向調査を行ったところ、平成21年8月以降、各取引所による有価証券上場規程や、企業内容等の開示に関する内閣府令（ガイドラインも含む）の改正後、第三者割当の発行件数は減少し、特に、上場廃止要件である希薄化率300%超の増資事例が殆ど見られなくなった一方、現物出資による事例が、平成22年には増加している傾向がみられた。こうした現物出資の出資対象財産は、現金出資の場合と異なり、特に適正な価値評価が行われる必要があることから、関係者との間で意見交換等を通じ認識の共有を図った。この中で、例えば、不動産現物出資については、平成22年8月、国土交通省から日本不動産鑑定協会に対し、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」との通知の発出等が行われ、その後、日本不動産鑑定協会から、協会会員向けに、不動産鑑定評価の適正な実施に関する注意喚起が行われた。

証券監視委としては、不公正ファイナンスの未然防止等の観点から、引き続きこうしたファイナンスを巡る動向を注視している。

##### (2) 企業等不祥事における第三者調査委員会の設立及び調査報告状況の把握

不公正ファイナンス、有価証券報告書等の虚偽記載、企業関係者によるインサイダー取引等については、これを証券監視委において、厳しく監視を行うことが重要であるが、再発防止の観点からは、企業側の自主的な取組みも重要である。特に、近年、不祥事が発生した場合において、企業が第三者委員会を設置し、調査等を行わせる事例がみられるが、こうした第三者委員会が適切に機能することが重要である。

こうした中、平成22年7月、日本弁護士連合会により、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表された。本ガイドラインは、上記の不公正ファイナンス等に限らず、広く一般的な不祥事を対象とした第三者委員会に関するベスト・プラクテ

イスとしてとりまとめられたものであるが、証券監視委は、本ガイドラインの策定に先立ち、日本弁護士連合会等と問題意識の共有に努めてきたところである。

その後、翌8月、東京証券取引所により「上場管理業務について一虚偽記載審査の解説」が公表され、この中で、上場企業が虚偽記載に関して第三者委員会を設置する際には、当該ガイドラインを参照する旨が示された。

証券監視委は、市場の公正性を害する行為に関する市場監視の一環として、上場企業において、当該ガイドラインを踏まえて設置された第三者委員会によって、問題の本質が明らかとなり、それが投資者に的確に説明されているか等について、引き続き動向を注視しているところである。

### 3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきている新たな金融商品や取引形態について、市場の公正性の確保、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成22年度におけるこうした分析の事例としては、以下のとおりである。

#### (1) 私設取引システム(Proprietary Trading System: P T S)の実態把握

P T S（証券会社が開設した電子的システムにより、取引所外取引として、同時に多数の者を相手に株式等の売買等を集団的・組織的に行う仕組み）について、日本証券クリアリング機構が、平成21年10月にP T Sでの取引も清算対象とする制度改正を公表（実施は平成22年7月以降）し、これにより、P T S取引の決済リスクが低下し、機関投資家によるP T S利用が拡大するとの見方などが指摘されていたことから、P T S業務を行う金融商品取引業者における各P T Sの特色や、不公正取引に対する内部管理態勢の状況について、実態把握を行った。

#### (2) いわゆる高頻度取引(High Frequency Trading: H F T)やコロケーション等の実態把握

H F Tや当該取引に利用されるコロケーション/プロキシミティ（市場参加者が取引所のデータセンター等に発注用機器を設置すること等により、より高速な売買執行を行うためのツールとして、金融商品取引所等が提供するサービス）について、平成22年1月の東京証券取引所「arrowhead」稼働等に伴う取引の高速化や、平成22年5月の米国株式市場で発生した株価の乱高下（いわゆる「フラッシュ・クラッシュ」）を踏まえ、市場参加者におけるコロケーション等の利用状況や、H F Tを行う取引主体・取引戦略等を確認したほか、金融商品取引業者における内部管理態勢の状況について実態把握を行った。

上記(1)及び(2)の実態把握を踏まえた分析の結果については、証券監視委や各財務局等の証券取引等監視官部門において共有し、今後の市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

### 4 公開買付けに係る実務及びインサイダー取引のリスクに関する実態把握と対応策の提言

近年の経済環境を反映して企業再編に関連する株式公開買付け(T O B)の件数が増加する中、T O Bに関連したインサイダー取引の摘発件数も増加している。

証券監視委では、インサイダー取引の未然抑止が重要な課題であるとの認識から、証券監視委内にプロジェクトチームを設置し、①T O B実務の理解、②T O B取引に係るインサイダー取引のリスクの所在の特定、③対応策の検討という観点から、T O B当事者としての買付者、対象者のみならず、スキーム全体に関与する証券会社、専門的な見地からアドバイスする弁護

士、会計士等の職業専門家、金融機関、印刷会社等、幅広い関係者に対してヒアリングを実施することにより、各関係者のインサイダー情報の管理態勢や、各関係者内部及び関係者間における情報の広がり等に関する実態把握を行った。こうした実態把握を踏まえ、各関係者における情報漏えいリスクを特定し、インサイダー取引を未然に防止する観点から、今後の対応策(①証券会社等のフィナンシャルアドバイザーによる情報管理等の注意喚起の役割、②情報伝達範囲・内容の限定、③各関係者における情報管理態勢の強化、④守秘義務契約締結の奨励、⑤証券取引所が売買審査の過程で上場企業に徴求する経緯報告書の内容の充実に関するもの)を取りまとめ、TOBの関係者に対し、意見交換会、セミナー、講演、専門誌への寄稿等を通じて、問題意識の共有を図りつつ、提言を行ってきたところである。

こうした取り組みを踏まえ、日本証券業協会においては、協会員に対し、TOBに係るインサイダー取引の未然防止の徹底に向けた注意喚起が行われた。また、各証券取引所においては、売買審査のために上場企業から徴求する経緯報告書について、TOBの買付者が上場する取引所と、対象者が上場する取引所が異なる場合でも、対象者が上場する取引所において、買付者の経緯報告書が徴求できるようにする枠組みが整備されるなどの対応が図られた。

## 第4 取引審査

### 1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

### 2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている(附属資料164頁以下参照)。

### 3 取引審査の実績

#### (1) 実績

平成 22 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成 22 年度	(参考) 平成 21 年度
合 計	691	749
証券監視委	224	319
財務局等	467	430
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	54	94
内 部 者 取 引	613	649
そ の 他	24	6

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、取引の規模の大小を問わずつぶさに分析している。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

#### (2) 主な審査事例

平成 22 年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

##### ① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ B社株の売買に関して、金融商品取引業者から、特定の委託者による見せ玉的な発注形態が見られたので注意喚起等を行ったとの報告があったことから、審査を行った。
- ハ C社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、証券取引所に対する注文発注状況を確認したところ、複数の証券会社から発注された売買注文が同調して指値変更されていたことから、審査を行った。
- ニ D社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

##### ② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式を公開買付け（TOB）する旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したこと

から、公表前の取引について審査を行った。

ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ I社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ J社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ロ K社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

(3) 海外証券規制当局等との連携

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割超（平成22年）を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー化が進んでいる中において、証券規制当局においても、国際的な連携は不可欠なものとなっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、クロスボーダー取引について、必要に応じ、金融商品取引業者や海外証券規制当局から情報を収集することにより、市場監視の空白が生じないように努めているところである（詳細については第9章第4参照）。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

(1) 「コンプライアンスWAN」の利用

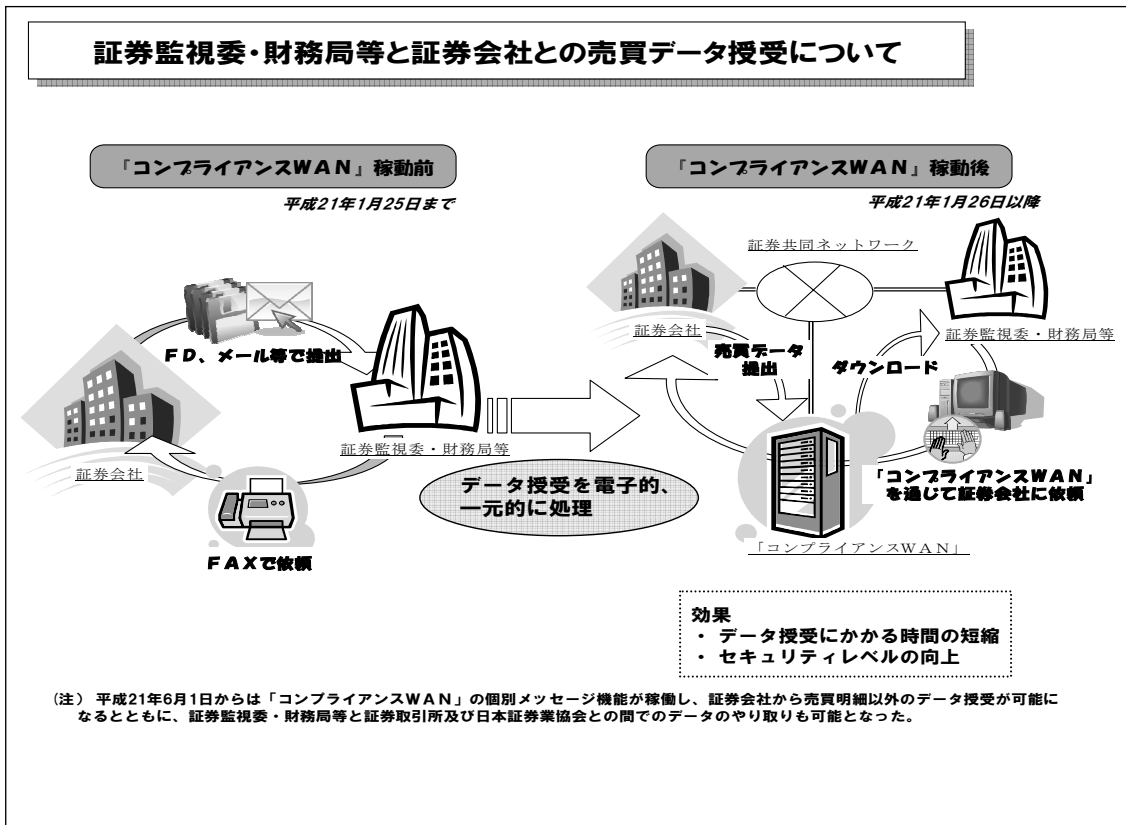
「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムであり、日本証券業協会及び証券取引所を中心として検討が進められた結果、構築・運用される運びとなったものである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
  - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
  - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。

「コンプライアンスWAN」が稼働を開始した平成21年1月26日から証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用しているほか、同年4月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を始めている。なお、同年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務



局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となっている。



## (2) 内部者取引の防止に向けた取組み

証券監視委は、内部者取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策について日本証券業協会を中心に検討が行われている「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」に証券取引所と共に参加している。平成20年5月に同ワーキングが取りまとめた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」を踏まえ、これまでに

- ① 日本証券業協会において「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」が制定され（平成20年10月14日制定、平成21年3月1日施行）、協会の役職員による取引の管理体制が整備
- ② 日本証券業協会において「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正（平成20年10月14日改正、平成21年4月1日施行）
- ③ 東京証券取引所において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が一部改正（平成20年12月25日改正、平成21年4月1日施行）

される等の対応がなされている。

特に上記②によって、日本証券業協会の協会員は、内部者取引のおそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会へ報告することが求められることとなり、平成21年4月以降、当該報告（売買審査結果報告書）が証券監視委に寄せられている。証券監視委としては、当該報告を内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報などとして役立てている。

このほか、日本証券業協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営し、参加上場会社の拡充に取り組んでいるところであるが、証券監視委としても、内部者取引の未然防止に向けた取り組みの一環として、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした日本証券業協会の

取り組みを支援しているところである。

## 5 東日本大震災後の対応

東日本大震災への対応として、平成 23 年 3 月 13 日、自見金融担当大臣から、下記の談話（抜粋）が示された。

「金融市場及び証券市場については、（中略）3 月 14 日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。」

<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html>

証券監視委は、これまでも、金融庁や金融商品取引所と連携しつつ、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底するとともに、空売り規制に係る金融商品取引業者等の管理態勢を含む売買管理態勢等について検証を行ってきているところであるが、上記談話を踏まえ、翌 14 日から、全取引所の売買審査部門との間において、金融商品取引所との間の連携を密にする体制（不公正取引の監視に係るホットライン）を立ち上げ、迅速な情報交換を行う体制を構築するとともに、こうした金融庁、証券監視委、金融商品取引所の緊密な連携に基づく監視体制の下で、仮に取引の公正性を害するような違反行為が認められた場合には、厳正に対処していくこととしている。

## 第 5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行い、さらに必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、課徴金調査、犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

こうした観点から、現下の市場動向を踏まえ、今後は特に以下のような取り組みを強化していく。

- (1) クロスボーダー取引を含む大型事案への対応を強化していくとともに、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間 MOU 等）等を通じ、積極的に連携していく。また、クロスボーダー取引に関する情報や海外の制度について、積極的に情報収集を行い、監視機能を強化する。
- (2) 個人によるインターネット取引を通じた不公正取引事例が多数みられることから、自主規制機関や、特にインターネット取引を扱う金融商品取引業者との間で、積極的に問題意識を共有しつつ、連携を図る。
- (3) 発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等への対

応のため、発行・流通市場におけるファイナンスをめぐる新たな動き等について情報共有を図るなど、金融商品取引所等の関係機関との連携を図る。

- (4) 市場において取引規模や重要性が増している新たな金融商品や取引形態について、タイムリーに情報収集・分析を行う。また、東京証券取引所「arrowhead」や高頻度取引等による取引の高速化を踏まえた取引パターンや市場構造の変化についても注視していく。

## 第4章 証券検査

### 第1 概説

#### 1 証券検査の目的

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

#### 2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに規制の対象となり、また、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となった。更に、平成21年6月に成立した金商法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等に対する検査権限が付与されたほか、平成23年4月から一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督が導入されたところであり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施することとしているところである。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- |                              |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| ① 金融商品取引業者等                  | (金商法第56条の2第1項、第194条の7)  |
| ② 金融商品取引業者の主要株主等             | (金商法第56条の2第2項、第194条の7)  |
| ③ 特別金融商品取引業者の子会社等            | (金商法第57条の10第1項、第194条の7) |
| ④ 指定親会社等                     | (金商法第57条の23、第194条の7)    |
| ⑤ 指定親会社の主要株主                 | (金商法第57条の26第2項、第194条の7) |
| ⑥ 取引所取引許可業者                  | (金商法第60条の11、第194条の7)    |
| ⑦ 特例業務届出者                    | (金商法第63条第8項、第194条の7)    |
| ⑧ 金融商品仲介業者                   | (金商法第66条の22、第194条の7)    |
| ⑨ 信用格付業者                     | (金商法第66条の45第1項、第194条の7) |
| ⑩ 認可金融商品取引業協会                | (金商法第75条、第194条の7)       |
| ⑪ 認定金融商品取引業協会                | (金商法第79条の4、第194条の7)     |
| ⑫ 投資者保護基金                    | (金商法第79条の77、第194条の7)    |
| ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 |                         |

- (金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7)
- ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7)
  - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者  
(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7)
  - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7)
  - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7)
  - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第 151 条、第 194 条の 7)
  - ⑲ 自主規制法人 (金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7)
  - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7)
  - ㉑ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7)
  - ㉒ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7)
  - ㉓ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7)
  - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7)
  - ㉕ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7)
  - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第 156 条の 58 第 1 項、第 194 条の 7)
  - ㉗ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第 1 項、第 225 条)
  - ㉘ 投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条)
  - ㉙ 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条)
  - ㉚ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条)
  - ㉛ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条)
  - ㉜ 特定譲渡人 (S P C 法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条)
  - ㉝ 特定目的会社 (S P C 法第 217 条第 1 項、第 290 条)
  - ㉞ 特定目的信託の原委託者 (S P C 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項 (第 217 条第 1 項)、第 290 条)
  - ㉟ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
  - ㊱ その他、上記①から㉞までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、振替機関又は口座管理機関  
(犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項)

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している (ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、

又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

### 3 平成 22 年度における活動状況

近年、証券検査を取り巻く環境は、①検査対象業者が大幅に拡大・増加したこと、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大手業者の経営危機予防の必要性が高まったこと、③ITシステムの金融商品取引への浸透（インターネット取引、アルゴリズム取引等）が進んでいる等大きく変化を遂げている。

このため、平成 22 年度においては、検査の効率的・効果的な実施の観点から、リスク・ベースでの検査計画の策定、予告検査の導入、監督部局のモニタリングとの連携強化や検査の事前分析の充実に努めた。また、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者等については、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証の充実に努めた。

また、近年、無登録業者等による未公開株式やファンド販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられていることを踏まえ、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を活用し、無登録業者等への対応を行った（本章第 8 参照）。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から平成 22 年 2 月から 3 月のパブリック・コメントを経て、金融商品取引業者等検査マニュアルの一部改正を行い、平成 23 年 4 月に公表した（本章第 3 参照）。

## 第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 22 年 4 月 6 日に公表した。

## 平成22年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券監視委の検査対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の募集・運用を行う業者や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約8,000社もの規模となっている。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業態や業者の規模、特性、その時々々の市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・検討し、リスク・ベースで検査対象先を選定することや、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むとともに、検査手法や検査結果通知のあり方もこれに見合ったものとする等、メリハリのある取り組みが必要となる。

今般の世界的な金融危機は、各国の監督当局に、グローバルに活動する金融商品取引業者の財務の健全性確保の重要性を改めて認識させる契機となった。こうした観点から、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、その財務の健全性や、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くことが必要となっている。

近年のITシステムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の売買を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も拡がる状況にあり、取引のインフラをなすITシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応していく必要がある一方、その基本目的である取引の公正確保のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や、個別の問題点の背後にある内部管理態勢等の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、金融商品取引業者等は法令や市場ルールに即した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や、投資者の利益を犠牲にする行為に対し、証券検査は今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取り組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局等から幅広く情報を収集し、分析を行うと同時に、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。さらに、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査実施

##### イ. 予告検査の導入

立入検査については、引き続き原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性等を総合的に勘案し、ケースバイケースで予告検査を導入する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、法令に抵触するか否かに関わらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の検証を行い、内部管理態勢等の問題の把握に努める。内部管理態勢等の適切性の検証においては、態勢整備に関し経営陣をはじめとして、組織的な関与、取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる金融商品取引業者等については、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。

##### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- ・ 監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者に対する検査・監督については、オンサイト、オフサイトのモニタリングにおいて緊密な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、情報交換、検査官の研修における連携等を通じ、問題意識の共有に努める。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の



業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。

- ・ 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者の検査において、詐欺的な事例や、無登録業者の関与が認められる事例が多数認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を図る。

#### ④ 検査マニュアルの策定、見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け、区分管理の金銭信託への一本化の実施、並びに有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入等の制度改正を踏まえ、本年3月、一部改正を行ったところであり、今後のFX業者等の検査において、これらの着眼点に則し、検証を行うこととしている。

さらに、本年4月より信用格付業者に対する検査権限が証券監視委に付与されることに伴い、同3月「信用格付業者に対する検査マニュアル」を策定、公表したところであり、引き続き、今後の制度改正等に応じ、検査マニュアルの策定、見直しを行い、検査の透明性、予測可能性の向上に資することとする。

### (2) 重点検証分野

#### ① ゲートキーパーとしての機能発揮

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出に関し、社内規定の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受け、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

##### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引等、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

##### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性、透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、さらにはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に

対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

## ② 内部管理態勢等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含みリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

### ロ. システムリスク管理態勢の適切性に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、障害発生時の対応や外部委託先の管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けシステムリスク管理態勢の適切性、実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

## ③ 投資者保護等の観点からの検証

### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。また、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品については、当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等について、顧客に必要かつ十分な説明が行われているか検証する。さらに、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果や市場要因及び注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況、並びに利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性等を検証する。

### ハ. 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売に係る法令遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者（以下「ファ

ンド業者」という。)に対するこれまでの検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解を生ぜしめるべき表示、分別管理の未実施等の重大な法令違反や投資者保護に欠ける不適切な業務運営が多数認められたことに鑑み、引き続きファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、ファンド業者の検査に関し、無登録の者が登録を要する業務を行っている状況が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。

## 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の法令遵守意識の欠如や内部管理態勢の未整備等を原因として、無登録による有価証券の売買等や著しく事実に相違する表示のある広告、事業報告書の虚偽記載等の法令違反等が多数の業者において認められたことに鑑み、引き続き法令遵守状況等の検証に注力する。また、重大な法令違反行為の未然防止等の観点から、広告審査態勢や誠実かつ公正な苦情対応等の苦情処理態勢等を検証する。

### ④ その他

#### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。さらに、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

#### ロ. 新たな検査対象、金融商品等に係る検証

本年4月より新たに検査対象先となる信用格付業者については、「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行うこととする。

また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等については、その業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行う。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方にに基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化や、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行うこととする。
- ② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行

う業者等)については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断する。

- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等監視官部門をサポートし、一体的に検査に取り組む。

## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む） 及び投資運用業者	150 社 (うち財務局等が行うもの 110 社)
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、 金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施

(注)上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

### 第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

#### 1 改正の経緯

証券監視委は、(1)金商法等の一部を改正する法律（平成22年5月12日成立）が平成23年4月1日に施行されたことに基づき一定規模以上の証券会社に対し連結規制が導入されたことや大手証券会社のリスク管理態勢の検証に係る金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）の整備が必要となっていたこと、(2)個人向け店頭デリバティブ取引の販売勧誘に関する自主規制ルールが整備されたこと、(3)平成22年10月の証券監視委による建議を受けて、金商業等府令の一部を改正する内閣府令（平成22年12月27日公布。以下「改正金商業等府令」という。）が施行されたことに基づき、ファンドの販売に関する規制が拡充されたこと及び(4)「システムリスク管理態勢」の検証項目について見直しが必要となっていたこと等を踏まえ、検査マニュアルの改正（案）を作成し、平成23年2月2日から同年3月4日までの間パブリック・コメントに付した上、同年4月1日に公表した。

なお、改正後の検査マニュアルについては、平成23年4月4日以降に実施した検査から活用している。

#### 2 改正のポイント

- (1) 平成23年4月1日から証券会社に対する連結規制が導入されたことに伴い、必要となる検査マニュアルの手当て（連結ベースでの自己資本規制比率の検証等）を行うとともに、国内外の大手証券会社グループのリスク管理態勢の検証のための確認項目を策定した。
- (2) 個人向け店頭デリバティブ取引に係る販売・勧誘態勢の検証について、平成23年4月1日から施行された日本証券業協会等の自主規制規則の改正内容を反映した確認項目を新設した。
- (3) いわゆる事業型ファンドの販売に関し、平成23年4月1日から施行された改正金商業等府令により、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況及び当該実施状況を確認した方法が追加されたことから、これに対応した改正を実施した。
- (4) 「システムリスク管理態勢」について見直しが必要となっていた部分（情報セキュリティ管理態勢の検証に係る確認項目の追加等）について改正した。

### 第4 検査実績

#### 1 検査計画及びその実施状況

- (1) 平成22年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

##### ① 第一種金融商品取引業者等

平成22年度においては、第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資運用業者150業者に対する検査を計画し、実際には、140業者（第一種金融商品取引業者91業者（旧国内証券会社63業者、旧外国証券会社9業者、旧金融先物取引業者19業者）、登録金融機関28業者、投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。以下、本章において同じ。）21業者）に対し検査に着手した。

平成22年度に検査着手したもののうち、116業者（第一種金融商品取引業者72業者（旧国内証券会社49業者、旧外国証券会社7業者、旧金融先物取引業者16業者）、登

録金融機関 25 業者、投資運用業者等 19 業者) については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 21 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 37 業者 (第一種金融商品取引業者 28 業者 (旧国内証券会社 25 業者、旧外国証券会社 1 業者、旧金融先物取引業者 2 業者)、登録金融機関 3 業者、投資運用業者等 6 業者 (投資運用業者 4 業者、投資法人 2 法人)) については、平成 22 年度中にすべての検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう (ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。)

## ② 投資助言・代理業者等

平成 22 年度においては、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実際には、投資助言・代理業者 36 業者、第二種金融商品取引業者 6 業者、金融商品仲介業者 1 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 2 業者の計 45 業者に対し検査に着手した。

平成 22 年度に検査着手したもののうち、投資助言・代理業者 28 業者、第二種金融商品取引業者 4 業者、金融商品仲介業者 1 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者の計 34 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 21 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった投資助言・代理業者 7 業者、第二種金融商品取引業者 14 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者の計 22 業者については、平成 22 年度中にすべての検査が終了している。

## ③ 自主規制機関

平成 22 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関 1 機関に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛に意見申出書を提出することができることとされている。これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果 (案) を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 22 年度に検査が終了した検査 (平成 21 年度以前に検査着手したものを含む) において、金融商品取引業者等 3 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行っている。

- (2) 平成 22 年度に検査が終了したもの (平成 21 年度以前に検査着手したものを含む) のうち、重大な法令違反が認められた件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている (本章第 7 参照)。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知

するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

別表 平成 22 年度の検査実施状況

業務の種別	証券検査 基本計画	22 年度		(参考 1)	(参考 2)
		検査着手	検査終了	検査終了 (21 年度 着手分)	検査対 象先数
第一種金融商品取引業者	150	91	72	28	333
登録金融機関		28	25	3	1,136
投資運用業者		15	14	4	318
投資法人		6	5	2	49
投資助言・代理業者	随時 実施	36	28	7	1,126
第二種金融商品取引業者		6	4	14	1,303
金融商品仲介業者		1	1	0	652
適格機関投資家等特例業務届出者		2	1	1	3,893
自主規制機関	必要に応 じて実施	1	1	0	11

(注 1) 検査終了欄は、平成 22 年度に着手し、同年度中に検査が終了した件数を表す。なお、(参考 1) の検査終了欄は、平成 21 年度に着手し、平成 22 年度中に検査が終了した件数を表す。

(注 2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注 3) 検査対象先数は、平成 23 年 3 月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

## 2 平成 22 年度における検査の特色

平成 22 年度における検査の特色として、平成 21 年度に引き続き、効率的・効果的な検査実施に向け、業種や規模・特性を勘案の上、当該業者において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査に努めたことが挙げられる。

具体的には、大手証券会社については、海外当局と連携しつつ、フォワードルッキングな観点から、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置いた検査を行う一方、過去の検査において重大な法令違反が多数認められたファンド販売業者（ファンドの販売を行う第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者）や投資助言・代理業者に対しては、法令違反行為の有無について集中的に検査を実施し、重大な問題が認められた業者に対しては、行政処分を求める勧告を行っている。

## 3 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 22 年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 134 人・日（旧国内証券会社 134 人・日、旧外国証券会社 243 人・日、旧金融先物取引業者 77 人・日）、第二種金融商品取引業者 26 人・日、投資運用業者等 82 人・日、投資助言・代理業者 27 人・日、登録金融機関 47 人・日、金融商品仲介業者 18 人・日、自主規制機関 86 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は 35 人・日、最多検査投入人員は 785 人・日となっている。

## 第5 集中的な検査

### 1 ファンド販売業者

証券監視委は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、集団投資スキーム（ファンド）の持分の販売を行う業者の法令遵守状況について、平成21年度以降集中的に検査を実施してきた。平成22年10月19日、改めて、同年9月末までの検査において認められた問題事例について取りまとめ、公表を行うことにより、ファンド販売業者に対し法令遵守態勢の整備・改善を求めるとともに、投資者の皆様に対し、ファンドへの投資を判断する際にはこれらの問題点に十分注意されるよう促した（検査結果の詳細については、付属資料188頁参照。）。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、いわゆる「事業型ファンド」（主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド）販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行った（建議の詳細については、第8章第2参照。）。

### 2 投資助言・代理業者

証券監視委は、財務局等証券取引等監視官部門とともに、平成21年3月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきた。平成23年2月8日、改めて、同年1月末までの検査において認められた問題点について取りまとめ、公表を行うことにより、投資助言・代理業者に対し法令遵守への取組みを強く求めるとともに、投資者の皆様に対しても、投資助言・代理業者との投資顧問契約の締結の判断をする際には、これらの問題点に十分注意されるよう促した（検査結果の詳細については、付属資料207頁参照。）。また、検査結果を踏まえ、金融庁長官に対して、他の金融商品取引業と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行った（建議の詳細については、第8章第2参照。）。

## 第6 検査結果の概要

平成22年度に検査が終了した金融商品取引業者等の主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第7で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成22年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計128業者であり、61業者において問題点が認められた。これら61業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは8業者、投資者保護に関するものは19業者、財産・経理等に関するものは13業者、その他業務運営に関するものは43業者となっている。

#### (1) 不公正取引に関するもの

- ① 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第19号〕（本章第7-1-(1)参照）
- ② 内部者取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号〕

当社は、重要事実の公表日より15営業日前までの期間に、内部者登録のある顧客が行った当該登録銘柄の取引（以下この(1)②において、「公表前15営業日取引」という。）を抽出し、抽出された全ての取引について審査をすることとしている。



しかしながら当社は、  
イ 社内規程等において具体的な審査基準が定められていないため、内部者取引の疑いのある取引か否か取引内容の分析を行うなど、顧客の取引手法・形態等の売買動向等に係る具体的な審査が行われていない、  
ロ 公表前 15 営業日取引を行った顧客の売買動機等の把握が十分に行われていない、など、内部者取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていなかった。

#### ③ 空売り規制違反〔金商法第 162 条第 1 項第 1 号〕

当社において、顧客から A 銘柄の売付注文を受けた担当者（以下この(1)③において、「受注担当者」という。）が、顧客の銘柄ごとの受注、執行及び約定に係る状況を適切に管理していないため、顧客が保有する A 銘柄の株式数を正確に把握しておらず、また、注文の執行担当部署の担当者（以下この(1)③において、「執行担当者」という。）も、受注担当者が受託した売付注文が顧客の A 銘柄に係る保有株式数の範囲内であるかについてのチェックを怠っていたため、

イ 受注担当者が顧客から受託した A 銘柄にかかる売付注文 198 株のうち 88 株は、空売りとなるにもかかわらず、執行担当者は、取引所に対し空売りであるか否かの別を明らかにしないまま、これを執行した。

ロ さらに、受注担当者は、株価の下落局面において、顧客から直近公表価格以下の価格で受託し、執行担当者はこれを執行した。

#### ④ 売買管理態勢の不備

当社は、大型の時価発行増資が行われる株式において、増資価格の値決め日となる蓋然性の高い特定日の大引け間際の時間帯に、当該公募株式の割当を受ける予定の顧客から、当該銘柄に係る大量の空売り注文を受託している。当該空売り注文について、空売りの価格規制のため、市場で受注株数の全体は売却できないと判断した場合に、当社は受注株数の全株又は一部を、直近公表価格以下の価格で取引所外取引で自己勘定で買い取り、直ちに市場で買取価格と同値で現物の売り注文を発注し、約定させている。こうした事例は、複数の顧客との間で、複数の銘柄において認められた。

本件取引は結果として、顧客の空売り注文について、空売りの規制価格以下での価格で約定することを可能としている。また本件取引は、大量の売り注文が大引け間際の短時間に市場に発注されることにより、株価の価格形成に影響を与え得る行為である。

しかしながら当社においては、これら一連の取引については、売買審査の対象として抽出されておらず、特段の売買審査が行われていなかった。

#### ⑤ 引値保証取引に係る先行ヘッジ取引の売買管理態勢の不備

当社は、顧客との引値保証取引に係る先行ヘッジ取引の発注において、大引け直前に直前値の 1 文高等や 3 文高等の売指値注文を、取引の流動性の状況にかかわらず一律に行っており、流動性の低い銘柄にあっては、当社の大引け直前の注文がそれぞれの価格帯の板を厚くし、上値を抑えたものとなっており、結果として株価形成に影響を与えている蓋然性が高いものとなっている状況が認められた。

このような状況下において、当社の引値保証取引に係る売買審査の抽出対象は、株価が一定以上変動し、かつ一部でも取引が約定した注文とされており、結果的に未約定となった大引け直前の発注を条件に抽出するといった、株価形成への影響可能性という観点からの検証が行われていない状況が認められた。

#### ⑥ 不公正取引の未然防止を図るため法人関係情報の管理、売買審査及び顧客管理態勢の不備

当社においては、イ 法人関係情報の報告・登録の確実性と厳格な管理及び適切な取引審査の実施を担保する有効な措置が十分に講じられておらず、これにより法人関係情報の登録漏れが発生・看過されている、ロ 役職員に対する法人関係情報に係る社内規

則の理解と重要性の認識が十分に周知・徹底されているとは言い難く、これにより法人関係情報の登録遅延が発生・看過されている、ハ 取引顧客数及び取引量の拡大に注力しているインターネット取引について、非対面性・非書面性を考慮した内部者取引の排除のための牽制措置が十分に講じられていない、など不公正取引の未然防止を図るための法人関係情報の管理、売買審査及び顧客管理態勢に不備が認められた。

#### ⑦ インターネット取引顧客に対する売買審査態勢の不備

当社では、不公正取引の疑いがあるとして一定の基準により機械的に抽出される取引の大半がインターネット取引であるという実態の中、見せ玉、仮想・馴れ合い売買等に係る抽出項目に関し、特定のインターネット取引顧客による不公正取引の疑いのある取引が、継続的にかつ長期間にわたり抽出されている状況にあった。

しかしながら、当社は、売買審査の重要性に係る認識が不十分であったことから、こうした取引を「インターネット取引における多様な取引形態のひとつである」等として安易に容認しており、十分な売買審査を行っていなかった。また、顧客に対し注意喚起等の措置を講ずる具体的な基準が不明確であったことから、社内において注意顧客として取り扱うにとどまり、顧客に対し不公正取引のおそれがある旨を伝えるなどの厳正な対応が図られていなかった。

また、当社は、不公正取引の疑いがあるとして抽出した事例につき、取引の確認を行うべくIPアドレスの取得を試みたが、当社内における部署間の連携が不十分であったことから、その取得には至っておらず、本件取引に係る売買審査が不十分なまま、その後も当該顧客の取引を継続させていた。

### (2) 投資者保護に関するもの

#### ① 勧誘相手方の人数制限を超えた私募債の勧誘及び同行為に係る内部管理態勢の不備

〔金商法第4条第1項〕

イ 当社は、勧誘した私募仕組債について、発行者による法定の届出がなされていないにもかかわらず、私募の法定要件である勧誘の相手方の人数制限（49名）を超える、72名の顧客に対し当該商品の取得の申込み勧誘を行っていた。

ロ 当社は、私募の取扱いに係る販売資料の取扱い等について社内規程を作成していない、前回検査以降に販売した私募仕組債4銘柄のうち、3銘柄の販売用資料について広告審査を実施していないなど、法令違反を未然に防止するための内部管理態勢の整備を行っていなかった。

#### ② 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第15条第1項及び金商法第38条第6号に基づく金商業等府令117条第1項第2号〕（本章第7-1-(6)参照）

#### ③ 無登録による投資運用業務〔金商法第29条〕（本章第7-1-(5)参照）

#### ④ 契約締結前交付書面の未交付〔金商法第37条の3第1項〕

当社は、金商法施行後、口座開設済みの既存顧客に対して、契約締結前交付書面（以下この(2)④において、「交付書面」という。）を一斉発送しているほか、新規に口座を開設した顧客に対して、営業員から直接、交付書面を交付している。しかしながら、当社が交付書面を交付した日から1年を超えて金融商品取引を再開している顧客に対して、交付書面を交付していなかった。

#### ⑤ 投信の乗換勧誘に際し重要な事項について説明を行っていない状況等〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社においては、毎月分配型投信から他の投信への乗換勧誘に際し、売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実という顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について顧客に説明していない事例が、多店舗にわたり多数認められた。

加えて、イ 営業員が投信の乗換勧誘を行う場合には投信乗換記録を作成し営業管理職の事前承認を得ることとなっているが、営業管理職が申請書の内容を鵜呑みにし、事実の確認を行っていない事例があるなど、大半の営業管理職において投信の乗換勧誘に係る営業員への指導が不十分であり、不適切な乗換勧誘の状況を看過している、ロ コンプライアンス担当部署は、投信の乗換勧誘に係る重要事項の説明がされているかどうかについてのモニタリングを行っていないなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

⑥ 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

⑦ 投資信託の買付申込みに関し不適切な説明を行っているとして認められる状況

当社では、顧客が株式を発注する場合、有価証券を加えた預り資産の範囲で買付注文を発注できるサービスを提供しており、この場合、現金の不足分は、受け渡日までに入金すればよい旨表示している。一方、顧客が、当社において投資信託の定期買付けを行うため、当該買付代金を証券口座に入金した場合、当該入金をした後の同日中に株式買付けに係る注文を出すと、当該代金が、自動的に拘束されるシステム仕様となっている。

このため、顧客が株式の買付注文を出した際に、株式の買付代金と投信の決済予定金額の合計額に対して、預り金等が不足した状態になると、投信の買付申込みのために入金した代金がエラーとなり、この結果、翌営業日の投信買付けが行われず、上記の表示内容等とは異なる取扱いとなっている状況が認められた。

また、当社には、上記事例に係る顧客から、複数の苦情が寄せられていたが、当社は、当該苦情について、顧客の立場に立った検討を行わないまま、社内ルールだからという思い込みから、「顧客要望」「顧客の勘違い」等として処理をし、顧客に対し不適切な説明が行われているという状況を看過していた。

⑧ デリバティブ商品におけるリスク説明が不十分な状況

当社が顧客と締結している長期通貨スワップ取引契約について、「契約締結前交付書面」における時価変動シミュレーションの記載内容は、一定の前提条件は示されているものの、顧客の支払額が大幅に増加する転換点となる為替レートが含まれていないなど、表示されている為替変動幅が狭小であることから、円高が進行するにつれ顧客の評価損が大幅に拡大するという当該通貨スワップ取引の特性を踏まえた記載となっておらず、この点について当社が、口頭等による十分な説明を行っていた状況も確認できなかった。

⑨ 顧客からの苦情に係る内部管理態勢の不備

当社は、日本証券業協会等の自主規制機関による合同検査において、苦情処理態勢についての是正を要請され、また、当局に対して苦情対応に係る業務改善策について報告書を提出しているにもかかわらず、

イ 苦情処理態勢の改善計画を検討することもなく、苦情の件数すら把握していない

ロ 顧客からの苦情に関しては、営業担当者の独自の判断でコンプライアンス部への報告を行っていないなど、同部との連携、情報共有が図られていない

ハ 顧客からの残高証明書の残高相違に係る苦情について、社内規程に沿った適切な処理が行われていない

ニ 当局に対する報告書提出後、早期に適正な改善策を実施する必要があったところ、当社の対応は、適時性、実効性に欠けた不十分なものである

など、苦情に係る内部管理態勢に不十分な状況が認められた。

### (3) 財産・経理等に関するもの

#### ① 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況〔金商法第43条の2第2項〕

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオフバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

#### ② 担保同意書の未徴求〔金商法第43条の4第1項〕

当社は、非取引参加者であることから、顧客の信用取引の注文について、取次母店である証券会社へ取次ぎを行っているところ、当社において、顧客から預託を受けた有価証券を取次母店へ担保に供している事例の中に、顧客から書面による同意を得ていないものが認められた。

#### ③ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の6第1項〕

当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、

イ 平成22年1月18日にA社と合計6,000万円の劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、借入期間を平成24年3月31日までとする借入を行っている。

しかしながら、当該契約においては、「金融商品取引業者等がその元本の支払を行うことにより、金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反することとなる場合には、当該元金の支払を行わない」旨の特約が付されていないため、自己資本規制比率の算出において自己資本の補完的項目に計上できる短期劣後債務の全ての性質を有していないにもかかわらず、これを自己資本の補完的項目に計上している、

ロ 外国為替リスク相当額の算出に当たって、B銀行の外貨預金(52,480USD)及びデューリングに係る自己建玉を算入していない、

こと等により、同比率を誤って算出し、これを当局へ届け出ている。

#### ④ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項及び第3項〕

当社は、基礎的リスク相当額の算出において、営業費用から控除することができない退職金等を控除して当該リスク相当額を算出していたことから、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行った。

#### ⑤ 自己資本規制比率の算出誤り〔金商法第46条の3第1項、第46条の4、第46条の6第1項、第2項及び第3項〕

当社は自社決算において、繰延税金資産を計上しているが、翌期の課税所得の見積りに対する合理的な根拠が不十分なまま、誤って繰延税金資産を過大に計上していたこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行っていた。

### (4) その他業務運営に関するもの

#### ① 特定投資家移行に係る不適切な取扱い〔金商法第34条の4第2項〕

当社は、特定投資家としての取扱いを申し出た個人顧客2名に関し、金融商品取引法第34条の4第1項第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第62条に規定された要件すべてに該当する個人であるかについて確認すべきところ、「デイトレーダーとして業界で有名な者である。」「上場会社の大株主である。」という漠然とした情報に基づき、顧客の投資経験の有無や資産規模を把握するにとどまるなど、法令に定める確認行為を行わないまま特定投資家への移行の申出を承諾し、特定投資家としての取扱いを行っていた。

② **顧客に対し特別の利益を提供する行為**〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕

当社は、平成 18 年 5 月から平成 20 年 7 月末までの間、外国為替証拠金取引において、既存顧客の取引拡大及び取引口座解約率の低下を目的として、顧客が行った取引数量に応じ一定のポイントを付与し、当該ポイントに応じた顧客口座への入金又は商品との交換サービス（以下この(4)②において、「ポイントサービス」という。）を取り扱っていた。

このような状況下、当社は、平成 20 年 4 月 21 日に顧客 A からの要求を受け、平成 20 年 4 月 24 日、ポイントサービス規約には、複数口座に係るポイントの合算や、ポイントの前倒し付与を認めるといった規約がないにもかかわらず、当該顧客のみ特例として、同顧客の個人口座及び同顧客が代表を務める法人 3 口座に係るポイントを合算して 66,060 ポイント（66,060 円相当）とすること、また、パソコン 3 台（366,030 円）と交換するために不足する 299,970 ポイント（299,970 円相当）を前倒しで付与し、当該顧客にパソコン 3 台を提供することを決定し、翌 4 月 25 日、パソコン 3 台を小売業者から 366,030 円（顧客保有の 66,060 ポイント＝66,060 円相当を含む。）で仕入れ、当該顧客に提供した。

③ **発行会社による自社上場株券の買付に係る無断買付及び買付執行に関する社内管理体制の不備**〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 11 号、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号〕

当社は、取引所金融商品市場での発行会社による自社上場株券の買付けの受託業務を行っており、発行会社との間で取引一任勘定取引契約を締結するなどして取引を受託している。

イ 当社は、発行会社との間で「自己の株式買付委託契約」を締結し、発行会社が一定の日における買付株数及び買付金額の総額を指定したうえで買付けを行うと定め、個別に顧客より注文書を受け、注文書に基づき自己株買付けを行っていた。しかしながら、当社の買付担当者は、当該銘柄の流動性が低いいため、買える時に買えるだけ買うべきと考え、発行会社が公表した取得株式の総数等の上限の範囲内であればよいと認識し、注文書の総数等を超えた買付けを行っていた。

ロ 当社は、自己株買付けに係る取扱規程及び業務フローを定めていなかったため、当該業務の運営は担当部署に委ねられ、買付担当者等による恣意的な判断により行われていたほか、担当部署の責任者は個別の買付けが注文書の買付可能範囲内であるかについての検証を全く行っていないなど、当社の自己株買付けに関する内部管理態勢は不十分なものとなっていた。

④ **金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等**〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号、金商法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号〕（本章第 7-1-1-(3)参照）

⑤ **個人情報保護管理態勢の不備**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 7 号〕

イ 当社においては、顧客の氏名、住所、口座番号、取引・残高明細が記載された取引残高報告書（約 14,000 通）の電子データによって構成されたデータベース 1 件が台帳に登録されておらず、当該データベースについて、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。また、取得後 6 か月を超えて保管されている個人データについて、当社の誤認から、台帳の保管期限欄には一律「6 か月」と記載するなどしており、台帳の記載内容に不備が認められた。

ロ 当社においては、機微情報の取扱いについての社内規程を整備しておらず、相続手続業務に伴い取得した機微情報を含む戸籍謄本等を PDF ファイル化して保存しているものの、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。

また、口座管理業務に伴い取得した運転免許証等の本人確認書類をPDFファイル化して多数保有しているが、そのうち90件について、当該機微情報部分に黒塗り等の措置を講じないまま取得し、他の本人確認書類と同様のアクセス権限の下で保存していた。

⑥ **アルゴリズム取引に係るシステム管理態勢の不備**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社が行ったアルゴリズム取引を使った自己勘定による裁定取引において、大量の誤発注が発生したことから、その発生原因等を検証したところ、アルゴリズム売買発注について、注文制限の設定等、システム障害に係る予防措置が十分整備されていなかったこと、システム更新時のプログラムの整合性が取れていないことなど、当社のシステム管理態勢には不備があると認められた。

⑦ **電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社は、前回検査においてシステム障害発生に係る当局への未報告について指摘を受け、システム業務委託先との定例会議の開催、マニュアル及び対応フローの整備等一定の改善が図られている。

しかしながら、依然としてシステム障害発生の当局への未報告が認められたほか、システム障害の原因究明や対応実施に関する管理が不十分であったことから同じ原因によるシステム障害が発生している。また、システム監査が十分機能しておらず、システム障害による顧客への対応においても不適切な取扱いが認められるなど、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。

⑧ **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第14号〕

当社においては、

- イ 発生したシステム障害の概要（件数、件名等）については月次で取締役会へ報告しているものの、システム障害の発生原因、再発防止策の実施状況、システム障害に係る集計・分析の結果については報告していない、
  - ロ システム障害に係る発生原因の把握、再発防止に向けた対策が不十分なため、同様のシステム障害が再発していた。また、顧客に影響があったシステム障害のうち、一部について金融庁長官への報告が漏れている、
  - ハ システムに関する内部監査担当として専門家を配置しておらず、外部専門家による監査も実施していなかった。こうした中、当社において、内部監査に当たり十分な証跡に基づいた検証等が行われずに「問題なし」とされている、
- など、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。

⑨ **金融商品事故等防止態勢の不備**〔金商法第51条〕（本章第7-1-(2)参照）

⑩ **外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為**〔金商法第64条第2項〕（本章第7-1-(4)参照）

⑪ **信用取引保証金の不適切な引出し**〔金商法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第7条〕

当社は、信用取引を受託している顧客に対し代用有価証券として預託を受けていた株式について、信用取引保証金口座から順次引き出すことを容認し、売却させているが、このうち一部のものについて、以下の状況が認められた。

- イ 当該顧客に係る信用取引保証金の預託率が30%を下回っているにもかかわらず、売却代金を受渡日に預り金口座に預け入れたままにさせている状況
- ロ 売却代金を受渡日に建て玉の品受け代金に充当させ、品受けした株式を代用有価証券として信用取引保証金口座に入庫させているものの、入庫後の預託率が30%を下回

っている状況

⑫ マネー・ローンダリング等防止態勢の不備〔犯収法第9条第1項〕

当社においては、不芳属性情報の存在する顧客については、コンプライアンス部署が注意口座として顧客口座管理システムに登録し、営業部において当該システムにより注意口座との確認が可能な状況となっており、注意口座として登録された顧客への勧誘は、原則、禁止とされているほか、注意口座での取引については、取引実行後にコンプライアンス部署へ報告することが定められている。しかしながら、

イ 注意口座として登録がなされているにもかかわらず、当該口座に対し、営業店による入出金に係るモニタリングが実施されておらず、コンプライアンス部署においても営業部に対する点検が行われていないこと等から、疑わしい取引の届出が未提出となっていた事例が認められた。

ロ 当社の公募株の配分に関する社内規程では、公募株の配分は取引実績等を総合的に検討して実施することとされているが、部長及び営業担当者等は、当該顧客が不芳属性情報を持つ顧客であり、原則、勧誘禁止となっていることを認識しながら、過去における特段の取引実績もない中で、社内ルールを無視し、割り当てられた公募株の消化を目的として勧誘、配分を行ったほか、コンプライアンス部署への報告を行わなかった。

⑬ 本人確認等に係る顧客管理態勢の不備

当社における顧客管理において、

イ 電話番号等が同一である顧客口座の名寄せ調査における顧客への確認方法が、回答フォーマット上の項目にチェックさせるという形式的なものとなっているなど、属性情報に疑義があり、なりすまし等が疑われる口座に係る検証が不十分となっていた。また、名寄せ調査に基づき、当社が取引停止措置を執っている口座34件のうち30口座について、疑わしい取引の届出を行っていなかった。

ロ 異名義入金に係る顧客確認において、未だに顧客と連絡が取れないことからその確認が全く行えない状況となっているにもかかわらず、一部について、異名義入金発生以降も取引が継続していた。

⑭ 情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の不備

イ 当社の社内規程では、アクセス権限の付与状況の見直しを実施することが定められているが、ファイルサーバシステムは部署やプロジェクト毎に作成されたフォルダから構成されており、当社の日常業務に係る情報が記録・保管されている情報セキュリティ管理上の最重要システムと位置付けられているにもかかわらず、当社は、当該システムにつきアクセス権限の定期的な付与状況の見直しを実施していなかった。また、特権ID(全ての操作が出来るID)の付与は限定されるべきであるにもかかわらず、当社においては、必要のない要員にも、常時、特権IDが付与されていた。

ロ 当社は、社内規程において、情報へのアクセスログを取得し分析等を行うことを定めている。しかしながら、当社は、ファイルサーバシステムのアクセスログを取得しておらず、ログの分析・レビューによるモニタリングを実施していなかった。また、社内規程において、特権IDで行われた作業をモニタリングすることが定められているにもかかわらず、当社のシステムには、特権IDを使用した操作につきモニタリングが実施されていないものが多数存在していた。

⑮ 情報セキュリティ管理態勢の不備

当社は、情報ベンダーの端末に関して、外部へのメール送信や外部記録媒体への情報の書出しの状況について、その内容の適切性に関する管理を行っていなかった。

⑯ セキュリティ管理態勢及び障害管理態勢の不備

イ 当社においては、本来、コンプライアンス部の役職員のみがアクセスすることが許

可されている法人関係情報、売買取引申請書、外務員登録情報等の機密性の高い情報が格納されたフォルダに対するアクセス権限が全ての役職員へ許可されていた期間があるなど、情報セキュリティ管理態勢に不備が認められた。

ロ 当社においては、システム障害情報が適切に管理されておらず、システム障害情報に対するリスク評価基準が不明確であることから、有効性のあるリスク分析が行われず、再発防止策を検討する態勢が不十分であるなど、システム障害管理態勢に不備が認められた。

#### ⑰ 内部管理態勢の不備

当社は、当社に適格機関投資家としての出資を求めている特例業務の届出者（以下この(4)⑰において、「特例業者」という。）から匿名組合等（以下この(4)⑰において、「ファンド」という。）の組成等に関するコンサルタント業務を請け負ったうえで、当該ファンドへ出資を行っている。

しかしながら、当社の適格機関投資家としてのファンドへの出資に関し、

イ 特例業者とのコンサルタント契約において、当社が受け取るコンサルタント料に当社の出資金相当額を上乗せさせることを条件としており、当社の出資金は、実質的に特例業者が負担し、当社は形式的にファンドに出資しているに過ぎない状況が認められた。

ロ また、当社が適格機関投資家として出資を行ったファンドの中には、当社の出資時点で、既に出資持分の取得勧誘を終え、運用が始まっていたにもかかわらず、ファンドの運営者が特例業務の届出を行っていなかったものが認められた。

上記のような状況について、当社は、自らが適格機関投資家としてファンドに出資することで、本来は金融商品取引業の登録が必要なファンド運営業務が、適用除外として登録を行うことなく可能となることを認識するとともに、当社の出資の形態に問題意識は持っていたとしながらも、利益確保を優先し、敢えて改善することもなく継続してきたとしており、当社においては、内部牽制機能の欠如が認められた。また、当社は、出資及びその関連業務を主な業務として行っているが、上記ロのとおり、当該業務に関する十分な検証態勢を構築していない。

このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業の登録を免れようとする悪質なファンドに利用されかねず、金融商品取引業者として、内部管理態勢に不備があるものと認められる。

#### ⑱ 個人データに係る管理態勢の不備

当社においては、個人情報管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。

#### ⑲ 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況

イ 当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用する恐れがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。



ロ 当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先法人及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優越的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識しながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。

#### ⑳ 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっておりとともに、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第 39 条第 3 項に基づく金商業等府令第 118 条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。

#### ㉑ 内部管理態勢の不備

イ 当社は、前回検査において「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況との指摘を受け、当局に対して改善報告書を提出しているが、外部委託業務に係るリスク管理態勢及び外国為替証拠金取引に係る過去の表示レートの保存に関し、改善報告書記載の改善措置が不十分であった。

ロ 当社は、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けが既存業者に対して適用となった平成 22 年 2 月 1 日以降においても、必要な社内規程等を整備しておらず、また、実行されたロスカット取引の妥当性について検証を十分に行っていないなど、ロスカット取引に係る管理態勢が不十分な状況であった。

#### ㉒ なりすまし取引が疑われる口座に係る検証態勢が不十分な状況

イ 当社は、新規顧客による口座開設時及び既存顧客による登録内容変更時に、当該顧客とメールアドレス又は電話番号が同一である異姓異住所等の顧客（以下この(4)において「重複顧客」という。）を抽出しているが、そのうち、新規顧客又は登録内容を変更した顧客のみに取引主体等が本人か否かの回答を求め、この回答のみをもって、当該顧客とメールアドレス等が重複する他の顧客も含め、問題ないものとして判断しているなど、取引主体等の確認が不十分な状況であった。

ロ 当社は、半年に一度、定期名寄せ調査として、重複顧客を抽出しているが、抽出された顧客に対してメールアドレス等の重複の解消を依頼し、これが解消されれば調査終了とするなど、当該調査の実態は、なりすまし取引を防止するための調査としては実効性がない。

ハ 今回検査において、重複顧客に係る取引内容の審査や IP アドレス調査を行ったところ、なりすまし取引が強く疑われる同一日に同一銘柄を売買し、かつ、IP アドレスが同一である複数の顧客が認められた。

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 18 業者であり、12 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 12 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 6 業者、財産・経理等に関するものは 3 業者、その他業務運営に関するものは 6 業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

① ファンド運用に係る無登録営業〔金商法第 29 条〕（本章第 7-2-(3)参照）

② 無登録で行う投資助言業務〔金商法第 29 条〕

当社は、当社取締役が以前勤務していた投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結していた顧客のうち希望する者から、「購読申込書」を徴した上で、購読料の入金確認後、購読期間区分（1年、6か月）に応じて、推奨する特定の上場銘柄に関し、「現在の株価は積極的に買う水準にある」といった金融商品の価値等の分析等を記載したレポートを月3回送付していた。

③ 無登録業者への名義貸し〔金商法第 36 条の 3〕（本章第 7-2-(1)参照）

④ 著しく事実に相違する表示等のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 1 項、金商法第 37 条第 2 項〕

当社は、匿名組合契約に基づく集団投資スキーム持分（以下この(1)④において、「ファンド」という。）の取得勧誘のために行った新聞広告において、

イ 金商法第 37 条第 1 項第 3 号及び施行令第 16 条第 1 項第 1 号に基づく業府令第 74 条第 1 項に規定する「顧客が支払うべき対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要」について表示していなかった。

ロ ファンドの分配目標において、契約締結前交付書面には「年 10%から 12%」と記載しているところを、根拠もなく分配目標「10%~20%」あるいは「10%~40%」と記載し、金商法第 37 条第 2 項に規定する「金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み」について、著しく事実に相違する表示を行った。

⑤ 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕（本章第 7-2-(5)参照）

⑥ 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(7)参照）

⑦ 無登録業者の運営するファンドへの出資等〔金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(4)参照）

⑧ ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等〔金商法第 51 条、金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕（本章第 7-2-(2)参照）

(2) 財産・経理等に関するもの

① 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為〔金商法第 40 条の 3〕（本章第 7-2-(8)参照）

② 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為〔金商法第 40 条の 3〕

当社においては、6種の匿名組合契約に基づく権利について、当社の定款及び匿名組合契約書等にて、出資金の分別管理に関する定めがなされていないにもかかわらず、私募の取り扱いを行っている状況が認められた。

(3) その他業務運営に関するもの

① 業務の運営が不適切な状況〔金商法第 40 条の 3、金商法第 51 条〕（本章第 7-2-(6)参照）

② 本人確認義務違反〔犯収法第 4 条第 1 項〕

当社は、第二種金融商品取引業の登録以降、自らを業務執行組合員とする任意組合契約に基づく出資持分の取得勧誘を行っているが、当該ファンドにおいて、投資事業組合契約を締結した顧客に係る本人確認を行っていなかった。

### 3 投資運用業者等に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した投資運用業者等は計 25 業者であり、5 業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 5 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 1 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するものは 3 業者となっている。

#### (1) 不公正取引に関するもの

##### ○ 取引モニタリング（売買審査）態勢の不備

当社における定期モニタリング事項の中には、ファンド間売買、売買関与率、短期売買、公社債の売買状況、ファイナンス銘柄の売買状況の 5 項目が定められている。しかしながら、当該 5 項目の検証作業をみると、全て取引データを入手することにより、日々検証することが可能であるにもかかわらず、月次での検証作業となっており、法令・社内規則等違反がある取引もしくはそのおそれがある取引について、取引モニタリング担当部署がその発生を直ちに把握・認識する態勢となっていないことから、法令等違反行為の未然防止、早期発見・是正の役割を担う取引モニタリングが有効に機能していなかった。

#### (2) 財産・経理等に関するもの

##### ○ 投資運用業の登録に係る登録拒否要件に該当している状況〔金商法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号〕

当社は、投資運用業の登録要件である最低資本金の額（5,000 万円）を一時的に満たすべく、当社へ出資するために A 社を新たに設立し、当社の自己資金に加え、金融機関からの借入金を A 社に貸し付けた上で、A 社を通じて出資を受けた。金融機関からの借入金は、増資後速やかに当該出資金を充てて返済する意図を持っていたことなど、真に資本を充実させる行為ではなく、当社が A 社から受けた払込みは無効であると認められる。したがって、当社は、投資運用業の登録に必要な最低資本金の額を満たしていない状況にあった。

#### (3) その他業務運営に関するもの

##### ① 投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況〔金商法第 51 条〕（本章第 7 - 3 参照）

##### ② 内部管理態勢等の問題〔投信法第 15 条第 1 項、金商法第 47 条〕

イ 当社は、当社が運用する公募投資信託等について、投資信託財産運用指図書を適切に作成、保存していなかった。また、当社が行う投資一任業務について、運用明細書の一部を管理、保存していない状況が認められた。

ロ 当社は、当社が運用する公募投資信託の目論見書において、ファンドのリスク管理体制として記載している事項（リスク管理関連の委員会が運用リスクを把握・管理し、運用部門等へ是正勧告を行うなど）を実施しておらず、ファンドの運用管理を適切に実施する態勢を構築していなかった。

ハ 当社は、前回検査の結果に基づき、業務を改善するとして報告した当社の社内検査態勢について、自主点検・検査を一切実施していないなど、業務改善報告書どおりに改善を実施していなかった。

### 4 投資助言・代理業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 35 業者であり、25 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 25 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 18 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するも

のは15業者となっている。

(1) 投資者保護に関するもの

- ① 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条、金商法第51条〕（本章第7-4-(3)参照）
- ② 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条、金商法第36条の3〕（本章第7-4-(5)参照）
- ③ 無登録業者への名義貸し〔金商法第36条の3〕（本章第7-4-(1)参照）
- ④ 著しく事実に相違する表示のある広告〔金商法第37条第2項〕

当社は、顧客獲得のための広告として、不特定多数の者が閲覧できるウェブログ（以下この(1)④において、「ブログ」という。）を当社ホームページに掲載しているが、架空の人物である当社会員Aを主人公としたブログにおいて、当社の助言により利益を上げることができたとする架空の物語を掲載し、当社の助言実績について著しく事実に相違する表示を行っていた。
- ⑤ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第2項〕（本章第7-4-(7)参照）
- ⑥ 著しく人を誤認させる表示等のある広告を行う行為〔金商法第37条第2項〕

当社は、インターネット上に設けたバナー広告において、「発売以来、300人以上のクライアントに1,000万円以上の利益を生み出した投資手法」と掲載していた。

しかしながら、当社では、助言により顧客が利益を得たか否かの状況を把握しておらず、また、300人以上の顧客において1,000万円以上の利益が発生した実績を証するものもなく、当社の投資助言葉の実績について、著しく人を誤認させるような表示を行っていた。
- ⑦ 法定書面の未交付等〔金商法第37条の3第1項、金商法第37条の4第1項、金商法第47条、金商法第47条の2〕（本章第7-4-(6)参照）
- ⑧ 金融商品取引契約の解除に係る不適切な取扱い〔金商法第37条の6〕

当社は、顧客からの金融商品取引法第37条の6に基づく書面による契約解除（以下この(1)⑧において、「クーリングオフ」という。）の申出に関し、

イ 契約の解除を行う旨の書面（以下この(1)⑧において「書面」という。）の発信時に効力が発生することから、書面発信時に契約が解除されたものとして取り扱うべきところ、申出人に対し契約の継続依頼等のメールや電話連絡を行い、申出人が契約の解除を撤回等した場合に、再契約の取扱いを行わず、当初申出人より提出を受けた書面を無効としている事例が認められた。

ロ 「解除までの期間に相当する対価の額」を過大に算出するなど、適正な返金額に比べ、少ない金額を顧客に返金していた事例が認められた。

(2) その他業務運営に関するもの

- ① 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況〔金商法第29条〕（本章第7-4-(2)参照）
- ② 政令で定める使用人の変更等の届出未済〔金商法第31条第1項、金商法第50条第1項〕

イ 当社は、施行令第15条の4第2号に基づく業府令第6条第2項で規定する「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が平成21年10月31日に2名退職しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

ロ 当社は、平成22年2月1日より投資助言業務を休止しているにもかかわらず、そ

の旨を当局に届け出ていなかった。

ハ 当社は、平成 21 年 11 月 1 日に A 社の出資総額全額を取得し、子会社とした結果、金商法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく業府令第 199 条第 3 号に規定する「他の法人が、子法人等に該当することとなった場合」に該当することとなったにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。

③ **業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済**〔金商法第 31 条第 3 項〕

当社は、登録申請書の記載事項である「業務の内容及び方法」のうち、会員区分及び助言報酬等の業務執行の方法に係る変更を数回行っているが、これを財務局長に届け出ていなかった。

④ **無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等**〔金商法第 51 条、金商法第 47 条の 2〕（本章第 7-4-(4)参照）

## 5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 2 業者であり、1 業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

### ○ 投資者保護に関するもの

① **第二種金融商品取引業の無登録営業**〔金商法第 29 条〕

当社が運営するファンドは、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約の営業者（当社）から匿名組合出資を受けていることから、当社が適格機関投資家等特例業務（以下この①において、「特例業務」という。）として行ったファンドの持分の私募は、金商法第 63 条第 1 項第 1 号ロの規定により特例業務の要件を満たすことなく行われていた。

② **運用報告書等に係る虚偽告知**〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社は、当社を営業者とし親会社である A 社が運営する集団投資スキームの持分の私募を行っており、取得勧誘の資料として、当該ファンドの運用報告書等をホームページに掲載するとともに、子会社による取得勧誘に際し、当該運用報告書等を使用させている。

当社は、当該運用報告書等に「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しているものの、実際には主に貸付により運用しているなど、これらの表示は事実と著しく相違するものとなっていた。

## 6 金融商品仲介業者に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は 1 業者であり、当業者において問題点は認められなかった（ただし、金融商品仲介業以外の業務を主に行う業者において、金融商品仲介業に係る問題点が 1 件認められた。）。

### ○ 投資者保護に関するもの

○ **金融商品仲介行為の明示事項に係る不備**〔金商法第 66 条の 11〕

当社は、投資助言業務の顧客につき当該助言に基づく委託売買注文の仲介を行っているが、金商法第 66 条の 11 第 4 号に基づく金商業等府令第 272 条第 2 号に規定する金融商品仲介行為により得ることとなる「手数料等の額の算定方法」について、あらかじめ顧客に明示していなかった。

## 7 自主規制機関に対する検査

平成 22 年度に検査が終了した自主規制機関は 1 機関である。

## 第7 証券検査の結果に基づく勧告

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業府令第117条第1項第19号該当〕

○ 三栄証券株式会社証券本部証券部の2名のディーラーは、少なくとも平成21年4月から12月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、自らの売買取引を有利に導くため当該銘柄の株価を変動させる目的をもって、約定させる意図のない指値などによる買付注文等を行った。

・ 勧告年月日

平成22年7月13日

・ 勧告対象

当社及び外務員

・ 行政処分の内容

○ 業務改善命令

イ 取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること

ロ 研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること

ハ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

・ 外務員処分の内容

職務停止13週間、8週間

(2) 金融商品事故等防止態勢の不備〔金商法第51条該当〕

○ 東海東京証券株式会社に臨店検査中、当社に対する顧客からの問い合わせにより、当社A営業員が、10年以上前から特定の顧客に対する損失補てんや利回り保証等を継続的に行い、その後、その原資を賄うために他の顧客の資産を無断で売却して現金を不正に出金するなどしていた疑いが発覚した。

その全容については、現在当社において社内調査が行われているところであるが、今回検査においては、当社の金融商品事故等防止態勢について検証したところ、以下の事実が認められた。

① 不正行為や顧客資産の異常に対するチェック機能が、形式化、形骸化していたこと

イ A営業員は、平成19年8月から平成22年5月までの間、担当顧客16名の資産を無断売却する等し、銀行等に設置された自動現金預入払出機（以下この(2)において「ATM」という。）から数百回にわたり合計約6億3,000万円を出金していた。その出金の大半は、ATMからの1日の出金限度額である99万9,000円の出金を連日繰り返し、短期間のうちに顧客資産を大きく減少させるというものであったが、内部管理責任者等はこの状況を把握していなかった。

また、A営業員は、同人が利回り保証等を行っていたとする担当顧客1名の口座に、平成19年10月から平成22年5月までの間、ATMから約1,000回にわたり合計約1億円を入金していた。その入金大半は、ATMからの1回の入金限度額である10万円の入金を1日のうちに何度も行い、多い日で1日35回・350万円に及んでいたが、内部管理責任者は、この状況を把握しながら、特段の調査を行っていなかった。

ロ A営業員の担当顧客については、これまで度々、取引を注視すべき顧客を抽出す

るアテンション制度や社内検査において、短期回転売買、取引収支の大幅不振、遠隔地顧客等の問題が指摘されている。特に、アテンション口座指摘時の検証において、内部管理責任者は、A営業員の営業活動につき、i 訪問受注が多く、通話記録が極端に少ない顧客や若干不自然と思われる入出金も散見される、ii 支店在籍期間が長く、担当顧客との付き合いも長いなどの問題点を度々指摘していたが、特段の調査は行われていない。

② 金融商品事故等に対する再発防止策の策定が不十分であること等

イ 今回検査対象期間中（平成 19 年 11 月 3 日～平成 22 年 5 月 14 日）に当社において発覚した解雇相当の金融商品事故等のうち、無断売買を含む事案については一定の再発防止策がとられている。

しかしながら、その他、損失補てん等の悪質な違法行為事案で、発覚までに長期間を要しているものもあるが、当社は事案を認識していながら、具体的な原因究明や内部牽制機能の点検・強化等を行っていなかった。

ロ 当社は、採用営業店から異動せず、あるいは異動範囲が一定の地域内に限定される職系列を設けている。

この制度は、同一営業店での勤務が長期化することが多くなり、顧客との関係が長期間継続する上、金融商品事故等の防止の観点からは、営業内容の検証の機会が限られるものとなっている。今回検査対象期間中にも同一営業店に長期間在籍する上記職系列による金融商品事故等が発覚しており、A営業員も上記職系列として長期間同一営業店に在籍していた。

この点、当社は、上記職系列や同一営業店に長期間在籍する職員を対象に、重点的なモニタリングを実施していないなど、職員の長期在籍に係る不正リスクに対する措置を講じていない。

・ 勧告年月日

平成 22 年 9 月 10 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

業務改善命令

① 今般の不祥事件により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること。

② 証券取引等監視委員会の指摘内容を踏まえ、本件の根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から経営管理態勢・内部管理態勢を充実・強化すること。

イ 同様の不祥事件を防止するため、経営陣の主導の下で、経営管理態勢・内部管理態勢のあり方を検証し、顧客資産の異常な変動のチェック、営業店における日常的な相互牽制機能の強化、人事管理制度の見直し等を含む抜本的な再発防止策を策定すること。

ロ 適切な業務運営の実効性を確保するため、必要な体制を整備し、役職員に対して研修等を実施すること。

ハ 本件にかかる責任の所在を明確化すること。

(3) 金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号該当〕

○ 藍澤證券株式会社の使用人は、平成 17 年 10 月から平成 22 年 8 月までの間、他の金融

商品取引業者に開設された本人名義及び知人名義の口座において、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく有価証券の売買その他の取引等を多数回にわたり行った。

また、当該使用人は、知人2名に対し、有価証券オプション取引での資金運用の一任を持ちかけ、これを約し、他の金融商品取引業者に開設された当該知人名義の口座において、平成21年10月から平成22年8月までの間、当該知人の資金により有価証券オプション取引を行った。

- ・ 勧告年月日  
平成22年11月30日
- ・ 勧告対象  
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容  
職務停止2年間

(4) 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為〔金商法第64条第2項違反〕

- 常盤 Investments 株式会社は、遅くとも平成20年2月頃から平成22年5月21日までの間、外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外国為替証拠金取引（以下この(4)において「FX取引」という。）に係る 트레이ニー（研修生）として採用している。また、当社は、これらの 트레이ニーについて、外務員登録を行っていないため、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記期間、トレーニーの少なくとも10名に、見込み顧客の少なくとも18名に対してFX取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年12月10日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 無登録外務員による金融商品の外務行為が再発した原因を究明し、実効性のある再発防止策を策定すること
    - ロ その上で、自律的な業務運営の適正性を確保する観点から、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮に取り組むこと
    - ハ 日本において業務を行う法人としてのコンプライアンス態勢を確立するとともに、役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること
  - 二 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

(5) 無登録による投資運用業務〔金商法第29条違反〕

- マスター証券株式会社は、平成22年2月以降、3本の投資事業有限責任組合（以下この(5)において「当該3ファンド」という。）の出資持分の私募及び5本の投資事業有限責任組合（以下この(5)において「当該5ファンド」という。）の出資持分の私募の取扱い（以



下この(5)において、私募及び私募の取扱いを合わせて「自己私募等」という。)を行って  
いる。また、当該3ファンドについては、適格機関投資家等特例業務(以下この(5)にお  
いて「特例業務」という。)として運用(以下この(5)において「自己運用」という。)を  
行っているとしている。

当該3ファンドに係る出資持分は、いずれも平成22年2月から6月にかけて当社が出  
資持分の私募を行い、投資対象先も同一法人が発行する株式としていることから、6月  
以内に発行された同種の新規発行権利となる。このことから、当該3ファンド全体で、  
適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならないところ、142名とな  
っており、当社が行った当該3ファンドの自己運用は、特例業務の要件を満たすことな  
く行われていた。

また、上記状況が特例業務の要件を満たさないことに気付いた当社は、平成22年6月  
に、当該3ファンドのうち2ファンドに係る無限責任組合員を当社から他の特例業務届  
出者に変更しているが、実際は、当社が引き続き一体として、当該3ファンドの運用を  
行っていた。

さらに、平成22年3月から同年6月にかけて当社が出資持分の私募の取扱いを行った  
当該5ファンドについては、当社以外の者が無限責任組合員となっているが、実際の運  
用は、当社が、当該3ファンドと合わせ一体として行っていた。

- ・ 勧告年月日  
平成23年2月4日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止6か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 無登録投資運用業務を直ちに停止するとともに、本件処分の原因となっ  
たファンドの出資者に対し、適切に対応すること
    - ロ 本件処分の内容について、全ての顧客に対し説明を行うこと
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外のファンドについても、類似の問題が  
存在しないか検証を行い、適切に対応すること
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての  
業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構  
築を図ること
    - ホ 広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における登録  
制度の趣旨や各種行為規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢  
を確立すること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした2(8)の「分別管理  
が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為」に係る処分を含む。

(6) 届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示  
をする行為〔金商法第15条第1項違反。金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117  
条第1項第2号該当〕

- ばんせい山丸証券株式会社は、平成20年2月から平成22年7月までの間、株式会社  
A社(以下この(6)において「A社」という。)及び合同会社12社(以下この(6)において  
「本件合同会社」という。)が新たに発行した社債(以下この(6)において「本件社債」と  
いう。)の取得の申込みの勧誘(以下この(6)において「取得勧誘」という。)を行って、

これを多数の顧客に取得させている。

当社は、本件社債に付された複数の回数ごとに勧誘人数を 50 名未満に抑えて取得勧誘を行っている。しかしながら、本件社債については、各回数ごとに償還期限や発行日がわずかに異なっているに過ぎず、それ以外の利率、発行価額等の条件や資金使途がいずれも同一の社債群が合計 23 群認められ、いずれも、各社債群ごとに近接した期間のうちに 50 名以上の多数の顧客に取得勧誘が行われていた。このような本件社債の内容や取得勧誘の実態等に照らせば、各回数の償還期限等がわずかに異なっているのは、募集に該当することを回避しようとして行われたに過ぎないもので、その取得勧誘は、上記 23 の各社債群ごとにそれぞれ一個の募集に該当するものと認められる。

また、A社の社債の取得勧誘に際し、顧客に示していた商品内容説明書には、A社が、経営戦略が頓挫して危機的な状況にある株式会社B（以下この(6)において「B社」という。）の事業のうち、強固な基盤を有する部門の業務を引き継いだことや、両社には資本関係がないことなど、A社の経営計画における有利な面が記載されている一方で、A社が有する多額の貸付金債権の債務者がB社であることや、A社がB社の別の多額の借入金債務について行っている併存的債務引受の一部についての記載がされていない。そして、当社営業員らは、顧客に対し、上記商品内容説明書を交付して、同書に記載されていない上記貸付金債権や引受債務に係る事実を説明することなく取得勧誘を行っていた。

- ・ 勧告年月日  
平成 23 年 2 月 22 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 1 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 誤解を生ぜしめるべき表示が行われた顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意志を確認し、適切に対応すること
    - ロ 本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること
    - ホ 広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における各種規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢を確立すること

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

### (1) 無登録業者への名義貸し〔金商法第 36 条の 3 違反〕

- プライベートウェルスマネジメントジャパン株式会社は、当社社長の知人が代表を務めるA社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら、匿名組合契約（ファンド）に基づく出資持分の取得勧誘の業務を委託し、平成 20 年 12 月から平成 21 年 10 月までの間、A社の営業担当者に当社名において当該業務を行わせた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 9 日
- ・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止 4 か月

② 業務改善命令

イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理（分別管理を含む）

状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の運用・管理状況を顧客に説明のうえ、顧客の意向を踏まえ、適切な対応をとること

ロ 今回の行政処分の内容について、顧客に十分説明すること

ハ 自己の名義を貸し、無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、発生原因を究明し、事業契約の見直しや販売・勧誘体制の整備を含む抜本的な再発防止策を策定すること

ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること

ホ 役員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること

(2) ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等〔金商法第 51 条該当。金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号該当〕

- **イニシア・スター証券株式会社**は、平成 21 年 3 月から 11 月にかけて、旅館業に投資する 4 本の匿名組合（以下この(2)において「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行っている。

本件ファンドは、組合員からの出資金で宿泊施設を取得、旅館業を運営し、当該旅館業から生じる利益を組合員に分配するものであるが、今回検査において、本件ファンドの取得勧誘の状況について、以下の事実が認められた。

- ① 本件ファンドは、宿泊施設の取得・管理等を業務委託している X 社から宿泊施設の取得等を再委託されている Y 社に対し、宿泊施設の取得費用として出資金の大半を前払金として支払っている。

しかしながら、Y 社は、前払金の入金日又はその翌日には、これを自社の借入金返済などの運転資金に充当しており、同社においては、前払金の受領後、又は宿泊施設取得後も 3 か月以上にわたり、宿泊施設の取得、又は前払金の精算を行っていない状況が認められた。

本件については、Y 社の前社長である当社社長が、本件ファンドの最初のファンドの販売時に X 社と話し合い、Y 社が前払金を受けることを取り決め、これについては、当時の当社社長（現 Y 社社長、以下この(2)において「前社長」という。）にも説明している。また、当社社長及び前社長は、Y 社への前払金が、Y 社において長期間滞留し、Y 社の運転資金に使用されている状況も認識していた。

しかしながら、当社社長及び前社長は、これらの事実を当社の他の役員に知らせないまま、取得勧誘を継続させていた。

- ② このような状況の中、当社は本件ファンド持分の取得勧誘を行っているが、取得勧誘に際し、投資者に交付する契約締結前交付書面、匿名組合契約書等には Y 社に係る記載はなく、投資者に対する営業員による説明も行われていなかった。

Y 社については、同社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として本件ファンドの資産に損失が生ずることとなるおそれがあるにもかかわらず、当社は、前社長が本件ファンドの資金が Y 社へ前払いされることを知った以降、また、前社長に代わって当社社長が就任した以降も、投資者に対し、Y 社に関する記載がない契約締結前交

付書面等を交付し、投資者に対し、Y社に係る説明を行うことなく取得勧誘を行っていたものである。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 9 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 2 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 本件処分の原因となった投資事業匿名組合について、当該組合の営業者と協議のうえ、組合財産の適切な管理が行われるよう対応すること
    - ロ 今回の行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。特に虚偽表示が行われた投資事業匿名組合による集団投資スキーム持分を購入した顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること
    - ハ 本件処分の原因となったもの以外の金融商品についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、上記イ及びロを踏まえた対応を行うこと
    - ニ 責任の所在の明確化を図るとともに、取引先との関係の適正化を含め、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること
    - ホ 行政処分を受けるに至った法令違反等の原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること
    - ヘ 研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること

(3) ファンド運用に係る無登録営業〔金商法第 29 条違反〕

- トップゲイン株式会社は、自らを営業者とする 5 本の匿名組合出資契約（以下この(3)において「ファンド」という。）の持分の私募を行い、これらのファンドの有価証券による運用を適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として行っている。  
このうち、3本のファンドについては、親会社である株式会社ハヤシファンドマネジメント（以下この(3)において「ハヤシ社」という。）が運営する集団投資スキーム（以下この(3)において「ハヤシファンド」という。）の持分のみを取得することにより運用されていた。これにより、当該 3 ファンドは、同一の出資対象事業に投資されていることとなるため、当該 3 ファンド全体で、特例業務の要件である適格機関投資家 1 名以上及び適格機関投資家以外の者 49 名以下からの出資でなければならないところ、適格機関投資家以外の者からの出資が 49 名を超えており、当社が行う当該 3 ファンドに係る特例業務としての運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 4 月 16 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止 6 か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、

匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを確実に実施すること

ロ 今回の行政処分内容及びイについて、顧客に対し、十分に説明すること

ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること

ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(4)の「無登録業者の運営するファンドへの出資等」及び(5)の「金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為」に係る処分を含む。

(4) 無登録業者の運営するファンドへの出資等〔金商法第 51 条該当〕

○ **トップゲイン株式会社**は、ハヤシ社より委託を受け、ハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いのほか、自らを営業者とする 5 本のファンドの持分の私募を行っているが、うち 4 本のファンド（以下この(4)において「当該 4 ファンド」という。）については、ハヤシファンドの持分を取得することにより運用されていた。

しかしながら、当該 4 ファンドは適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約であり、ハヤシ社が当該 4 ファンドの営業者である当社に対して行ったハヤシファンドの私募は、金商法第 63 条第 1 項第 1 号ロの規定により特例業務には該当せず、また、ハヤシ社が第二種金融商品取引業の登録を受けていないため、ハヤシ社は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況にあると認められる。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(3)の「ファンド運用に係る無登録営業」を参照。

(5) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号該当〕

○ **トップゲイン株式会社**は、当該 4 ファンドの持分の私募及びハヤシ社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いを行っている。

当社は、これらのファンドの持分の取得勧誘において、ハヤシファンドの運用報告書等を用いて勧誘を行っていたが、当該運用報告書等には、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示されているものの、実際には主に貸付により運用されているなど、事実と著しく相違するものとなっていた。

当社には、ハヤシ社に対し、ハヤシファンドの運用内容に係る情報提供を要請する機会が多数あったにもかかわらず、これを怠り、虚偽の表示を看過したことについては、重大な過失があるものと認められる。

当社は、このような状況の下、これらのファンドの取得勧誘に際して、運用報告書等の投資勧誘資料を用い、ファンドの運用方法及び実績という投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項につき、虚偽の告知を行った。

・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(3)の「ファンド運用に係る無登録営業」を参照。

(6) 業務の運営が不適切な状況〔金商法第 40 条の 3 違反。金商法第 51 条該当〕

○ **株式会社エプソム愛馬会**（以下この(6)において「愛馬会」という。）及び**株式会社ジャ**

パンホースマンクラブ（以下この(6)において「JH社」という。以この下(6)において二社を併せて「両社」という。）は、愛馬会が競走用馬を取得し、当該競走用馬への出資を投資者から募り、当該競走用馬をJH社に現物出資する。JH社は、JH社の名において競馬に出走させて賞金等を獲得、獲得した賞金等を愛馬会へ配当し、愛馬会が、出資の拠出口数に応じて出資者（以下この(6)において「会員」という。）に分配するとした匿名組合契約（以下この(6)において「ファンド」という。）を一体で運営している。

① 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為

両社は、出資金の分別管理の確保のために、定款等により分別管理に関する規定を設けていない。

また、愛馬会は、愛馬会の収益である入会金等とファンドの財産である維持費出資金を同一の口座において混在させているなど、愛馬会固有の財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンドの持分の私募を行っている。

② 契約締結前交付書面等の記載内容とは異なる業務運営の状況

イ 賞金管理の不備

JH社取締役兼愛馬会統括部長（以下この(6)において「JH社取締役」という。）は、JH社代表取締役社長兼愛馬会取締役（以下この(6)において「JH社社長」という。）の指示により、JH社の賞金等受取口座から金銭を出金し、直接、又はJH社社長の個人口座を経由し、両社の金融機関からの借入金の返済、維持費出資金で支払うべき厩舎、牧場等への支払い、両社に対するJH社社長個人からの借入金の返済などに充当されていた。

愛馬会自身も会員であることから、上記の出金が、愛馬会自身が受取るべき分配分であったとしても、各々の出金は、分配金の支払時期とは関係なく、また、出金の都度、愛馬会自身の分配金を計算した形跡もなく、出金時期、出金額とも「賞金等を出金する理由」としては具体的な根拠がない。

加えて、JH社社長個人からの借入金については、同社長個人との間の消費貸借契約書等が存在せず、借入金額、借入金利、返済金額、返済時期が不明であり、JH社取締役によるJH社の賞金等受取口座からの出金は具体的理由のある出金とは認められない状況にある。

賞金等は「契約締結前（時）交付書面」（以下この(6)において「交付書面」という。）の定めのとおり、分配の時期までは金融機関等で適切に管理され、愛馬会は、会員として分配を受けた後、自らの借入金の返済等の支払いに充当すべきであり、JH社は、交付書面において規定されたとおりに賞金等の管理を行っているとは認められず、賞金等の管理に不備があると認められる。

ロ 維持費出資金の目的外使用及び厩舎等への預託料の滞納

愛馬会は、競走用馬の飼養管理に要する費用として、会員から「維持費出資金」を受領しているが、会員から入金された維持費出資金が顧客への分配金、借入金の返済及び両社の会社経費に充当されていた。

このように、維持費出資金が目的外に使用されている一方で、愛馬会は、平成22年2月10日現在、ファンドに係る費用の厩舎等への支払いを滞納した状態にあり、これにより、厩舎等の管理委託先において、ファンド資産である競走用馬の維持管理に支障が生じ、その結果、投資者の利益を害するおそれがあると認められる。

ハ 交付書面の説明とは異なる維持費出資金の受領

愛馬会は、維持費出資金について、交付書面において「会員は、入会時期にかかわらず、出資対象となった競走用馬の1歳11月分以降の維持管理費を維持費出資金の形で負担する義務がある」旨の説明を行っている。

しかしながら、愛馬会は、多数の競走用馬について、1歳11月分より前の維持

管理費を受領している事例が認められており、愛馬会は、交付書面等による説明とは異なる維持費出資金を会員から受領している状況が認められた。

## ニ 競走用馬の無償譲渡

JH社は、中央競馬での賞金等の獲得が困難と判断した競走用馬について、ファンドの終了に際し、当該競走用馬を地方競馬の馬主資格を持つJH社取締役に対して、実際には適正な評価をすることなく、一律に「無償」で譲渡している。

譲渡の対象となった競走用馬はファンドの財産であることを考慮すると、公正な評価に基づく適正な価格で売却し、売却代金は、当該ファンドの会員に分配すべきものであると考えられるが、JH社は、その価値を検討することなく全て一律無償で譲渡している状況が認められた。

### ③ 法令遵守態勢の欠如

両社は、平成21年10月13日を検査基準日とした関東財務局の検査において、直ちに検査に応じなければならないところ、検査官の入室を拒み、無予告検査への抗議を繰り返すなど、直ちに検査に応じず、検査の受忍義務に悖る対応を行った。

当該行為は、両社が顧問税理士の指南を鵜呑みにしたことが原因であったとしているが、両社は、金融商品取引業者として、直ちに検査に応じなければならないという検査の受忍義務など遵守すべき法令を自ら正しく認識し、その遵守に努めるべきところ、これを怠っており、両社においては、法令遵守態勢が根本的に欠如している。

- ・ 勧告年月日  
平成22年5月21日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
  - ② 業務改善命令
    - イ 法令違反等の事実について原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにすること
    - ロ 適切な再発防止策及び改善計画（分別管理を確保する態勢の整備を含む。）を策定し、確実に実施すること
    - ハ 投資者、顧客に対し行政処分に至った経緯及び事実関係を正確に説明し、誠実に対応すること
    - ニ 役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のための必要な対応をとること

### (7) 法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当。金商法第51条該当〕

- **高木証券株式会社**は、平成15年5月、当社専用の不動産投資ファンド（以下この(7)において「当該ファンド」という。）の導入を決定し、平成15年6月以降、積極的な販売を行った。その結果、当該ファンドは、平成19年11月までの販売期間中に187名の営業員により、延べ20,541名の顧客に総額527億円が販売されている。（なお、当該ファンドが「みなし有価証券」と規定された平成16年12月以降は、152名の営業員により、延べ12,879名の顧客に総額328億円販売されている。）

今回検査において、当該ファンドに係る勧誘状況等を検証したところ、下記のとおり、当該ファンドの安全性に関して、顧客に対し誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が、

長期に亘り継続して行われていたほか、その背景として、当社における内部管理態勢に重大な不備が認められた。

(注) 当該ファンドは、顧客からの出資金に金融機関からの借入金を加えることによりレバレッジを効かせた運用を行っており、償還時には、借入金の返済が出資金の償還に優先されるため、投資対象不動産の売却価格が下落した場合には、レバレッジ効果が働き、不動産価格の下落幅以上に出資金が大幅に元本割れするリスク（以下この(7)において「レバレッジリスク」という。）が内在する商品である。

① 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が長期に亘り継続して行われていた状況

平成16年12月以降（「みなし有価証券」該当後）に当該ファンドの販売実績のある営業員20名に勧誘状況等をヒアリングしたところ、そのうち17名が、また、その他書面による確認を実施した営業員14名全てが、レバレッジリスクを理解していなかったことから、当該ファンドの募集の取扱い時に、顧客に対し、投資判断に影響を及ぼす重要な事項である同リスクを説明していない状況が認められた。また、上記20名から17名を除いた3名は、販売当初から同リスクを理解していたが、うち1名が、顧客に対し同リスクを説明していなかった。

上記のとおり、ヒアリング等による確認を行った営業員34名（販売顧客数延べ1,866名）のうち、不適当な勧誘行為を行っていた営業員は32名（同1,754名）に及んでおり、これら32名の営業員が、当該ファンド勧誘時において不適当な勧誘行為を行った結果、出資金の毀損率が、不動産価格の下落率と同程度であるかのような誤解を顧客に与えており、誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が認められた。

② 顧客勧誘時の商品説明資料等の記載内容

当社営業員は、顧客に対し当該ファンドの商品説明を行う際、主に商品パンフレットを使用し、併せて目論見書等を顧客に交付していた。

レバレッジリスクについては、少なくとも借入金の優先返済及び出資金に対する借入金の割合の上限率（以下この(7)において「借入上限率」という。）に係る説明がなされるべきと考えられるところ、商品パンフレットにおいてはこれらが記載されていなかった。また、目論見書等においては、これらの記載はあるものの、営業員から説明を受けない限り、顧客には分かりづらい表現となっているなど、顧客が同リスクを理解することが困難な状況となっていた。

③ 当該ファンド導入時の調査・分析等商品企画業務に係る内部牽制が機能していない状況

当社では、当該ファンドの導入に伴う商品性の検討や販売資料の作成等の実務を全て営業企画室長1名に負わせ、内部牽制が機能しない状況となっていた。

④ 社内教育態勢等の不備

イ 当該ファンド販売に当たっての営業員教育が不十分な状況

当社が当該ファンド販売に当たって実施した営業員向けの勉強会や、販売開始以降に実施した営業員研修等においては、借入金の導入により投資効率を高め利回りの向上を図る等、当該ファンドのメリットを強調した説明等が中心となり、レバレッジリスクについての説明は行われていなかった。

ロ 社内周知が不十分な状況

当該ファンドの借入上限率は、平成18年4月に、それまでの300%から400%に引き上げられているが、当社は、営業員に対し、借入上限率の引上げについて周知しておらず、多数の営業員が当該引上げを顧客に説明していない状況が認められた。

また、当該ファンドの最終号（平成19年11月募集。）の商品パンフレット等において、レバレッジリスクに係る項目が新たに設けられているが、当社は、営業企



画部より首都圏・近畿両本部長に対し、当該変更内容を部店長を介し営業員に周知するよう指示したものの、当該指示を受けた部店長は、営業員に対し変更の趣旨等を説明せず、変更項目のみを伝え、また、当該変更内容を顧客に説明するよう指示していない状況が認められた。

⑤ 内部管理態勢の不備

イ 部店長等による営業管理態勢の不備

当社における営業員の投資勧誘実態の検証状況について、部店長等 23 名に対しヒアリング等を行ったところ、その検証は、顧客から徴求する重要事項等の説明に関する確認書の記載漏れチェック等形式的なものとなっており、営業員の具体的な勧誘内容を確認していない状況が認められた。

ロ 元本割れ償還に係る顧客対応不備

今回検査において、元本割れ償還に係る営業員の顧客対応についてヒアリング等により確認したところ、レバレッジリスクに係る説明を何ら行っていない営業員が見られる等、平成 21 年 10 月 19 日現在においても同リスクに関する顧客説明が十分に行われていない状況が認められた。

ハ 苦情に関する調査不備等

当社監査部は、元本割れ償還が発生した以降、顧客苦情対応を行う同部員に対し、顧客属性を踏まえた対応を行う等の具体的な指示を行っていない。また、勧誘状況の実態等を把握するため、苦情を申し出た顧客や担当営業員に当該状況を確認するよう指示を行っていないことなどから、当社の苦情処理態勢は不十分な状況となっており、多数の苦情が寄せられているにもかかわらず、当社は、当該ファンドに係る不適当な勧誘行為の実態を把握できていない。

⑥ 経営管理態勢の不備

当社経営陣は、当該ファンド販売に係る実務を担当者任せとし、不適当な勧誘行為が長期に亘り継続して行われていたことや内部管理態勢等の不備の把握、並びにこれらの是正に向けた指導・管理を行っていない。

さらに、当社経営陣は、当該ファンドに係る苦情が多数寄せられている事実を把握しているにもかかわらず、実態調査について具体的な指示を行っていない。

また、当該ファンドの特性を鑑みれば、個人顧客への販売に当たり、リスクに係る十分な検討が必要と考えられるところ、当社経営陣は、営業企画室長 1 名という弱体な態勢を看過し、この結果、商品パンフレット等において、レバレッジリスクについて十分な記載がなされず、顧客への不適当な勧誘行為を招いている。

このように、当社経営陣は、当該ファンドの販売等に関して、組織的に対応を行うよう指示を行わないまま、平成 21 年 10 月 19 日現在に至るまで上記のような不適当な状況を看過していたものである。

・ 勧告年月日

平成 22 年 6 月 17 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止 14 日

② 業務改善命令

イ 金融商品の勧誘に関し、例えば以下の取組みなどにより、その商品性・リスクについて、顧客が十分に理解できるようにするための説明態勢等の構築を図ること

- i 顧客への説明に使用する販売資料の整備
- ii 研修等の実施による、営業員への商品性等の周知徹底
- iii 新商品導入時における内部牽制機能の構築
- ロ 顧客からの苦情等に関し、適切に調査・原因分析等が行われるよう、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正も踏まえ、苦情等処理態勢の強化を図ること
- ハ その他投資者保護の視点に立った、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること
- ニ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること

(8) 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為〔金商法第40条の3違反〕

- マスター証券株式会社は、上記1(5)のとおり、8本のファンドに係る運用を実質的に  
行い、資産の管理も行っていたが、そのファンド資産の管理状況は、4つの銀行口座により  
混在して管理されており、かつ、平成22年7月12日現在、ファンド毎の運用状況も帳簿に  
記載されていなかったことから、各ファンドの運用状況が直ちに判別できない状況とな  
っていた。

したがって、当社が行っていた各ファンドの自己私募等は、ファンド間における分別  
管理が行われていない状況で行われていたものと認められる。

- ・ 勧告対象  
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、1(5)の「無登録による投資運用業務」  
を参照。

### 3 投資運用業者等に対する検査結果に基づく勧告

投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況〔金商法第51条該当〕

- プライオール投資顧問株式会社は、当社が顧客との間において締結した投資一任契約  
に基づき、運用対象に組み入れていたファンドについて、運用期間中、当該ファンドが  
無価値となったことを認識しながら、当該投資一任契約による運用として、当該ファン  
ドの簿価より高い価格で当該ファンドのクロス取引を発注し、売買益を発生させるなど  
の行為を、平成19年12月から平成21年3月までの間繰り返していた。

- ・ 勧告年月日  
平成23年2月15日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - 業務改善命令
    - イ 本件に関して、問題が発生した原因を把握・分析し、具体的な再発防止  
策を策定・実施すること
    - ロ 金融商品取引業を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法  
令等遵守態勢を整備すること
    - ハ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

#### 4 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

##### (1) 無登録業者への名義貸し〔金商法第36条の3違反〕

- J-ストック・パートナーズ株式会社は、平成21年6月以降、その名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていないA社取締役投資助言業務を行わせた。
  - ・ 勧告年月日  
平成22年6月29日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止1か月
    - ② 業務改善命令
      - イ 当該名義貸しによる顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること
      - ロ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること
      - ハ 自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること
      - ニ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること

##### (2) 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況〔金商法第29条違反〕

- 株式会社メイヤー・アセット・マネージメントは、海外ファンドに関心を持った投資家に対して、平成19年10月から平成21年12月までの間、5ファンドについて、有価証券の募集の取扱いを行っており、9名の投資家が約定に至っている状況が認められた。
  - ・ 勧告年月日  
平成22年7月28日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全ての業務停止3か月
    - ② 業務改善命令
      - イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること
      - ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること
      - ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること
      - ニ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること
      - ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

##### (3) 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条違反。金商法第51条該当〕

- **株式会社トラフィック**は、平成21年7月に適格機関投資家等特例業務（以下この(3)において「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする6本の匿名組合出資契約（以下この(3)において「ファンド」という。）の持分の私募（以下この(3)において「自己私募」という。）及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引もしくは有価証券での運用（以下この(3)において「自己運用」という。）を行っている。

① 匿名組合契約の自己私募及び自己運用に係る無登録営業

当社は上記6本のファンドのうち3本のファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの持分の取得勧誘を行うとともに、出資された金銭を主にデリバティブ取引により運用している。

したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。

② 無登録業者への運用委託

当社は、平成21年12月から平成22年2月までの間、上記①とは異なる2本のファンドについて、その出資金の運用をAらが投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行わせていた。

・ 勧告年月日

平成22年9月7日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務停止1か月

② 業務改善命令

イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、運用委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること

ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること

ハ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること

ニ 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること

ホ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること

(4) **無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等**〔金商法第51条該当。金商法第47条の2違反〕

① 無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる行為等

**ライフケアバンク株式会社**は、A投資事業有限責任組合（以下この(4)において「A組合」という。）の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売または集団投資スキームの出資持分の取得勧誘（以下この(4)において、まとめて「無登録の販売業務」という。）を行っていることを知りながら、平成20年5月頃から、当社の従業員をA組合において無登録の販売業務に従事させていた。

また、当社は、平成20年4月頃から、A組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、10月から、A組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を当社名義により支出していた。

② 事業報告書の虚偽記載

当社は、投資助言・代理業の登録時（平成20年5月）から平成22年4月12日までの間、投資助言業務の実績が一切ないにもかかわらず、平成21年3月期の事業報告書にあたかも投資助言業の実績があるかのような虚偽の記載を行い、当該事業報告書を関東財務局長に提出した。

- ・ 勧告年月日  
平成22年9月22日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録取消し
  - ② 業務改善命令
    - イ 当社が行ってきた業務について、詳細な状況を報告すること
    - ロ 上記イの報告に当たっては、無登録で投資ファンドを運営している投資事業有限責任組合に関して、当社の前代表と当社の取引の状況（取引内容、取引金額）及び当社の従業員が支援した投資ファンドの取得勧誘の状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、金銭の出入）を含めること

(5) 集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第29条違反。金商法第36条の3違反〕

- ソーシャル・イノベーション株式会社は、平成20年3月に、関東財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下この(5)において「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを営業者等とし、主に外国で発行される有価証券に投資する事業を行う9本の匿名組合契約等（以下この(5)において「ファンド」という。）の出資持分の私募（以下この(5)において「自己私募」という。）及び運用（以下この(5)において「自己運用」という。）を行っているとしている。

① ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用に係る無登録営業等

当社は、自らを営業者等とする9本全てのファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。

したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、金融商品取引法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務に該当しないことから、登録が必要な第二種金融商品取引業及び投資運用業に該当すると認められる。

また、当社は、9本全てのファンドについて、主に有価証券で自己運用するとしているが、実際には、ファンド資産のうち有価証券で運用されているものはごく一部であり、大半のファンド資産は、当社の運転資金及び当社代表取締役等への貸付等に費消・流用されていた。

更に、9本のファンドのうち、毎月配当型の4本のファンドについては、実際には有価証券での運用を全く行っていないにもかかわらず、毎月配当を行っていた。

② 無登録業者への名義貸し

当社は、当社の名義を以って、平成21年6月から10月にかけて営業代行業務を行う法人に、平成22年7月から8月にかけて当社の元社員等に、それぞれファンドの出資持分の私募を行わせていた。

- ・ 勧告年月日  
平成22年9月22日
- ・ 勧告対象  
当社

- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録取消し
  - ② 業務改善命令
    - イ 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額、募集委託契約の有無、有の場合は契約の内容）を早急に把握し、報告すること
    - ロ 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること
    - ハ 顧客への出資金返還に関する方策を策定（顧客への返済債務を認識した当社の貸借対照表を作成することも含む）し、確実に実施すること
    - ニ 顧客説明及び出資金返還のために必要な人的体制を整えること

(6) 法定書面の未交付等〔金商法第 37 条の 3 第 1 項違反。金商法第 37 条の 4 第 1 項違反。金商法第 47 条違反。金商法第 47 条の 2 違反〕

○ 株式会社インベストマスターの業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。

- ① 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けた平成 21 年 1 月 29 日から平成 22 年 4 月 14 日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客 88 名（以下この(6)において「助言顧客」という。）に対して交付していなかった。
- ② 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、助言顧客に対して交付していなかった。
- ③ 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。
- ④ 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」が「41 件」であるところ「150 件」と、「投資助言報酬」が「1,214 万 2 千円」であるところ「1,600 万円」と、虚偽の数値を記載した第 1 期事業報告書を東海財務局長に提出した。

・ 勧告年月日

平成 22 年 12 月 10 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 登録取消し

② 業務改善命令（顧客に対して今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(7)の「著しく事実

**に相違する表示のある広告をする行為**」に係る処分を含む。

(7) 著しく事実と相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項違反〕

○ 株式会社インベストマスターは、平成 21 年 6 月頃から平成 22 年 4 月 14 日までの間、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。

① 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について

投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の 10 万円を達成！」と、「A氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。

しかしながら、「A氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。

## ② 金融商品取引業者の登録について

「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本一と言えるのです。その実績を、東海財務局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「東海財務局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも東海財務局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。

## ③ 動画映像による表示について

F X取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「F Xへ間違った認識を持つ人が多いのですがどう思いますか？」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことは無い」との文言を表示するとともに、「・・・自分のお金、入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明をしていた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(6)の「法定書面の未交付等」を参照。

## 第8 無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

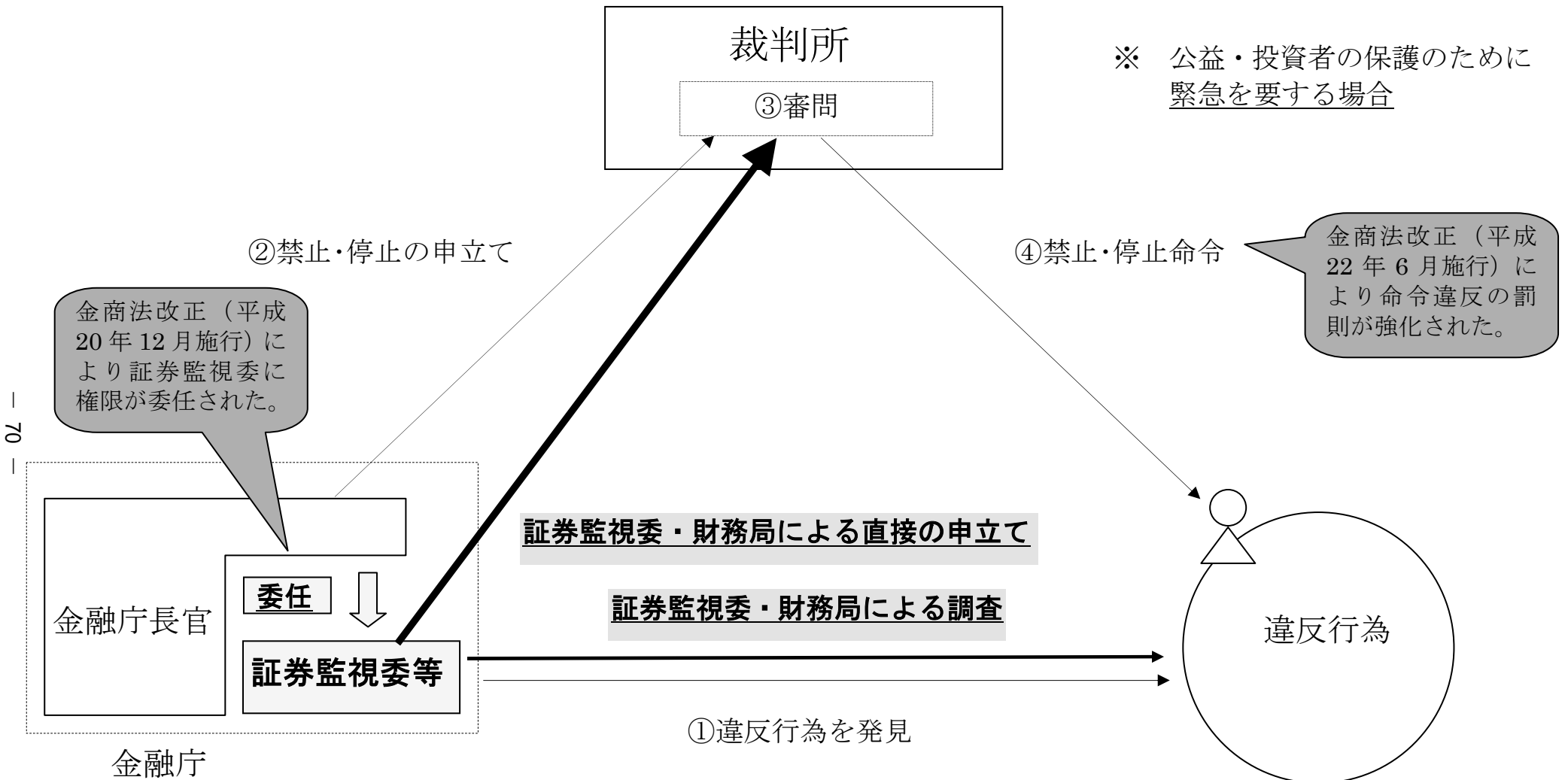
しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（図参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者に関する情報収集・分析を精力的に進め、187条調査を行った。

# 金商法違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のため緊急を要する事案について、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会・財務局が、必要な調査を行い、直接裁判所に申し立てることにより、違反行為に迅速に対応。



## ○ 株式会社大経

証券監視委は、平成 22 年 11 月 17 日、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた株式会社大経（以下「大経」）とその役員について、制度導入以来初めて、192 条申立てを行った。

大経は、東京都中央区所在のコンサルティング会社であるが、平成 15 年 7 月の設立以来、金融商品取引業の登録等を受けないまま未公開株等の勧誘を行っていたとしている。

同社については投資家から多数の苦情を受け、平成 22 年 3 月、関東財務局が無登録営業に対する警告書を発出した。これに対し、同社は同年 4 月、同財務局に対して無登録営業を中止する旨の回答を行った。

しかしながら、その後も同社が未公開株等の勧誘を行っているとの情報が寄せられたため、証券監視委が 187 条調査を実施したところ、同社は金融商品取引業の登録を受けずに同年 2 月ごろから 6 月ごろまでの間、業として株式会社生物化学研究所（以下この章において「生物化学」。第 6 章第 3 参照。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を取得していたほか、同年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたことが判明した。

このような大経の行為は、「金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない」と規定する金商法第 29 条に違反するものである。また、同社及びその役員 2 名は当該違反行為を今後行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、同年 11 月 17 日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、同社及びその役員 2 名を被申立人として、金商法違反行為（無登録で株式等の売買、売買の媒介若しくは代理又は募集若しくは私募の取扱いを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行ったものである。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、審問を経た上で同年 11 月 26 日、申立ての内容どおり、同社及びその役員 2 名に対して、無登録営業を行ってはならないとの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、無登録業者からの勧誘は違法行為であり、様々なトラブルを生じていることから、一切関わりにならないよう御注意いただきたい。

## 第9 今後の課題

証券監視委としては、証券検査を取り巻く環境変化への対応及び投資者保護の確保のため、平成23年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 累次の制度改正に伴う対象業者の拡大・増加、世界的な金融危機の経験、ITシステムの金融商品取引への浸透、無登録業者等による被害の社会問題化、東日本大震災による影響等の大きな環境変化に対応し、効率的かつ効果的な検査を実施する観点から、以下の取り組みを実施する。
  - ① リスクに基づいた検査（リスク・ベースでの検査計画の策定、個別検査における重点検証分野の絞り込み）
  - ② 実効性のある検査の実施（予告検査の実施、内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性の検証、双方向の対話の充実）
  - ③ 関係部局等（監督・検査・開示業務担当部局、自主規制機関、外国当局、捜査当局等）との連携強化
  - ④ 制度改正等に対応した検査マニュアルの見直し及びその公表
- (2) また、重点検証分野として、以下の項目の検証に注力する。
  - ① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証（市場仲介機能（顧客管理、売買管理、引受審査等）、法人関係情報の管理、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為）
  - ② 内部管理態勢等に係る検証（大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについて、連結ベースでの財務の健全性の観点から、内部管理態勢・リスク管理態勢を検証）
  - ③ 投資者保護等の観点からの検証（投資勧誘の状況（投資信託や店頭デリバティブ取引等に係るリスク等の説明状況等）、投資運用業者等の業務の適切性、ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）の法令遵守状況、投資助言・代理業者の法令遵守状況、無登録業者等に対する対応（裁判所への緊急差止命令の申立て及びそのための調査））
  - ④ その他（自主規制機関の機能発揮、信用格付業者の業務管理態勢、災害の発生等に乘じた不適切な取引や違法行為への対応）

## 平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（以下「ファンド業者」という。）や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進むとともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業者の業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定するとともに、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするのが適当である。

先般の世界的な金融危機において、米国の大手投資銀行の破綻に伴い、国境を越えて金融システムに影響が波及した経験も踏まえ、グローバルに活動する大規模な投資銀行等について、各国当局の協調の下、グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。また、我が国においても、平成 23 年 4 月から証券会社の連結規制・監督が導入されたところである。こうした動きを踏まえ、証券検査においても、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査においては、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にもウェイトを置くことが必要となっている。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、金商法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。こうした中、近年、無登録業者等による未公開株式の販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画では、金商法違反行為を行う者に対する裁判所へ

の緊急差止命令の申立て（同法第 192 条）及びそのための調査（同法第 187 条）の活用が具体的施策として掲げられている。証券監視委としては、これらの申立て及び調査の実施権限を委任されている機関として、投資者保護の観点から、関係当局との連携の下、これらの権限を適切に活用し、無登録業者等への対応を行うことが適当と考えられる。

東日本大震災やこれに伴う電力供給の不足等の影響により、一部の証券会社においては、営業の縮小、休止等を余儀なくされているほか、平成 23 年 3 月 11 日に発表された内閣府特命担当大臣（金融）及び日本銀行総裁による「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」における要請等を踏まえ、被災者・被災企業への適切な対応を行うことが急務となっている。証券検査においても、こうした未曾有の状況を踏まえ、災害等による検査対象先への影響に適切に配慮することが適当と考えられる。他方、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為に対しては、同月 13 日の「自見金融担当大臣談話」も踏まえ、関係部局等との連携の下、厳正に対処していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応し、メリハリのある取組みを行う必要がある一方、その基本目的である市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券検査は、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。更に、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査の実施

##### イ. 予告検査の実施

立入検査については、引き続き、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、ケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか

かに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、平成23年4月に改正した「金融商品取引業者等検査マニュアル」により、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行うとともに、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

#### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- 金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、引き続き連携を図る。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。
- 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。
- 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進する。
- 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式等の販売・勧誘及び当該株式等の発行者による無届募集が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化する。

#### ④ 検査マニュアルの見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、平成23年4月、証券会社の連結規制・監督の導入に伴い、連結自己資本規制比率に係る検証項目の追加を行うとともに、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの内部管理態勢等の検証のための確認項目を設ける改正を行った。併せて、個人向け店頭デリバティブの販売・勧誘に関する自主規制ルールが整備されたことに伴い、当該ルールへの対応状況の検証のための改正等も行ったところである。これらの改正

点については、同月以降に開始する検査から適用することとしている。

今後とも、制度改正等に応じ、同検査マニュアルの見直しを行い、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

## (2) 重点検証分野

### ① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

#### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢が構築されているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、最近の新規上場を巡る状況に鑑み、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているか検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等も行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等についても検証する。

#### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているか重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

#### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性・透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客などに着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証を行う。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、最近インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められる状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き検証する。

## ② 内部管理態勢等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含みリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から、グループ全体に係る内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

## ③ 投資者保護等の観点からの検証

### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適切な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

また、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等については、重要なリスク等当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う

者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

#### ハ. ファンド業者の法令遵守状況の検証

ファンド業者（適格機関投資家等特例業務届出者を含む。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解を生ぜしめる表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令遵守状況の検証を行う。

#### 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し等、顧客に対する情報提供が不適切な状況など、多数の法令違反事例等が認められたことに鑑み、引き続き、リスク・ベースで検査対象先を選定し、法令遵守状況の検証に注力する。

#### ホ. 無登録業者等に対する対応

無登録業者等による未公開株式及びファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反に対しては、監督部局、開示業務担当部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への緊急差止め命令の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

#### ④ その他

##### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

##### ロ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

平成22年4月から新たに検査対象となった信用格付業者については、同年3月に公表した「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行う。

#### ハ. 災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応

災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為を防止するため、関係部局等と



の連携の下、監視を徹底し、厳正に対処する。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査実施計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うこととする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うこととする。

② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等（下記③に該当する業者等を除く。））については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断する。

③ 無登録業者等による重大な金商法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。

(2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

### 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者	随時実施（注）
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者等	随時実施

（注）例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。

## 第5章 課徴金調査

### 第1 概説

#### 1 課徴金制度の目的

課徴金制度は、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度である。

内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対しては、それまでの刑事罰に加えて、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

課徴金調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文82頁参照）。

（注） 以下本章においては、不公正取引に係る課徴金調査について記載する。

#### 2 課徴金調査の権限

不公正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
  - (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- ができることとされている。

#### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（不公正取引関係）

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為の終了後1月以内の売付け等（買付け等）の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

(2) 仮装・馴合売買（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(3) 現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の 2、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後 1 月以内の反対売買による損益の合計額。

（注 2）「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年 7 月 4 日以後に開始する違反行為について適用。

(4) 違法な安定操作取引（金商法第 174 条の 3）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後 1 月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(5) 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

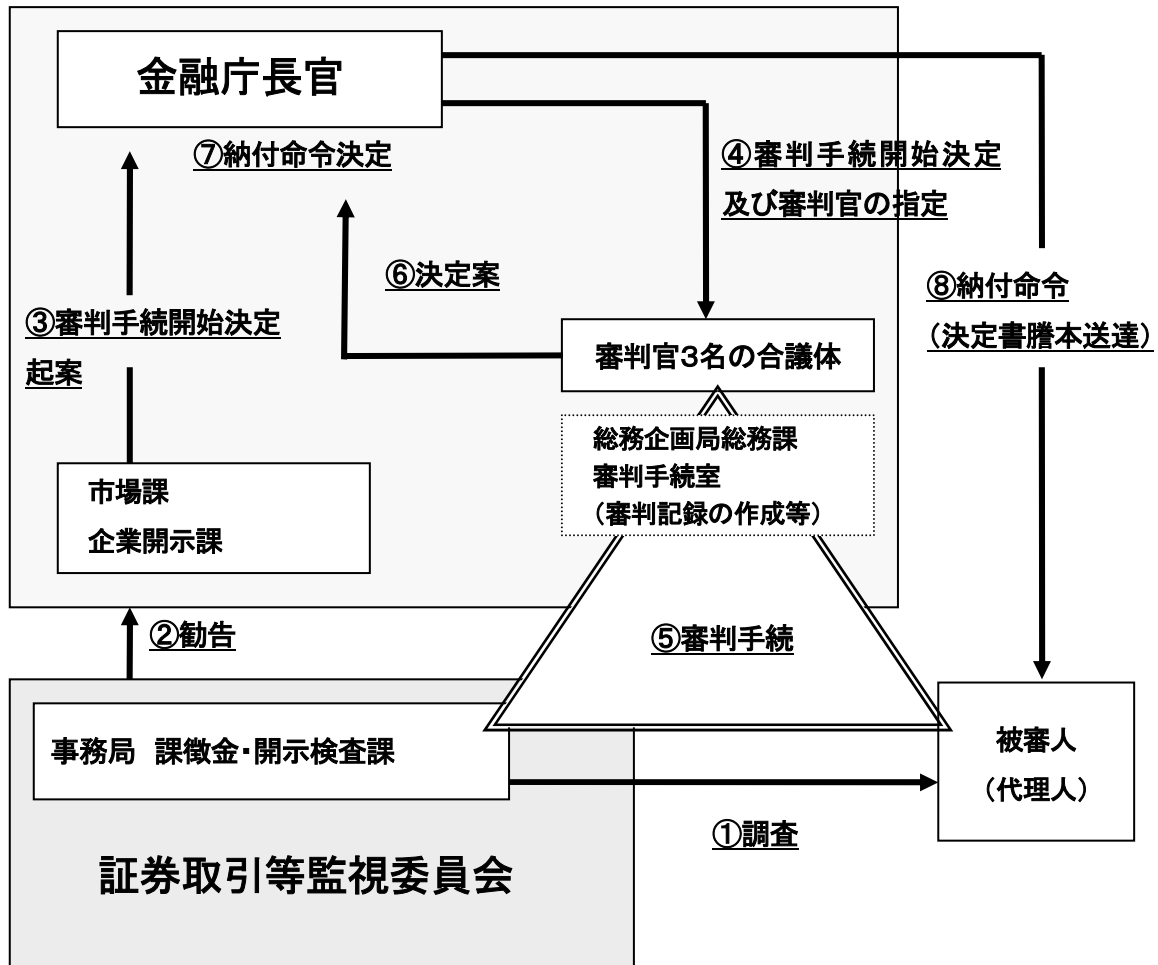
（注）平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等。

#### 4 平成 22 年度における活動状況

平成 22 年度においては、不公正取引に対し、26 件（納付命令対象者ベース）、金額で 6,394 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

## 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

## 第2 不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

(1) 不公正取引事案に係る平成22年度の課徴金納付命令勧告26件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が20件、相場操縦に係る事案が6件である。また、対象者別の課徴金額の最低額は10万円、最高額は1,864万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計106件（個人100件、法人6件）、2億4,147万円の勧告を、相場操縦事案については、合計12件（いずれも個人）、3,497万円の勧告を行ったこととなる。

平成22年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引事案は、公認会計士が職務上知り得た情報を元に内部者取引を行った事案であった（後記2⑫）。また、相場操縦に係る勧告事案のうち、北越紀州製紙株式に係る相場操縦事案は、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦について、課徴金納付命令勧告を行った事案であった（後記2⑬）。

(2) 内部者取引に係る勧告事案を行為者属性別にみると、昨年度に引き続き、第一次情報受領者による内部者取引事案の占める割合が増加している。特に、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となるケースが増えている。当該契約締結者等とは、例えば、違反行為の対象となった株式の発行会社から出資者を手配することを委託されていた者や、第三者割当増資についての総額引受契約の締結の交渉を行っていた者の代理人、資本・業務提携の契約締結に関する交渉を行っていた者、完全子会社化に伴う株式交換比率算定業務を委託されていた者などである。会社の重要情報に接する者は、当該会社の役職員と同様に、当該情報を他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心がける必要がある。また、重要事実別にみると、新株等発行、自己株式取得、株式交換、業務提携、経営破綻、業績予想の修正、公開買付けの事実等と、多岐にわたるものとなっている。

#### 内部者取引

行為者属性別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
会社関係者	13	8
発行体役員等	11	3
契約締結者等	2	5
公開買付者等関係者	4	0
買付者役員等	1	0
買付者との契約締結者等	3	0
第一次情報受領者	21	12
会社の重要事実	12	10
公開買付け事実	9	2
年度別勧告件数	38	20

重要事実別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
新株等発行	4	6
自己株式取得	0	1
株式交換	2	2
業務提携・解消	0	3
民事再生・会社更生	8	2
決算情報	2	1
バスケット条項	4	3
その他の重要事実	5	1
公開買付け	13	2
年度別勧告件数	38	20

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	21年度	22年度
会社重要事実の伝達	12	10
発行体役員等	9	3
契約締結者等	3	7
公開買付け事実の伝達	9	2
買付者役員等	2	1
買付者との契約締結者等	7	1
うち 買付対象者役員等	3	1

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者ベースで計上。

(※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

## 2 勧告事案の概要

平成 22 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(注) 以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

### ① 株式会社東京衡機製造所の実質的経営者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 4 月 27 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社東京衡機製造所の実質的経営者として同社の職務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 9 月 1 日より前の同年 8 月 20 日から同月 29 日までの間に、株式会社東京衡機製造所の株券合計 17 万 5,000 株を、自己の計算において買付価額 1,551 万 7,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 303 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 4 月 27 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 5 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ② バリューストック株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 5 月 18 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、バリューストック株式会社の株券につき、
  - (1) その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 10 月 2 日から同月 6 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない売り注文を発注するほか、大量の売り注文を成行で発注して安値で約定させるなどの方法により、同株券合計 1,313 株の買付け、同株券合計 1,316 株の売付け及び同株券延べ合計 721 株の売付けの委託を行い、同株券の株価を 12,040 円から 9,120 円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
  - (2) その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、同月 7 日から同月 22 日までの間、11 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、約定させる意思のない買い注文を発注するほか、大量の買い注文を成行で発注して高値で約定させるなどの方法により、

同株券合計 4,019 株の買付け、同株券合計 3,853 株の売付け及び同株券延べ合計 2,576 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 8,300 円から 12,700 円まで引き上げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

2. 課徴金納付命令対象者②は、バリューコマース株式会社の株券につき、その株価の安値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 10 月 3 日から同月 7 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より安値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させたり、連続して売り注文を成行で発注して安値で約定させる方法などにより、同株券合計 66 株の買付け及び同株券合計 97 株の売付けを行い、同株券の株価を 11,000 円から 8,270 円まで引き下げるなどし、自己の計算において同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 95 万円

課徴金納付命令対象者② 26 万円

**【勧告後の経緯】**（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 5 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**③ 山崎製パン株式会社の従業者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 6 月 4 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、日糧製パン株式会社（以下「日糧製パン」という。）との業務資本提携契約の契約交渉先の山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）の従業者から、同社の役員がその契約の締結の交渉に関し知り、山崎製パンの従業者がその職務に関し知った、日糧製パンが山崎製パンと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 7 月 31 日より前の同月 30 日に、日糧製パンの株式 8,000 株を、自己の計算において買付価額 72 万円で買い付けた。

本件は、山崎製パンから別の会社に出向していた者が違反行為者に情報を伝達した事案である。出向先の業務に従事している者であっても、出向元の情報を出向元の職務として知った場合には、出向元会社の「使用人その他の従業者」（金商法第 166 条第 1 項第 1 号）として会社関係者に該当し、当該者及び当該者からの情報受領者は、当該情報を元に内部者取引を行ってはならない。

**【課徴金額】** 25 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 4 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 6 月 25 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**④ 株式会社ビットアイルの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 25 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社ビットアイル（以下「ビットアイル」という。）との提携事業協議の合意に係る契約の締結交渉先である株式会社電通国際情報サービス（以下「電通国際情報サービス」という。）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、ビットアイルが電通国際情報サービスと業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 6 月 3 日より前の同年 5 月 11 日に、ビットアイルの株式合計 8 株を、自己の計算において買付価額 46 万 4,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 19 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 25 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑤ キョーエイ産業株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 25 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. 課徴金納付命令対象者①は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 7 月 18 日より前の同月 16 日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計 1 万 4,000 株を、自己の計算において売付価額 100 万 8,000 円で売り付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、キョーエイ産業株式会社の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 7 月 18 日より前の同月 15 日に、キョーエイ産業株式会社の株券合計 1 万株を、自己の計算において売付価額 79 万 4,000 円で売り付けた。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 54 万円  
課徴金納付命令対象者② 46 万円



**【勧告後の経緯】**（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ 株式会社総和地所の契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 7 月 6 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社総和地所より同社への出資者を手配することを委託されていた者から、同人がその契約の履行に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 6 月 30 日午後 9 時 25 分ころより前の同日に、株式会社総和地所の株式合計 150 株を、自己の計算において買付価額 15 万 6,195 円で買い付けた。

**【課徴金額】** 40 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 7 月 6 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 29 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑦ 株式会社インターアクション役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 7 月 9 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社インターアクション（以下「インターアクション」という。）の役員であったが、同社が平成 21 年 5 月期の連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 21 年 7 月 10 日より前の同年 5 月 27 日から同年 7 月 6 日までの間に、インターアクションの株式合計 240 株を、自己の計算において売付価額 912 万 2,850 円で売り付けた。

**【課徴金額】** 345 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 22 年 7 月 9 日

第 1 回審判期日（結審） 平成 22 年 11 月 11 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 26 日

本件は、被審人が平成 22 年 7 月 23 日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、  
① 被審人は、平成 21 年 5 月 25 日の時点において、インターアクションの取締役であつたか否か。

② 被審人は、平成 21 年 5 月 25 日、インターアクションの属する企業集団の平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの会計期間の売上高等について、平成 21 年 1 月 9 日に公表がされた売上高等の直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した売上高等の予想値において差異が生じた事実を知つたか否か。

を争点として争うこととなつた。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となつた上記①については、

被審人は、平成 21 年 5 月 25 日の時点において、インターアクションの取締役であつたと認められる

とし、また、上記②については、

被審人は、平成 21 年 5 月 25 日、インターアクションが属する企業集団の平成 21 年 5 月期の売上高等について、本件直近予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において差異が生じた事実を知つたと認めることができる

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

## ⑧ ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 8 月 27 日

### 【勧告の対象となつた違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、ジェイオーグループホールディングス株式会社（以下「JOG 社」という。）が平成 21 年 1 月 23 日に公表した無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件 C B」という。）の発行による第三者割当増資（払込予定額 3 億円）（以下「本件増資」という。）について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、JOG 社の業務執行を決定する機関が、同社の第三者割当による募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実（重要事実第 1）を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の、平成 20 年 10 月 21 日から平成 21 年 1 月 23 日午後零時 45 分ころまでの間、JOG 社の株式合計 1 万 4,000 株を、自己の計算において買付価額 79 万円で買い付けたほか、平成 21 年 1 月 22 日に、JOG 社の株式合計 3,000 株を、自己の計算において売付価額 24 万 9,000 円で売り付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、重要事実第 1 を知りながら、この事実が公表された平成 21 年 1 月 23 日午後 6 時ころより前の、平成 21 年 1 月 20 日に、JOG 社の株式合計 7 万株を、自己の計算において買付価額 409 万 7,600 円で買い付けた。
3. 課徴金納付命令対象者③は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG 社との間で本件 C B に関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、本件 C B の払込期日に払込予定額 3 億円が払い込まれず、本件 C B が失権となる蓋然性

が高まり、JOG社として、かねてより会計監査人から指摘を受けていた継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金等を確保するのが著しく困難となった旨のJOG社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（重要事実第2）を知らながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の、平成21年2月20日午後2時57分ころから同日午後3時7分ころまでの間、JOG社の株式合計21万6,500株を、自己の計算において売付価額758万6,600円で売り付けた。

4. 課徴金納付命令対象者④は、本件増資について、その実質的出資者として、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約を締結した者であるが、同契約の履行に関し、重要事実第2を知らながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の、平成21年2月19日に、JOG社の株式合計3万400株を、自己の計算において売付価額112万4,800円で売り付けた。

5. 課徴金納付命令対象者⑤は、

(1) 本件増資について、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約の締結の交渉をしていた実質的出資者の代理人から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、重要事実第1の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年1月23日午後6時ころより前の同日午後1時10分ころから午後2時52分ころまでの間、JOG社の株式合計16万株を、自己の計算において買付価額968万4,700円で買い付けた。

(2) 本件増資について、JOG社との間で本件CBに関する総額引受契約を締結した実質的出資者の代理人から、同人が同契約の履行に関し知った、重要事実第2の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年2月20日午後10時56分ころより前の同日午後零時47分ころから午後2時56分ころまでの間、JOG社の株式合計16万株を、自己の計算において売付価額655万1,900円で売り付けた。

#### 【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 46万円  
課徴金納付命令対象者② 234万円  
課徴金納付命令対象者③ 520万円  
課徴金納付命令対象者④ 79万円  
課徴金納付命令対象者⑤ 982万円

#### 【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②、③及び④とも同日)

審判手続開始決定日 平成22年8月27日

課徴金納付命令日 平成22年9月22日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(課徴金納付命令対象者⑤)

審判手続開始決定日 平成22年8月27日

審判手続中（平成23年5月31日現在）

⑨ 小池酸素工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 7 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、小池酸素工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 12 月 18 日から平成 21 年 2 月 10 日までの間、33 取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 40 万 3,000 株を買い付ける一方、同株式合計 38 万 6,000 株を売り付け、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 54 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 7 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ マルコ株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、マルコ株式会社（以下「マルコ」という。）と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員から、同人が同契約の履行に関し知った、マルコが伊藤忠商事株式会社と業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 4 月 20 日午後 3 時 30 分ころより前の同日午前 9 時ころから午後 3 時ころまでの間に、自己の計算において、マルコの株式合計 9 万 3,000 株を買付価額 1,050 万 900 円で買い付けた。

【課徴金額】 754 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 28 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 株式会社アルファクス・フード・システム役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 10 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社アルファクス・フード・システム（以下「アルファクスフード」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アルファクスフードが自己の株式の取得を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 8 月 24 日午後 4 時 30 分ころより前の同年 7 月 22 日午後 2 時 36 分ころから同年 8 月 24 日午後 3 時 2 分ころまでの間に、当該課徴金納付命令対象者の親族の計算において、アルファクスフードの株式合計 84 株を買付価額 588 万 7,600 円で買い付けた。

本件は、アルファクスフードの役員から、「自己株式の取得を行うことの決定」という重要事実の伝達を受けた者（違反行為者）が、当該重要事実の公表前に、違反行為者の親族名義口座で、親族の計算において、アルファクスフードの株式の買付けを行っていたものである。

他人の証券口座を借用して株の売買を行ういわゆる借名取引案件は、従来より存在するが、本件は、違反行為者が自己の資金を用いたり、自己の利益を図ったりする借名取引案件ではなく、親族の資金で、親族の証券口座で、親族のために売買を行っていたものである。

金商法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が、課徴金を課すうえでの要件であるが、平成 20 年の法改正により、例えば本件のように、近親者等のために行った売買も、違反行為者本人の自己の計算において行った売買とみなされ、同人に課徴金が課せられることになる。

【課徴金額】 73 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 10 月 22 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 11 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、東陽監査法人に所属する公認会計士であったが、株式会社幸進（以下「幸進」という。）の設立業務に従事していた者が職務に関し知り、その後、同者から、東陽監査法人に所属する課徴金納付命令対象者とは別の公認会計士が職務上伝達を受けた、幸進が株式会社リオチェーンホールディングス（以下「リオチェーンHD」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成 21 年 7 月 28 日より前の同月 6 日から同月 9 日までの間に、自

己の計算において、リオチェーンHDの株式合計1万2,100株を買付価額458万9,700円で買い付けた。

なお、公認会計士が内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った事案は本件が3件目（公認会計士としての職務に関し知った情報を元に内部者取引を行った事案としては2件目）である。

【課徴金額】 118万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年11月16日

課徴金納付命令日 平成22年12月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ SBIフューチャーズ株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成22年11月26日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、SBIフューチャーズ株式会社（以下「SBIフューチャーズ」という。）と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、SBIフューチャーズがSBIホールディングス株式会社と株式交換を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月20日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計18株を、自己の計算において、買付価額44万9,300円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、SBIフューチャーズと株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年4月27日より前の、同月21日から同月24日までの間、SBIフューチャーズの株式合計6株を、自己の計算において、買付価額14万8,020円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 31万円

課徴金納付命令対象者② 10万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成22年11月26日

課徴金納付命令日 平成22年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ インспек株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 12 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、インспек株式会社株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 7 月 23 日から平成 21 年 7 月 29 日までの間、5 取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 161 株を買い付ける一方、同株式合計 137 株を売り付け、同株式の株価を 2 万 8,000 円から 3 万 6,800 円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,864 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 21 日

審判手続中 (平成 23 年 5 月 31 日現在)

⑮ 北越紀州製紙株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告  
(アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦)

【勧告年月日】 平成 23 年 1 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、北越紀州製紙株式株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文を発注するなどして売り板を厚く見せることにより売り注文を誘引したり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどして買い板を厚く見せることで買い注文を誘引するなどの方法により、

1. 平成 22 年 6 月 14 日午後零時 35 分ころから同日午後 1 時 54 分ころまでの間、延べ合計 102 万 6,000 株の売り注文の発注等及び延べ合計 116 万 7,500 株の買い注文の発注等を行うとともに、合計 51 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
  2. 平成 22 年 6 月 15 日午前 9 時 29 分ころから同日午後零時 21 分ころまでの間、延べ合計 117 万 6,500 株の売り注文の発注等及び延べ合計 149 万 7,000 株の買い注文の発注等を行うとともに、合計 54 万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
- もって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

本件は、コンピュータシステムがその時点の株価や出来高に応じて自動的に株式売買注文のタイミングや数量を決めて取引を行う「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事案である。課徴金納付命令対象者は、約定させる意思のない大量の注文を発注（見せ玉発注）することにより、その発注に対して瞬時に反応してくるアルゴリズム取引により、当該対象者の買いたい株価、売りたい株価に誘引することを意図して、売買約定させ、それを短時間のスパンで繰り返し、都度、数円の利ざやを得ていたものである。

【課徴金額】 57 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑯ 株式会社シニアコミュニケーション株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 23 年 2 月 4 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社シニアコミュニケーションの株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 8 月 7 日から平成 21 年 8 月 13 日までの間、5 取引日にわたり、(1)連続して成行であるいは直前約定値より高値で買い注文を発注して高値で約定させたり、(2)成行であるいは直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げたり、(3)成行で買い注文を発注して終値を引き上げたり、(4)約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 174 株の買付け及び合計 190 株の売付けを行ったほか、同株式延べ合計 150 株の買付けの委託を行い、同株式の株価を 1 万 5,010 円から 1 万 9,480 円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

**【課徴金額】** 30 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 4 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 3 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑰ 株式会社ファミリーマート社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 23 年 2 月 15 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ファミリーマートが株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式を取得することを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 11 月 13 日より前の同月 11 日に、自己の計算において、ファミリーマートの株式合計 1 万株を買付価額 2,483 万円で買い付けた。



【課徴金額】 347 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 15 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑱ 株式会社エヌジェーケーの役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エヌジェーケー（以下「エヌジェーケー」という。）の役員Aから、同社役員Bが同社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。）との間の資本業務提携契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員Aがその職務に関し知った、NTTデータがエヌジェーケーの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 21 年 12 月 22 日より前の同月 9 日から同月 15 日までの間に、自己の計算において、エヌジェーケーの株式合計 5,000 株を買付価額 106 万 3,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 85 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑲ 株式会社塩見ホールディングスが実施した第三者割当増資の引受人による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 3 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社塩見ホールディングス（以下「塩見HD」という。）が平成 21 年 9 月 15 日に公表した新株式発行による第三者割当増資について、新株式の引受人になることを予定していた者として、塩見HDとの間で、第三者割当による新株式の引受けに係る契約の締結の交渉をしていた者であるが、同契約の締結の交渉に関し、塩見HDが、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された同月 15 日より前の同月 2 日に、塩見HDの株式 3 万株を、自己の計算において買付価額 57 万円で買い付けたほか、同月 9 日及び同月 10 日に、塩見HDの株式合計 8 万株を、自己の計算において売付価額 263 万円で売り付けた。

【課徴金額】 157 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 3 月 29 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 4 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### 第3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かして、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 第一次情報受領者による内部者取引やインターネット取引を用いた相場操縦の増加などの不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
- (2) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

## 第6章 開示検査

### 第1 概説

#### 1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている（具体的な権限については、下記2参照）。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

なお、平成23年7月には、従前の「課徴金・開示検査課」から、開示検査を行う機構を「開示検査課」として独立させることにより、さらなる検査体制の強化を図ることとしている。

#### 2 開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、約3,600社の上場会社を始め、約4,300社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同

保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）

### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文 82 頁参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

現行の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。
- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）  
（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の1（株券等は2）。

- (3) 有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の3）  
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1）  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の4、旧金商法第172条の2）  
課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）  
（注1）平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。  
改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の3のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）。  
（注2）継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月1日以降に提出された有価証券報告書等が対象。  
なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200万円又は発行者の時価総額の10万分の2のいずれか大きい額と定められている。  
（注3）「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の5）  
課徴金額：買付総額の100分の25  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。
- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の6）  
課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。
- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の7）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。
- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1  
（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法 172 条の 9）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

- (11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

#### 4 平成 22 年度における活動状況

平成 22 年度においては、開示会社 33 社に対する開示検査を終了している。

開示検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、19 件（納付命令対象者ベース）、金額で 18 億 7,981 万 9,994 円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成 17 年以降、実績は 2 件のみ）。

なお、訂正報告書等の提出を命ずる勧告は、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

検査終了件数		33 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	16 (19) 件
	課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	3 件

（注）「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、納付命令対象者ベースの件数である。

## 第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

平成 22 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書等の虚偽記載、目論見書の虚偽記載及び有価証券報告書等の不提出・虚偽記載に対する勧告であった。このうち、株式会社ゼクスに係る勧告は、有価証券報告書等の不提出に対して課徴金納付命令勧告を初めて行った事案であった（後記 2 ⑦）。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上の前倒し計上、費用の過少計上、減損損失の不計上、貸倒引当金の過少計上、ソフトウェアの架空計上、のれんの過大計上による損失の過少計上、投資有価証券の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成 22 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、8 億 3,913 万円（JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

### 2 勧告事案の概要

平成 22 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

#### ① 株式会社リンク・ワンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 4 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 1 月 31 日	第 5 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 17 年 10 月 中間期半期報告書）	平成 17 年 5 月 1 日～平成 17 年 10 月 31 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲372 百万円であるところを 30 百万円と記載 連結中間純損益が▲533 百万円であるところを 4 百万円と記載	売上の過大計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が 700 百万円であるところを 1,238 百万円と記載	

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成18年7月31日	第5期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成18年4月期有価証券報告書)	平成17年5月1日～平成18年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲314百万円であるところを251百万円と記載 連結当期純損益が▲592百万円であるところを73百万円と記載	売上の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が641百万円であるところを1,307百万円と記載	
3	平成19年1月31日	第6期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成18年10月中間期半期報告書)	平成18年5月1日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結貸借対照表	連結純資産額が▲115百万円であるところを50百万円と記載	売上の過大計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、平成19年3月23日、平成18年4月期有価証券報告書及び平成18年10月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年4月9日、11,600株の株券を1,508,000,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,466万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年4月13日

課徴金納付命令日 平成22年5月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## ② 株式会社リミックスポイントに係る半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年6月18日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社リミックスポイントは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」半期報告書を提出した。



提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 19 年 12 月 27 日	第 5 期事業年度中間 会計期間に係る半期 報告書（平成 19 年 9 月 中間期 半期報告 書）	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 9 月 30 日 の中間会計期間	中間 損益計算書	中間純損益が▲237 百万円 であるところを▲138 百万 円と記載	貸倒引当金の過少 計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 150 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ③ 日本ビクター株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 6 月 27 日	第 118 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 19 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 12,531 百万円である ところを▲7,891 百 万円と記載	・減損損失の不計 上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等
2	平成 20 年 12 月 26 日	第 120 期事業年度 中間連結会計期間 に係る半期報告書 （平成 20 年 9 月中 間期半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 9 月 30 日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲ 12,155 百万円である ところを▲8,095 百 万円と記載	・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等
3	平成 21 年 6 月 24 日	第 120 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 （平成 21 年 3 月期 有価証券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲ 16,520 百万円である ところを▲10,307 百 万円と記載 連結当期純損益が▲ 33,336 百万円である ところを▲24,350 百 万円と記載	・減損損失の不計 上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計 上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、平成 19 年 7 月 24 日、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 10 日、107,693,000 株の株券を 35,000,225,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 7 億 760 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 6 月 21 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 7 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 6 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 2 月 12 日	第 1 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲11,065 百万円であるところを▲3,337 百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・費用の過少計上等
2	平成 21 年 6 月 24 日	第 1 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 3 月期有価証券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734 百万円であるところを▲18,795 百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・減損損失の不計上 ・費用の過少計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年7月28日、320個の新株予約権証券を18,580,884,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成21年7月10日	有価証券届出書	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734百万円であるところを▲18,795百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上</li> <li>・減損損失の不計上</li> <li>・費用の過少計上等</li> </ul>

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 8億3,913万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年6月21日  
 第1回審判期日（結審） 平成22年10月27日  
 課徴金納付命令日 平成22年12月9日

本件は、被審人が平成22年7月5日に、納付すべき課徴金の額を否認する旨の答弁書を提出し、法令違反事実については認めるとしたものの、納付すべき課徴金の額については、以下の点を争点として争うこととなった。

- ① 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、金商法第172条の2第1項第1号の規定による課徴金が課されるか。
- ② 金商法第172条の2第1項第1号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

金商法第172条の2第1項第1号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである

とし、また、上記②については、

「新株予約権の行使に際して払い込むべき額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、当社は、平成22年12月24日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑤ 株式会社シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 9 月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 6 月 30 日	第 6 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 18 年 3 月期有価証券報告書）	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲127 百万円であるところを 217 百万円と記載 連結当期純損益が▲316 百万円であるところを 85 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が 568 百万円であるところを 1,349 百万円と記載	
2	平成 18 年 12 月 28 日	第 7 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 18 年 9 月中間期半期報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲128 百万円であるところを 176 百万円と記載 連結中間純損益が▲255 百万円であるところを 89 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産が 369 百万円であるところを 1,495 百万円と記載	
3	平成 19 年 6 月 29 日	第 7 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 19 年 3 月期有価証券報告書）	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲228 百万円であるところを 307 百万円と記載 連結当期純損益が▲287 百万円であるところを 343 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が 1,801 百万円であるところを 3,252 百万円と記載	
4	平成 19 年 12 月 27 日	第 8 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 19 年 9 月中間期半期報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲102 百万円であるところを 82 百万円と記載 連結中間純損益が▲236 百万円であるところを ▲9 百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産が 1,667 百万円であるところを 3,321 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成20年 6月30日	第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲263百万円であるところを231百万円と記載 連結当期純損益が▲496百万円であるところを16百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が1,402百万円であるところを3,344百万円と記載	
6	平成20年 8月14日	第9期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年6月第1四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲96百万円であるところを18百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が1,225百万円であるところを3,299百万円と記載	
7	平成20年 11月14日	第9期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年9月第2四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲258百万円であるところを▲54百万円と記載 連結四半期純損益が▲348百万円であるところを▲91百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が892百万円であるところを3,139百万円と記載	
8	平成21年 2月13日	第9期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年12月第3四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が▲385百万円であるところを▲163百万円と記載 連結四半期純損益が▲599百万円であるところを▲306百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
			平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産が600百万円であるところを2,861百万円と記載	
9	平成21年 6月30日	第9期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成21年3月期有価証券報告書)	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲721百万円であるところを▲405百万円と記載 連結当期純損益が▲936百万円であるところを▲616百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上等
				連結貸借対照表	連結純資産が324百万円であるところを2,570百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
10	平成 21 年 8 月 14 日	第 10 期事業年度 第 1 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 6 月第 1 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 6 月 30 日 の第 1 四半期会計期 間	四半期 貸借対照表	純資産が 283 百万円で あるところを 2,385 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等
11	平成 21 年 11 月 13 日	第 10 期事業年度 第 2 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 9 月第 2 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 7 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日 の第 2 四半期会計期 間	四半期 貸借対照表	純資産が 175 百万円 あるところを 2,232 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等
12	平成 22 年 2 月 12 日	第 10 期事業年度 第 3 四半期会計期 間に係る四半期報 告書(平成 21 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 10 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純資産が 127 百万円 あるところを 2,115 百 万円と記載	ソフトウェア の架空計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、

- (1) 重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 1 日、5,000 株の株券を 1,479,250,000 円で取得させ、
- (2) 重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 11 月 28 日、521 株の株券を 145,556,980 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

3. 課徴金納付命令対象者①、②及び③は、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 18 年 3 月期の連結財務諸表(上表番号欄 1 参照)を記載した目論見書を使用し、同日論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成 18 年 11 月 2 日、同日論見書に係る売出しにより、

- (1) 課徴金納付命令対象者①は、同人が所有する 380 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 112,423,000 円で
- (2) 課徴金納付命令対象者②は、同人が所有する 380 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 112,423,000 円で
- (3) 課徴金納付命令対象者③は、同人が所有する 240 株の株式会社シニアコミュニケーション株券を 71,004,000 円で

それぞれ売り付けた。

課徴金納付命令対象者①、②及び③が行った上記の各行為は、旧金商法第 172 条第 5 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書」を使用した発行者の役員

等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた行為に該当する。

**【課徴金額】**

株式会社シニアコミュニケーション 5,049 万円

課徴金納付命令対象者① 224 万円

課徴金納付命令対象者② 224 万円

課徴金納付命令対象者③ 142 万円

**【勧告後の経緯】** (株式会社シニアコミュニケーション、課徴金納付命令対象者①、②及び③とも同日)

審判手続開始決定日 平成 22 年 9 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 10 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

**【勧告年月日】** 平成 22 年 10 月 8 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び投資有価証券の過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注 1)	事由
1	平成 18 年 6 月 29 日	第 10 期事業年度 会計期間に係る有 価証券報告書 (平 成 18 年 3 月期有価 証券報告書)	平成 17 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日 の会計期間	損益計算書	経常損益が 106 百万円 であるところを 227 百 万円と記載 当期純損益が▲4 百万 円であるところを 117 百万円と記載 (注 2)	売上の前倒し 計上
2	平成 20 年 6 月 26 日	第 12 期事業年度 会計期間に係る有 価証券報告書 (平 成 20 年 3 月期有価 証券報告書)	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日 の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲742 百 万円であるところを▲ 622 百万円と記載	・非上場株式評 価損の過少計 上 ・投資有価証券 の過大計上 等
				貸借対照表	純資産額が 527 百万円 であるところを 663 百 万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注1）	事由
3	平成20年11月14日	第13期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（平成20年9月第2四半期四半期報告書）	平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が490百万円であるところを631百万円と記載	投資有価証券の過大計上等

（注1）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

（注2）ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、平成22年6月16日提出の訂正報告書において、経常損益を6百万円に、当期純損益を▲104百万円にそれぞれ訂正している。

2. ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社は、関東財務局長に対し、平成21年3月17日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年3月期有価証券報告書（上表番号欄2参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年4月2日、85,490株の株式を370,000,720円で取得させた。同社が行った上記の行為は、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 2,415万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年10月8日

課徴金納付命令日 平成22年11月2日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ⑦ 株式会社ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年11月19日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ゼクスは、関東財務局長に対し、

1. 金商法第24条の4の7第1項の規定に違反して、第14期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年2月第3四半期四半期報告書）を同四半期連結会計期間経過後45日以内の平成22年4月14日までに提出しなかった。
2. 金商法第24条第1項の規定に違反して、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年5月期有価証券報告書）を同事業年度経過後3月以内の平成22年8月31日までに提出しなかった。

同社については、当証券監視委の検査の過程において、遅くとも平成19年9月までに同社が行った債務保証及び保証類似行為（平成22年5月31日時点の主債務残元本は、10,983百万円。以下「債務保証等」という。）の存在及び債務保証等に係る主債務者の財政状態の悪化が認められているところである。したがって、同社は、少なくとも第14期



事業年度連結会計期間（平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日まで）の連結財務諸表について、債務保証等に対する債務保証損失引当金の計上を反映してこれを作成した上で、当該連結財務諸表を記載した第 14 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を、金商法第 24 条第 1 項に定める事業年度経過後 3 月以内に関東財務局長に提出すべきである。

また、その後も、主債務者の財政状態の悪化が継続し、債権者等から債務保証等に対する履行請求を受けている。しかしながら、同社は、資金繰りに余裕がないこと等を理由に、会計監査人の選任並びに上記四半期報告書及び有価証券報告書の作成を未だに行わず、長期に亘って、こうした同社の財政状態を同社の株主等市場関係者に対して何ら開示していない状態を継続している。

【課徴金額】 3,999 万 9,999 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、棚卸資産の架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 3 月 31 日	第 14 期事業年度 連結会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 20 年 12 月 期有価証券報告書)	平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,889 百万円であると ころを▲1,828 百万円 と記載	棚卸資産の架 空計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 175 百 万円であるところを 237 百万円と記載	
2	平成 21 年 5 月 15 日	第 15 期事業年度 第 1 四半期連結会 計期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 3 月第 1 四半期 四半期報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 の第 1 四半期連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲275 百万円であるところを ▲215 百万円と記載	棚卸資産の架 空計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、

(1) 平成 21 年 6 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)及び平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)を組込情報とする有価証券届出書(普通株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 21 年 7 月 24 日、40,676 株の株式を 406,760,000 円で取得させ、

(2) 平成 21 年 6 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)及び平成 21 年 3 月第 1 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)を組込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 21 年 7 月 24 日、2,000 個の新株予約権証券を 200,000,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 3,330 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 11 月 19 日

審判手続中(平成 23 年 5 月 31 日現在)

⑨ 株式会社ローソンエンターメディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 11 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ローソンエンターメディアは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 21 年 5 月 21 日	第 17 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 2 月期有価証券報告書)	平成 20 年 3 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲1,444 百万円であるところを 550 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
				貸借対照表	純資産額が 4,420 百万円であるところを 6,432 百万円と記載	
2	平成 21 年 7 月 10 日	第 18 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 5 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 21 年 3 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が 5,051 百万円であるところを 7,220 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
3	平成21年10月14日	第18期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年8月第2四半期四半期報告書)	平成21年6月1日～平成21年8月31日の第2四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が5,158百万円であるところを7,344百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
4	平成22年1月14日	第18期事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年11月第3四半期四半期報告書)	平成21年3月1日～平成21年11月30日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲3,112百万円であるところを1,143百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
			平成21年9月1日～平成21年11月30日の第3四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,074百万円であるところを7,326百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

【課徴金額】 800万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年11月24日

課徴金納付命令日 平成22年12月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ メビックス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年12月10日

【勧告の対象となった違反事実】

メビックス株式会社は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年1月30日	第5期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成17年10月中間期半期報告書)	平成17年5月1日～平成17年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲54百万円であるところを94百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が298百万円であるところを447百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成18年7月28日	第5期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成18年4月期有価証券報告書)	平成17年5月1日～平成18年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲65百万円であるところを224百万円と記載	売上の前倒し計上等
3	平成19年1月30日	第6期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成18年10月中間期半期報告書)	平成18年5月1日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲49百万円であるところを109百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が1,663百万円であるところを2,112百万円と記載	
4	平成19年7月30日	第6期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成19年4月期有価証券報告書)	平成18年5月1日～平成19年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲96百万円であるところを222百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,624百万円であるところを2,233百万円と記載	
5	平成20年1月30日	第7期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成19年10月中間期半期報告書)	平成19年5月1日～平成19年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲298百万円であるところを111百万円と記載	売上の前倒し計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額が1,335百万円であるところを2,354百万円と記載	
6	平成20年7月30日	第7期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年4月期有価証券報告書)	平成19年5月1日～平成20年4月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,770百万円であるところを2,340百万円と記載	売上の前倒し計上等
7	平成20年9月12日	第8期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年7月第1四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成20年7月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲149百万円であるところを18百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年5月1日～平成20年7月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,565百万円であるところを2,303百万円と記載	
8	平成20年12月12日	第8期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年10月第2四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成20年10月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322百万円であるところを10百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年8月1日～平成20年10月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,392百万円であるところを2,295百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
9	平成21年 3月13日	第8期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年1月第3四半期四半期報告書)	平成20年5月1日～平成21年1月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲347百万円であるところを▲44百万円と記載	売上の前倒し計上等
			平成20年11月1日～平成21年1月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,365百万円であるところを2,239百万円と記載	
10	平成21年 7月30日	第8期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成21年4月期有価証券報告書)	平成20年5月1日～平成21年4月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲564百万円であるところを▲232百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,166百万円であるところを2,069百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,099万9,999円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年12月10日

課徴金納付命令日 平成23年1月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ エムスリー株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成22年12月10日

【勧告の対象となった違反事実】

エムスリー株式会社は、関東財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年 8月7日	第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年6月第1四半期四半期報告書)	平成21年4月1日～平成21年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であるところを614百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成21年11月12日	第10期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年9月第2四半期四半期報告書)	平成21年4月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であることを1,187百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
3	平成22年2月10日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年12月第3四半期四半期報告書)	平成21年4月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であることを1,905百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
4	平成22年6月22日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成22年3月期有価証券報告書)	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が1,938百万円であることを2,956百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
5	平成22年4月30日	第10期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年6月第1四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249百万円であることを当初の614百万円から訂正せず	のれんの過大計上による損失の過少計上
6	平成22年4月30日	第10期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年9月第2四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が113百万円であることを1,125百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上
7	平成22年4月30日	第10期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成21年12月第3四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年4月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が945百万円であることを1,959百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年12月10日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社アクロディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 22 年 12 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、架空売上の計上及びソフトウェアの架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 6 月 27 日	第 4 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 3 月期有価証券報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が 267 百万円であるところを 571 百万円と記載 連結当期純損益が▲170 百万円であるところを 278 百万円と記載	架空売上の計上等
2	平成 20 年 11 月 14 日	第 5 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲322 百万円であるところを▲156 百万円と記載	架空売上の計上等
3	平成 21 年 2 月 13 日	第 5 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲817 百万円であるところを▲471 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
			平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,163 百万円であるところを 3,958 百万円と記載	
4	平成 21 年 5 月 15 日	第 5 期事業年度第 4 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,347 百万円であるところを▲1,015 百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの架空計上等
			平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 2,598 百万円であるところを 3,380 百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成 21 年 8 月 14 日	第 5 期事業年度第 5 四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書(平成 21 年 6 月第 5 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 6 月 30 日 の第 5 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 1,510 百万円であると ころを▲1,222 百万円 と記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
			平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 6 月 30 日 の第 5 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,440 百万円であるところを 3,177 百万円と記載	
6	平成 21 年 11 月 27 日	第 5 期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 21 年 8 月期 有価証券報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 8 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,644 百万円であると ころを▲1,389 百万円 と記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,772 百万円であるところを 3,476 百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 株式会社アクロディアは、関東財務局長に対し、平成 21 年 6 月 19 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 3 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)、平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書(上表番号欄 2 参照)、平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書(上表番号欄 3 参照)及び平成 21 年 3 月第 4 四半期四半期報告書(上表番号欄 4 参照)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 6 日、1,600 個の新株予約権証券を 1,575,680,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 7,814 万 9,996 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 12 月 10 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 1 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ デザインエクステンジ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 1 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. デザインエクステンジ株式会社は、関東財務局長に対し、減損損失の過少計上及び



債務保証損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	事由
1	平成 21 年 3 月 30 日	第 16 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 20 年 12 月期有価証券報告書)	平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,418 百万円であるところを▲1,302 百万円と記載	債務保証損失引当金の不計上等
2	平成 22 年 3 月 31 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 12 月期有価証券報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,692 百万円であるところを▲1,545 百万円と記載(注2)	・減損損失の過少計上 ・著作権の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲435 百万円であるところを 827 百万円と記載(注2)	
3	平成 22 年 5 月 14 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 3 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲513 百万円であるところを 748 百万円と記載(注3)	著作権の過大計上等

(注1) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(注2) デザインエクステンジ株式会社は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲3,052 百万円に、連結純資産額を▲666 百万円にそれぞれ訂正している。

(注3) デザインエクステンジ株式会社は、平成 22 年 9 月 15 日提出の訂正報告書において、連結純資産額を▲744 百万円に訂正している。

2. デザインエクステンジ株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 21 年 3 月 18 日、有価証券届出書(普通株式)を提出し、さらに、同年 3 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年 4 月 6 日、260,000 株の株式を 70,200,000 円で取得させ、
- (2) 平成 21 年 3 月 18 日、有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、さらに、同年 3 月 30 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 20 年 12 月期有価証券報告書(上表番号欄 1 参照)を組込情報とする当該有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同訂正届出書に基づく募集により、同年 4 月 6 日、20,000 個の新株予約権証券を 62,000,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行

為に該当する。

【課徴金額】 1,794 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 1 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 4 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ メルシャン株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 1 日

【勧告の対象となった違反事実】

メルシャン株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 3 月 26 日	第 91 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 19 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 19 年 1 月 1 日～ 平成 19 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,598 百万円であると ころを 483 百万円と記 載	架空売上の計 上等
2	平成 21 年 3 月 25 日	第 92 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 20 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 20 年 1 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 1,871 百万円であると ころを 162 百万円と記 載	架空売上の計 上等
3	平成 21 年 11 月 10 日	第 93 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 9 月第 3 四半期 四半期報告書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日 の第 3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 2,295 百万円であると ころを▲126 百万円と 記載	架空売上の計 上等
4	平成 22 年 3 月 25 日	第 93 期事業年度 連結会計期間に係 る有価証券報告書 (平成 21 年 12 月 期有価証券報告 書)	平成 21 年 1 月 1 日～ 平成 21 年 12 月 31 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,117 百万円であると ころを 28 百万円と記載	架空売上の計 上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,000 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 1 日  
課徴金納付命令日 平成 23 年 2 月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮ 株式会社リンコーコーポレーションに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 2 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社リンコーコーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注 1）	事由
平成 22 年 6 月 28 日	第 149 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 3 月期有価証券報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲982 百万円であるところを▲517 百万円と記載（注 2）	貸倒引当金の過少計上等

（注 1）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

（注 2）株式会社リンコーコーポレーションは、平成 22 年 9 月 13 日提出の訂正報告書において、連結当期純損益を▲1,013 百万円に訂正している。

【課徴金額】 300 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 23 年 2 月 18 日  
課徴金納付命令日 平成 23 年 3 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯ 東京日産コンピュータシステム株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 23 年 3 月 8 日

【勧告の対象となった違反事実】

東京日産コンピュータ株式会社は、関東財務局長に対し、ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。

有価証券報告書		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成20年 6月23日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲711百万円であるところを▲580百万円と記載	ソフトウェア仮勘定に係る除却損失の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成23年3月8日

課徴金納付命令日 平成23年4月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### 3 その他

平成21年6月26日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案については、被審人が平成21年7月13日に、違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、

- ① ビックカメラの第27期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第28期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を参照書類とした目論見書に虚偽の記載があると認められるか。
- ② 被審人は目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認められるか。
- ③ 被審人は虚偽の記載がある目論見書の作成に関与したと認められるか。

を争点に争っていたものである。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記②について、被審人が目論見書の作成に関与した時点で目論見書に虚偽の記載があることを知っていたと認めることはできないとし、その他の争点については、仮に目論見書に虚偽の記載があり、かつ、被審人が目論見書の作成に関与したとしても、被審人が目論見書の作成に関与した時点で、目論見書に虚偽の記載があることを知っていたとまでは認められないことから、その他の争点を検討するまでもなく、金商法第178条第1項第2号に該当する事実を認めることはできないとして、平成22年6月25日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

### 第3 無届募集に対する裁判所への禁止命令等の申立て

192条申立て及び187条調査は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（第4章第8参照。）。

#### ○ 株式会社生物化学研究所

証券監視委は平成22年11月26日、株式会社生物化学研究所（以下この章において「生物化学」。）について、金商法192条に基づく裁判所への金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止・停止命令の申立てを行った。

生物化学（山梨県中央市）は、証券監視委が大経に対して行った187条調査（第4章第8参照。）において、

- ・ 平成22年2月ごろから6月ごろまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権の発行を行い、無登録業者である大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取寄せさせていた（株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円）
- ・ 平成22年11月末発行予定の株式について、投資家に対する取得の勧誘を行っていたことが判明した。

同社は各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していないが、7回のうち6回の発行に係る株式等及び同年11月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも有価証券の募集に該当し、かつ、「有価証券の募集は、発行者が当該有価証券の募集に関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない」と規定する金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。

このような生物化学の行為は金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、同社は当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められた。

このため、同年11月26日、証券監視委は甲府地方裁判所に対し、生物化学を被申立人とする金商法違反行為（無届けで有価証券の募集を行うこと等）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行ったものである。

なお、生物化学の無届募集に関しては、同日、関東財務局が警告書を発出し、公表している。この警告書は、同財務局がこれまで行ったヒアリングや、証券監視委が行った大経に関する192条申立てなどの情報により、生物化学が無届募集を行っていることが認められたことから、当該行為を取り止めるよう発出されたものである。

他方、証券監視委の同社に関する192条申立ては、同社が無届募集を行っており、また、今後も行うおそれがあることが認められたため、公益及び投資者保護の観点から、将来にわたって行われる違法行為をも視野に入れて、当該違法行為の禁止・停止命令の申立てを行ったものである。

本申立てを受け、甲府地方裁判所は、審問を経た上で同年12月15日、申立ての内容どおり、同社に対して、無届募集を行ってはならないとの命令を下した。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無届募集等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えである。

投資者の皆様におかれても、金商法の規定に違反する無届けでの株券や社債券等の有価証券募集により様々なトラブルが生じていることから、購入することのないよう御注意いただきたい。

## 第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るよう努める。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査を実施するため、市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努めるほか、任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。
- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自立的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化する。
- (3) 金融庁の行政部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化する。
- (4) 株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第192条）の活用も含め、適切に対応する。

## 第7章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

#### 1 犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルール違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

#### 2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則疑い者又は参考人（以下「犯則疑い者等」という。）に対する質問、犯則疑い者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則疑い者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料171頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第28条）

#### 3 平成22年度における活動状況

平成22年度においては、計8件の犯則事件について検察官に告発を行った（本章第2参照）。告発した事件については、犯則疑い者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

平成22年度に告発した事件の中には、上場企業の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加え、初めて偽計（金商法第158条）を適用して告発した事件や、無届の社債により多数の一般投資家から資金を調達した上で経営破綻により多額の債務を未償還に陥らせた事案について、初めて有価証券届出書の不提出（無届募集）を適用して告発した事件が含まれている。また、内部者取引事件では、未公表の企業情報に接する機会の多い金融機関職員による内部者取引事件や、上場企業の役員から情報伝達を受けた配偶者による内部者取引事件等が含まれている。相場操縦については、インターネット取引の進展に伴う証券

犯罪のローカル化を反映したものとして、大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件を告発した。なお、同事件は、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead」稼動（平成 22 年 1 月）後の同取引所における相場操縦行為を証券監視委が摘発した初めてのケースである。

## 第 2 犯則事件の調査・告発実績

### 1 告発の状況

平成 22 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で 4 件・5 名、相場操縦の嫌疑で 1 件・1 名、偽計の嫌疑で 1 件・3 名、虚偽有価証券届出書提出の嫌疑で 1 件・4 名、無届募集の嫌疑で 1 件・2 名の合計 8 件・15 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料 291 頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

事 件 名	告発年月日	告 発 先
株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)(2)	(1)22 年 5 月 11 日 (2)22 年 6 月 15 日	東京地方検察庁 検察官
株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件	22 年 10 月 6 日	さいたま地方検 察庁検察官
株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事 件	22 年 10 月 26 日	
大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相 場操縦事件	22 年 10 月 28 日	大分地方検察庁 検察官
株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件	22 年 12 月 7 日	東京地方検察庁 検察官
株式会社丸美に係る無届社債券募集事件	23 年 2 月 9 日	福岡地方検察庁 検察官
オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引 事件	23 年 3 月 22 日	東京地方検察庁 立川支部検察官

### 2 告発事案の概要

平成 22 年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

#### (1) 不公正取引に対する告発

##### ① 株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(1)

本件は、銀行の審査部で融資案件の審査業務等に従事していた職員が、職務に関して知った情報を利用するなどして、4 銘柄について内部者取引を行ったという事件である。

本件の特徴として、(ア) 未公表の企業情報を取り扱うことの多い金融機関の職員が繰り返し内部者取引を行っていた点、(イ) 4 銘柄のうち 2 銘柄の内部者取引は、近年増加傾向にあるとして証券監視委としても注視している、公開買付け（TOB）の実施に係る内部者取引であったことが挙げられる。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為）、



金商法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為、第 167 条第 1 項等 公開買付者等関係者の禁止行為、第 167 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 22 年 4 月 22 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 5 月 11 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが

第 1 平成 18 年 12 月 6 日ないし同月 7 日ころ、株式会社GDHとあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、GDHの業務執行を決定する機関が、同社が発行する株式を引き受ける者を募集することについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 18 年 12 月 11 日から平成 19 年 1 月 19 日までの間、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で、GDHの株券合計 135 株を代金合計 1,160 万 5,100 円で買い付け

第 2 平成 20 年 5 月 28 日ないし同年 6 月 2 日ころ、株式会社BCJ-2と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、BCJ-2の業務執行を決定する機関が、株式会社ディーアンドエムホールディングスの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月 3 日から同月 20 日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ディーアンドエムホールディングスの株券合計 3 万 8,000 株を代金合計 1,701 万円で買い付け

第 3 平成 20 年 8 月 11 日ないし同月 14 日ころ、エーエスホールディングス株式会社と融資契約締結の交渉をしていたあおぞら銀行の審査第一部に所属する職員が同契約の締結交渉に関し知った、エーエスホールディングスの業務執行を決定する機関が、株式会社あきんどスシローの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、自己の職務に関して知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月 20 日から同年 9 月 18 日までの間、複数の証券会社を介し、知人名義で、あきんどスシローの株券合計 5,200 株を代金合計 1,021 万 8,900 円で買い付け

第 4 平成 21 年 3 月 26 日ころ、株式会社ベスト電器とあおぞら銀行との間で締結していた融資契約の履行に関し、ベスト電器が新たに算出した平成 20 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの事業年度における同社及び同社が属する企業集団の当期純利益の各予想値について、同社が平成 21 年 1 月 19 日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年 3 月 26 日から同年 4 月 10 日までの間、証券会社を介し、知人名義で、ベスト電器の株券合計 1 万 2,500 株を代金合計 350 万 5,500 円で売り付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 5 月 12 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。本件は、下記②の内部者取引事件と一括審理され、平成 23 年 4 月 26 日、東京地方裁判所は、本件インサイダー取引の犯行は、証券取引市場の公正性と健全性及びこれに対する投資家の信頼

を大きく害するものであったとして、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金約5,824万円の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

## ② 株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件(2)

本件は、上記①の内部者取引事件(1)と同一の嫌疑者が行っていた別の1銘柄に関する内部者取引を告発したものである。

本件は、平成20年秋のいわゆるリーマン・ショックの後、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実に became という事実を知っての内部者取引である。本件では、当該事実について、金商法第166条第2項第4号の「前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」との規定(いわゆるバスケット条項)に該当するものと認定し、これを告発したものである。

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法(第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)に違反するとして、必要な調査を行い、平成22年6月15日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者は、株式会社あおぞら銀行の審査第一部において融資案件の審査業務等に従事していたものであるが、不動産投資等を目的とする株式会社リサ・パートナーズの役員が同役員の職務に関し知り、あおぞら銀行ウエルスマネジメント部において同役員に対する融資営業等の業務に従事していた職員が職務上同役員から伝達を受けた、リサ・パートナーズにおいて、景気の低迷等により不動産関連企業の新規資金調達が困難となっていた状況下で株式会社三井住友銀行ほか10行から成る銀行団による協調融資により総額約100億円の新規事業資金を調達できることが確実に became 旨の、リサ・パートナーズの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、平成21年3月6日ころ、犯則嫌疑者の職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月18日から同月26日までの間、証券会社を介し、知人名義で、リサ・パートナーズの株券合計82株を代金合計222万2,740円で買い付けたものである。

### 【告発後の経緯】

平成22年6月17日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、上記①の内部者取引事件と一括審理された。

## ③ 株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件

本件は、株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件(132頁の(2)①)に引き続いて告発した事件であり、犯則嫌疑者2名が、同社株券の取引所への新規上場(いわゆるIPO)に際し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、業績等につき虚偽の事実が記載された文書の公表、虚偽の内容を記載した目論見書の引受証券会社担当者らへの配布、引受証券会社との株式引受契約の締結に際しての虚偽の表明、虚偽の内容を記載した目論見書の一般投資家への交付等の一連の行為により、偽計を用いて公募増資を行ったものである。

上場会社の新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、虚偽有価証券届出書提出に加

え、偽計の嫌疑で告発したケースは本件が初めてである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第 158 条等 偽計の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 22 年 10 月 26 日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、半導体製造事業等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者 A は犯則嫌疑法人の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は犯則嫌疑法人の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたものであるが、

犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し、同社株券を平成 21 年 11 月 20 日に東京証券取引所マザーズに上場させるに当たり、犯則嫌疑法人の業績を過大に偽るなどした上で、株券の募集により多額の資金を調達しようと企て、

真実は、同社の平成 21 年 3 月期連結会計年度における同社企業集団の売上高は 3 億 1,956 万 5,084 円であり、また、平成 22 年 3 月期第 1 四半期及び第 2 四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は、それぞれ 73 万 6,930 円及び 465 万 3,095 円であったにもかかわらず、その情を秘し、あたかも業績好調な会社であるかのように装い、

平成 21 年 10 月 16 日、東京証券取引所内記者クラブに設置された投函ボックスに、「募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」と題する文書とともに、犯則嫌疑法人の平成 22 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間における同社企業集団の売上高は 48 億 9,300 万円の見込みであるなどと虚偽の内容を記載した「平成 22 年 3 月期（通期）及び平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績見通しについて」と題する文書を投函して虚偽の事実を公表し、

平成 21 年 10 月 29 日、X 証券会社において、株式会社エフオーアイ株券の買取引受を予定していた証券会社（以下「引受証券会社」という。）担当者らに対し、犯則嫌疑法人の企業集団の業績に関し、「平成 21 年 3 月期連結会計年度における売上高は、11,855 百万円（前年同期比 124.8%）。売上高が増加した要因は、絶縁膜エッチング装置及びアッシング装置の販売が、台湾及び中国顧客の新設及び既設ライン向けで増加したため」「平成 22 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間の売上高 24 億 3,073 万 6,000 円」などと虚偽の内容を記載した目論見書を配布するなどし、

平成 21 年 11 月 11 日、犯則嫌疑法人本社事務所において、上記 X 証券会社他の引受証券会社との間で株式引受契約を締結するに際し、上記のとおり虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、

同月 12 日から 17 日までの間、引受証券会社をして、多数の一般投資家にこれら虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどして犯則嫌疑法人が新たに発行する株券の取得の申込みを勧誘させ、もって有価証券の募集のため偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 26 日、犯則嫌疑者 2 名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

#### ④ 大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

本件は、大分在住のデイトレーダーが、インターネット取引により、他の投資家に買

い需要が旺盛である誤解させるため、約定させる意思の無い大量の買い注文を委託するいわゆる「見せ玉」と呼ばれる手法を用いるなどして3銘柄について相場操縦を行った事件である。

デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成21年度に告発した「ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件」（平成21年9月29日告発）に続くものである。

なお、3銘柄のうち1銘柄に係る平成22年2月の相場操縦行為は、平成22年1月に東京証券取引所が導入した新株式売買システム「arrowhead」稼働後のものであり、証券監視委として同システム稼働後の相場操縦行為を摘発した初めての事案である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法、金商法（第159条第1項、第197条第2項等相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成22年10月8日、大分地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年10月28日、犯則嫌疑者を大分地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で

第1 株式会社テクノマセマティカル（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年10月25日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計190株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者らの名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計393株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を113万円から120万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計198株を売り付け

第2 株式会社アドウェイズ（東証マザーズ上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、同日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計199株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計275株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計18株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を27万7,000円から29万円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計254株を売り付け

第3 オーベクス株式会社（東証市場第二部上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成22年2月9日、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計25万5,000株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法によ

り、同株券合計 25 万 8,000 株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計 3 万 1,000 株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 84 円から 102 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券合計 25 万 4,000 株を売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 28 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 23 年 3 月 10 日、大分地方裁判所は、被告人が行った変動操作及び仮装売買の各相場操縦行為は、投資家に対し、その相場が自然の需給関係により形成されたものと誤認させて、投資の判断を誤らせ、不測の損害を被らせる危険を生じさせるものであり、有価証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を大きく損なうものであるとして、懲役 2 年 4 月（執行猶予 4 年）、罰金 600 万円、追徴金約 2 億 6,148 万円の判決を言い渡した。平成 23 年 3 月 24 日、被告人は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である。

#### ⑤ 株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、株式会社西友株券の公開買付け（TOB）が行われる旨を同社の社外取締役である配偶者から伝達を受け、内部者取引を行った事件である。

本件は、TOBに係る内部者取引事件としては、既に述べた平成 22 年 5 月 11 日告発のあおぞら銀行職員による内部者取引事件（同事件の一部の犯則事実）に続くものであり、TOBにおける内部者取引のリスクを改めて示すものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 167 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 22 年 12 月 7 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人有限会社東京ファッション・インスティテュートは、ファッション及びその流通に関する国際情報の蒐集及び提供等を目的とし、株式会社として存続する会社、犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人の代表取締役であるが、犯則嫌疑者は、ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチ（以下「ワイオミング」という。）と資本提携に関する基本契約を締結していた株式会社西友の取締役から、平成 19 年 10 月 1 日ころ及び同月 4 日ころ、同人が同契約の履行に関し知った、ワイオミングの業務執行を決定する機関が西友の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である

第 1 同月 2 日から同月 19 日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、証券会社を介し、犯則嫌疑法人名義で西友の株券合計 19 万 9,000 株を代金合計 1,734 万 7,000 円で買い付け

第 2 同月 16 日及び同月 17 日、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で西友の株券合計 6 万 9,000 株を代金合計 602 万 4,000 円で買い付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 12 月 9 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

### ⑥ オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、上場会社の子会社に有価証券評価損及び売却損が発生しており、決算において有価証券評価損又は売却損を計上しなければならなくなったという事実を知っての内部者取引である。本件では、当該事実について、内部者取引規制における「子会社の業務遂行の過程で発生した損害」（証取法第 166 条第 2 項第 6 号イ、なお現金商法にも同様の規定）に該当するとして告発したものである。

業務遂行の過程で発生した損害を重要事実とする内部者取引が告発された直近の例としては、平成 21 年度に告発した「ジェイブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー・内部者取引事件」（平成 21 年 4 月 27 日告発）において、決算において連結子会社に対する貸倒引当金として特別損失を計上することが重要事実の一つとされている。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 23 年 3 月 22 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁立川支部検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、オックスホールディングス株式会社の子会社で金融業並びに有価証券の運用及び売買等を目的とするオックスキャピタル株式会社と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していたものであるが、平成 18 年 7 月 28 日ころ、同契約の履行に関し、同社に合計約 5 億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており同社の同年 8 月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実に became という、同社の業務遂行の過程で損害が発生した事実を知り、同事実の公表前に信用取引によりオックスホールディングス株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である 8 月 10 日及び同月 15 日、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者らの名義でオックスホールディングス株券合計 1,538 株を代金合計 3,232 万 3,670 円で売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 23 年 3 月 23 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所立川支部において、公判係属中である。

## (2) ディスクロージャー違反に関する告発

### ① 株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件

本件の犯則嫌疑者らは、犯則嫌疑法人の株券の取引所への新規上場の際し、有価証券届出書を提出したが、当該届出書に記載された売上高（約 118 億円）の実に 97%に相当する金額が架空売上高の計上によるものであったという事件である。

新規上場時に提出された有価証券届出書に虚偽記載があるとして告発した事件としては、平成 21 年 3 月 25 日等に告発した株式会社プロデュースに係る虚偽有価証券届出

書等提出事件に続くものである。

株式会社エフオーアイは、平成 21 年 11 月に上場していたものであるが、証券監視委による調査の結果、ベンチャーキャピタル等の上場前からの投資家に対する同社株の取引制限（ロックアップ）が解除される直前に市場に警鐘を鳴らすことができ、結果的に同社は翌 6 月に上場廃止となった。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書提出が金商法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書の提出）に違反するとして、平成 22 年 9 月 15 日にさいたま地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 10 月 6 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 3 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社エフオーアイは、エレクトロニクス製品の製造販売業務等を目的とし、その発行する株券を東京証券取引所マザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者 A は同社の代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は同社の代表取締役専務として同社の経理業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 C は同社の取締役として同社の営業部門の長を務めていたものであるが、犯則嫌疑者 3 名は、共謀の上、同社の業務に関し、上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度につき、平成 21 年 10 月 16 日、関東財務局長に対し、同社の売上高が 3 億 1,956 万円であったにもかかわらず、架空売上高を計上する方法により売上高を 118 億 5,596 万円と記載した連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 10 月 6 日、犯則嫌疑者 2 名について、公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において、公判係属中である。

## ② 株式会社丸美に係る無届社債券募集事件

本件は、福岡市に本社を置く犯則嫌疑法人の業務に関し、内閣総理大臣（本件の場合には福岡財務支局）に届出を行わずに、多数の者に対して社債券の募集が行われた事件であり、証券監視委として無届募集を告発した初めてのケースである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件無届募集が証取法（第 197 条の 2 第 1 号等 無届募集の禁止）に違反するとして、警察当局とも連携しつつ必要な調査を行い、平成 23 年 2 月 9 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社丸美は、建築物の維持管理・不動産売買・有価証券の売買等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者は、同会社の代表取締役会長として同社の業務全般を統括管理していたものであるが、内閣総理大臣に届出をしないで、多数の一般投資家を相手方に社債券の募集をして数十億円規模の資金を調達しようとして、同会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣に届出をしないで、平成 18 年 7 月下旬ころ、同会社マンション総合管理事業本部から、約 1 万 5,000 名方に、情を知らない同

事業本部従業員を介して、「社債金額 200 万円、利率年 7 パーセント、元金償還日は発行日より 3 年経過した期日、申込期間平成 18 年 7 月 20 日から平成 18 年 8 月 31 日まで」旨記載した募集要項を宅配便を用いてそれぞれ配布するなどし、前記約 1 万 5,000 名に対し、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、もって内閣総理大臣に対する届出を必要とする有価証券の募集について、届出が受理されていないのに当該有価証券の募集をしたものである。

**【告発後の経緯】**

平成 23 年 2 月 10 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、福岡地方裁判所において、公判係属中である。

### 第 3 平成 21 年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成 22 年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成 21 年度以前の告発事案について、平成 22 年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

**(1) 南野建設株式会社株券に係る相場操縦事件**

**【平成 19 年 11 月 1 日告発、平成 22 年 4 月公訴棄却（大阪地裁）】**

平成 22 年 4 月、大阪地方裁判所は、被告人（株式投資アドバイザー）について、訴訟能力無しと判断の上、公訴棄却を決定し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 2 名については、いずれも一審で確定）

**(2) 株式会社キャッツに係る虚偽有価証券報告書等提出事件**

**【平成 16 年 3 月 29 日告発、平成 22 年 5 月 31 日判決（最高裁）】**

平成 18 年 3 月 24 日、東京地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）を言い渡し、被告人は控訴した。平成 19 年 7 月 11 日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 5 月 31 日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 2 名については、いずれも一審で確定）

**(3) 株式会社森本組に係る虚偽有価証券報告書提出事件について**

**【平成 16 年 6 月 22 日告発、平成 22 年 6 月 4 日判決（最高裁）】**

平成 18 年 4 月 18 日、大阪地方裁判所は、被告人（会社社長）に、懲役 6 年の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成 20 年 1 月 15 日、大阪高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 6 月 4 日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された 3 名については、いずれも一審で確定）

**(4) 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件**

**【平成 21 年 7 月 31 日告発、平成 22 年 6 月 10 日判決（東京高裁）】**



平成 21 年 12 月 24 日、さいたま地方裁判所は、被告人 A（当該会社従業員）に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 200 万円、追徴金約 1,293 万円、被告人 B（会社員）に、懲役 2 年（執行猶予 3 年）、罰金 300 万円、追徴金約 1 億 6,164 万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告人 A 及び被告人 B は控訴した。

平成 22 年 6 月 10 日、東京高等裁判所は、被告人兩名について、原判決が認定した犯罪事実には誤認はなく、また原判決の量刑は、重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人 A 及び被告人 B に控訴棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

(5) **株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件**

【平成 19 年 3 月 27 日告発、平成 22 年 8 月 4 日判決（大阪高裁）】

平成 21 年 9 月 9 日、大阪地方裁判所は、被告人 B（会社役員）に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）追徴金約 2 億 4,533 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 22 年 8 月 4 日、大阪高等裁判所は、原判決が認定した犯罪事実には誤認はなく、原審の追徴額の量定が不当であるとはいえないなどとして、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。

（上記被告人と同時に起訴された被告人 3 名のうち 2 名については、いずれも一審で確定、ほか 1 名については、最高裁判所において公判係属中）

(6) **株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件 (1) (2) (3)**

【平成 21 年 3 月 25 日、平成 21 年 4 月 28 日告発、平成 22 年 8 月 10 日判決（最高裁）】

平成 21 年 8 月 5 日、さいたま地方裁判所は、被告人（当該会社代表取締役）に、懲役 3 年（実刑）、罰金 1,000 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。平成 22 年 3 月 23 日、東京高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成 22 年 8 月 10 日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（同事件の (3) については、附属資料 317 頁の事件番号 121 参照）

(7) **ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件 (1)**

【平成 21 年 11 月 24 日告発、平成 22 年 8 月 18 日、平成 22 年 8 月 25 日、平成 22 年 9 月 1 日判決（大阪地裁）】

平成 21 年 8 月 18 日、大阪地方裁判所は、被告人 A（当該会社代表取締役）及びその共犯者らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 300 万円、追徴金約 2 億 5,529 万円、被告会社に、罰金 3,000 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人 A は、下記 (8) 記載のユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不正ファイナンスに係る偽計事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

平成 22 年 8 月 25 日、大阪地方裁判所は、被告人 B（会社員）らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人 B に、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 200 万円、追徴金約 2 億 5,529 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成 22 年 9 月 1 日、大阪地方裁判所は、被告人 C（会社役員）らは、継続的かつ大規模な相場操縦行為を行ったものであって、その態様は巧妙かつ計画的であって、悪質であるとし、被告人 C に、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、追徴金約 2 億 6,477 万円の

判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人Cは、下記(9)株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

(8) **ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件**

【平成21年12月24日告発、平成22年8月18日判決（大阪地裁）】

被告人（当該代表取締役）について、上記(7)参照。

(9) **株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件**

【平成22年3月16日告発、平成22年9月1日判決（大阪地裁）】

被告人（会社役員）について、上記(7)参照。

(10) **株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不公正ファイナンスに係る偽計事件**

【平成21年7月14日告発、平成22年11月30日判決（東京高裁）、平成23年3月23日判決（最高裁）】

平成22年2月18日、東京地方裁判所は、被告人（会社役員）に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金400万円、追徴金約3億147万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成22年11月30日、東京高等裁判所は、原判決が認定した犯罪事実に誤認はなく、原审の量刑が不当であるとはいえないなどとして、被告人に控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成23年3月23日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反の主張であって、上告理由には当たらないとし、被告人に上告棄却を言い渡し、同判決は確定した。

(11) **トランスデジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件**

【平成22年3月26日告発、平成22年11月24日判決（東京地裁）】

平成22年11月24日、東京地方裁判所は、本件犯行は、一般投資家の投資判断を誤らせる危険性の高い悪質なものであったとし、被告人A（元当該会社顧問）に、懲役3年（執行猶予4年）、被告人B（元当該会社代表取締役）に、懲役2年6月（執行猶予4年）をそれぞれ言い渡し、同判決は確定した。

(12) **日信工業株式会社株券に係る相場操縦事件**

【平成17年6月20日告発、平成22年12月13日（最高裁）】

平成19年12月21日、東京地方裁判所は、被告人（個人投資家）に、懲役2年（執行猶予3年）、追徴金約1,166万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成21年3月26日、東京高等裁判所は、被告人に、控訴棄却を言い渡し、被告人は上告した。

平成22年12月13日、最高裁判所は、被告人に、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人に上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

## 第4 今後の課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

こうした取り組みを通じて、市場監視機関である証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対してできる限り早期に警鐘を鳴らしていくことを目指す。

### (1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取り組み

証券監視委は、第7期活動方針（平成23年1月18日公表）においても、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととしている。

我が国経済・金融情勢が依然として厳しい中、資金繰りに逼迫した新興企業を中心として不透明なファイナンスが行われるリスクが引き続き高いことから、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスに対する監視を重点課題の一つとして、偽計を積極的に活用し、鋭意取り組んでいくこととしている。こうした事案の中には、その背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合もあり、必要に応じ、警察当局とも連携して対処していくこととしている。

### (2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンスに絡む複雑・悪質な複合事案以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾）などの一般的な犯則類型があるが、これらの犯則類型に幅広く取り組むことによって、予防効果も含め効果的・効率的な市場監視に努めていくこととしている。

#### ① 内部者取引事案への取り組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け等の企業買収（M&A）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、最近の市場環境としては、景気の低迷やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られており、こうした動きの背後で内部者取引が行われるリスクが相応に存在している。

証券監視委としては、重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引の嫌疑のある取引については、くまなく監視しているところであるが、引き続き上記のような内部者取引に係る傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととしている。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義について、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引事案を摘発するだけでなく、その発生防止にも努めていくこととしている。

#### ② 相場操縦事案への取り組み

最近の相場操縦事案には、デイトレーダー等によるネット取引を利用した「見せ玉」等新手の手法によるものと、仕手筋による伝統的な手法によるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、いずれの相場操縦についても、引き続き監視の目を光らせていく

こととしている。

平成 22 年度には、東京証券取引所の新株式売買システム「arrowhead」の稼働（平成 22 年 1 月）後に行われた相場操縦行為について証券監視委として初めて告発を行ったが、引き続き取引の高速化にも対応した発注状況の再現・分析に取り組んでいくこととしている。

### ③ 粉飾事案への取組み

平成 22 年度に告発した株式会社エフオーアイの粉飾事件は、上場時の粉飾の嫌疑が濃厚と認められたことから、上場後約半年で同社への強制調査を実施するという迅速な対応をとることにより、一般投資家の被害拡大を最小限に食い止めたものである。

証券監視委としては、引き続き隠れた粉飾企業の摘発に努めていくとともに、粉飾は経営不振企業が犯す犯則行為であり、そのような企業は資金繰りに逼迫して不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

### (3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場における証券取引についても、海外からの発注が広く見られるようになってきている。こうした中、内部者取引等の不公正取引に加え、粉飾や不公正ファイナンスにおいても、市場監視当局の追及から逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用されるリスクが相応に存在している。

このようなクロスボーダーでの不正行為を摘発するためには、各国の市場監視当局間の連携が不可欠であり、証券監視委としても、海外当局と積極的に連携すること等により、市場監視の空白を作らないように取り組んでいくこととしている。特に今般、証券監視委の第 7 期活動方針において、「市場のグローバル化への対応」を基本的な考え方の一つとして掲げたことを踏まえ、IOSCO のマルチ MOU 等、国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用し、クロスボーダー事案への取組みを一層強化していくこととしている。

### (4) ローカル化への対応

平成 22 年度に告発した大分在住のデイトレーダーの相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の除去や新興上場企業の地方への広がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりを見せてきている。

このような中、証券監視委としては、引き続き各地域の捜査機関や財務局とも連携を図りつつ、効果的・効率的な調査を実施していくこととしている。

### (5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

IT 化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

平成 22 年度においては、保全・復元・解析等に係る資機材の整備を進めたところであるが、平成 23 年度においても、上場企業の経理データ等の膨大な情報を効率的に分析するためのソフトウェア等を整備することにより、デジタルフォレンジック環境の一層の充実を図ることとしている。

(6) 専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な課題となっている。

証券監視委においては、引き続き法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

## 第8章 建 議

### 第1 概 説

#### 1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

#### 2 平成22年度における建議の状況

平成22年度においては、証券検査の結果に基づき金融庁長官に対し2件の建議（「事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について」及び「投資助言・代理業者の登録拒否事由について」）を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成22年度までに21件の建議を行ってきたところである。（附属資料323頁参照）

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

平成22年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

##### (1) 事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制について

集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、

① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、

② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、

など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。

また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。

したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底

を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要がある。

## (2) 投資助言・代理業者の登録拒否事由について

投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、

- ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況
- ② 無登録業者に対する名義貸し等
- ③ 顧客に対する報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等）
- ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等）

など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。

これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。

こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要がある。

なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。

## 2 建議に基づいて執られた措置

平成 22 年度における上記 2 件の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

### (1) 事業型ファンドにおける分別管理に係る販売規制についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年 4 月 1 日施行）。

- ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等
- ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法

### (2) 投資助言・代理業者の登録拒否事由についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された。

## 3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、

建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

### 第3 今後の課題

平成22年度における上記2件の建議については、前者は「金融商品取引業等に関する内閣府令」に、後者は金商法に反映されており、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に寄与したものと考えている。

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。



## 第9章 監視活動の機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成23年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備や無登録業者に対する調査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、16人の増員が認められ、証券監視委の平成23年度末の定員は392人となっている。

また、不正開示及び不公正取引への対応を強化する観点から、課徴金・開示検査課が「開示検査課」と「取引調査課」に分離されることにより、5課体制から6課体制に強化される予定である。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、無登録業者に対する調査体制の整備に関する6人の増員が認められ、平成23年度末の定員は312人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で704人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成22年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計18人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成23年3月末現在111名が在籍している。

#### 2 情報収集・分析能力の向上

##### (1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成22年度においては、大阪証券取引所における新デリバティブ売買システム「J-GATE」導入に対応するためにデータの取込機能等の改修を実施した。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

##### (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウにつ

いてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、CDS等の店頭デリバティブをはじめとした新たな金融商品の開発、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が証券監視委に新たに求められていることに加えて、国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われるなど、我が国市場を取り巻く環境は急激に変化してきている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法やデジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

更に、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割がますます重要になってきていることを踏まえ、中間監督者会議を開催し、これらの者の意識の醸成に努めてきている。

### 3 監視を支えるシステムインフラの強化

平成22年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム）に関して、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、システム設計工程を完了させた。今後のシステム開発以降の工程においても、引き続き、各業務に必要なシステム機能が実装されることに注視していくこととしている。

また、デジタルフォレンジックについて、証券監視委にその手法、技術を取り込む方策を検討するとともに、データリカバリに関する分野においては、必要な資機材の整備を行った。さらに、データ分析に関する分野においても、市場監視に活用するために必要な資機材等の調査や環境づくりの検討を行い、具体的な調達準備を進めている。

## 第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

### 1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

なお、平成22年度においては、新たな情報発信のツールとして、「証券監視委メールマガジン」を発刊し、現時点での証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔にまとめ、毎月1回、配信を行っている（平成22年度の配信実績については、附属資料338頁参照）。

### 2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明にとどまらず、市場や社会一般に関わる問題点についても説明するという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員

や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

### 3 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、近時の株式公開買付け（TOB）に係るインサイダー取引の増加を受けて行った実態把握を踏まえ、TOB関係者を対象としてインサイダー取引の未然防止に向けた情報発信を行うなど、金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人、弁護士・法律事務所、不動産鑑定士等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。（TOBに係るインサイダー取引の未然防止に向けた取組みの詳細については、第3章第3参照。）

また、大学や大学院、及び将来法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院や会計大学院の学生に対しても、引き続き積極的に、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている（講演等の実績については、附属資料331頁参照）。

### 4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する資料をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるための情報発信に努めている。なお、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、勧告の概要や講演・寄稿等の内容の新着情報を電子メールにて配信する「新着情報メール配信サービス」については、本年度より新たに開始した「証券監視委メールマガジン」と合わせ、「メールマガジン配信サービス」として統合したところであるが、その登録者件数については毎年増加傾向にあり、平成22年度末時点における登録は約3,300件となっている（<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>）。

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や本冊子の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めた。

## 第3 関係当局等との連携

### 1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成20年1月以降、「市場関連部局との意見交換会」を年に数回、継続的に開催し、その時々の問題点等を幹部及びの担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視

官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

## 2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）においても行われており、取引審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなどの重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を行っている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料 331 頁参照）。

具体的には、各自主規制機関における活動状況の報告や、それらを踏まえた議論及び意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者が参加し、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、前述（第3章第3参照）のTOBに係るインサイダー取引に関する取組みなど、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整や検査業務に有用となる指摘事例等について議論する共同ワークショップを行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委及び自主規制機関の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、相互に研修に参加し、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

## 第4 海外証券規制当局等との連携

### 1 IOSCO（証券監督者国際機構）における活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から196機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に準会員資格として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論す

る場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（TC：Technical Committee）と、その下に6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話や投資者への問題業者の警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例について説明を行った。また、証券監視委は、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）への加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された（今後平成25年1月1日までに全てのIOSCOメンバーは多国間MOUの署名国となることが義務付けられている）。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

このように証券監視委は、IOSCOへの参加のほか、監視活動を通じて得られた認識を踏まえた上で金融庁と連携しながら国際的議論へ積極的に貢献するよう努めている。

## 2 情報交換枠組みの活用

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境を越えた各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

さらに、上述のとおり、平成20年2月に、金融庁は多国間MOUの署名当局となり、多国間MOUの署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

こうした情報交換枠組みを活用し、これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、外国当局が当地の法令に基づき処分を行った事例が3件あるなどの成果が上がっており、平成21年4月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った。

しかしながら、クロスボーダー取引を利用した不公正取引はその把握が容易ではないことから、証券監視委はその実態解明を重要な課題と認識しており、証券監視委の第7期活動方針の3本柱の1つとして「市場のグローバル化への対応」を新たに掲げている（第7期活動方針の

詳細は第2章第2参照)。さらには、平成22年12月24日に金融庁が公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(以下「アクションプラン」)においても、アジア各国の監視当局との連携を強化する旨明らかにしたところであり、特にアジアにおけるクロスボーダー取引について監視を強化する必要があると認識している。今後とも証券監視委は、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

### 3 意見交換・情報発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成22年度は、米国、豪州、中国等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、証券監視委事務局職員が海外当局向けの研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況等について紹介する等、情報発信にも努めているところである。

### 4 海外規制当局への職員の派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や検査の手法を習得するため、米国証券取引委員会(SEC)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融サービス機構(FSA)が主催する短期研修に事務局職員を派遣し、また、米国SEC、米国CFTC、香港SFC等に事務局職員を長期派遣しており、証券監視委の市場監視業務に活かしている。今後とも証券監視委は、上述の「アクションプラン」においても掲げたとおり、クロスボーダー取引に対する監視を強化する観点から、アジアを含む各国の証券当局への職員派遣を推進するなど一層の人材育成を進めていくこととしている。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、情報通信技術の進展や金融・資本市場のグローバル化に伴って、個人投資家を対象としたインターネット取引の増加など販売チャネルの拡充、投資サービスの多様化、新たな商品や取引形態の出現、取引システムの面における東京証券取引所の新たな株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」、及び大阪証券取引所の新デリバティブ売買システム「J-GATE」の稼動など、環境変化が進展しているところです。

金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の変化は、市場参加者にとって、投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐にわたる選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳いつつ、商品の特性や内容、リスクなどを投資者が容易に理解し難いファンド等の商品もあるのではないかと思います。

証券監視委としては、こうした金融商品及び取引に係る環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

すなわち、証券会社等金融商品取引業者等には、自らが勧誘する金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。更に、個人投資家にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行うに当たっては、投資者へ販売する商品としての適否（合理的根拠適合性）を事前検証することが求められています。証券監視委は、証券検査において、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどについて検証し、個人投資家の保護に取り組んでいます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思っております。

さらに、投資にあたっては、無登録業者による未公開株販売の増加等を踏まえ、取引を行う相手方業者に関して、金融商品取引業の登録等の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを判断することが重要です。特に、最近では、未公開株の購入に係るトラブル等の相談が金融庁に多く寄せられているところですが、未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意ください。また、金融庁や証券監視委などの職員を騙った者が、「未公開株について調査を行っている」、「保有されている未公開株は近々上場予定である」などと告げ、それと前後して未公開株の発行業者と称する者が未公開株の勧誘等を行う等といった情報が多数寄せられています。このような不審な連絡等についても十分ご注意ください。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。